令和5年度の業務実績に関する自己評価書

令和6年6月 独立行政法人国立印刷局

様式3-1-1 行政執行法人 年度評価 自己評価の概要

1. 評価対象に関する事項										
法人名	独立行政法人国立印刷局									
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度								
	主務省令期間	令和2年度~令和6年度								

2. 評価の実施に関する事項

(担当部局からのヒアリング、実地調査、理事会への付議など、評価のために実施した手続等を記載)

業務実績に関する評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定。以下「指針」という。)並びに「国立印刷局事業計画の策定及び評価に関する規則」第8条及び第9条の規定に基づき、業務実績の取りまとめ及び自己評価を実施した。

具体的な手続としては、指針等に基づき、役員主導の下、各部門において自部門の業務実績を取りまとめ、業務実績に関する自己評価を行った。

それらの結果について、評価担当部門が各部門へのヒアリングを実施し必要な修正を行った後、理事長を委員長とする内部統制推進委員会における審議を経て、「令和5年度の業務実績に関する自己評価書」を作成した。

3. その他評価に関する重要事項

(組織の統廃合、主要な事務事業の改廃などの評価期間における特記事項などを記載) 特になし。

様式3-1-2 行政執行法人 年度評価 自己評価総合評定

1. 全体の評定												
評定	A:法人の業績向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られ (参考)主務省令期間における過年度の総合評定の状況											
(S, A, B, C, D)	ていると認められる。	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
		В	В	В	A							
評定に至った理由	(項目別評定の分布や、下記「2. 法人全体に対する評価」を踏まえ、上記評定に至った理由を記述以下を踏まえ、「A」評定とした。 ・ 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を付する8項目り、その他2項目もA評定となり、所期の目標を上回る成果が得られている。加えて、「その他業で所期の目標を上回る成果を得られているほか、残りの項目についても事業計画における所期の日本人の信用を失墜させる事象、全体評定に影響を与える事象はなかった。	目のうち、困難度 務運営に関する重	重要事項」に属す	る項目のうち、	「労働安全の保持							

2. 法人全体に対する記	平価
法人全体の評価	(項目別評定及び下記事項を踏まえた、法人全体の評価を記述。項目別評定のうち、重要な事項について記載)
	・ 銀行券については、通貨当局と密接な連携を図りつつ、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進し、設備投資及び保守点検の的確な実施並びに品質管理及び製造工程管理
	の徹底を図ることにより、財務大臣が定める製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約の履行を完遂した。
	・ 改刷を契機として次世代を担う子供たち向けに、地域イベント、学校への出張授業、校外学習支援等を積極的に行うなど、子供向け広報の充実に取り組んだほか、地方公共団
	体等が主催するイベントへの参画や美術系大学での実演を交えた特別講義などを通じて、銀行券に対する理解及び信頼を深めるための取組を行った。
	・ 旅券については、次世代旅券の開発及び新規設備の稼働に向けた体制の整備を確実に進めたことに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に
	変更されたことに伴う現行旅券の受注量の大幅な増加に対し、必要な諸材料の確保や製造体制の整備などを機動的かつ適切に行うとともに、品質管理及び製造工程管理の徹底を 図ることにより、規格内製品を納期内に確実に製造・納入した。
	・ 官報については、柔軟な体制の維持に取り組むことにより、迅速かつ確実な掲示を実施するとともに、政府の電子化施策を踏まえ、インターネット版官報の改修を実施したほ
	か、官報電子化検討会議に参加し、国立印刷局の電子配信などのノウハウ等を提供するなど、「官報電子化の基本的考え方」(令和5年10月25日官報電子化検討会議)の取りま とめに寄与した。
	・ 研究開発については、偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発計画を策定し、着実に実施した。
	・ 設備投資については、事業継続性の確保を目的とした中期設備投資計画に基づき設備投資計画を策定し、進捗管理を行いつつ、着実に実施した。
	・ 労働安全の保持については、労働災害の発生状況を踏まえ、特別安全点検による危険有害要因の洗い出し及び対策措置の実施により再発防止の徹底に取り組んだ結果、厚生労働省が主催する「SAFE コンソーシアムアワード 2023」において表彰を受けるなど、労働災害防止の着実な実施が評価された。
	・ 環境保全については、計画的な設備投資の実施等により温室効果ガス排出量の削減に着実に取り組むとともに、リサイクル可能なものは完全にリサイクルを行うことにより廃 棄物排出量を抑制するなど、持続型社会の形成のために積極的に取り組んだ。
	これらの取組を総合的に勘案すると、法人全体として事業計画における所期の目標を達成し、正確かつ確実な業務の執行が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で	(法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評定に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目
特に考慮すべき事項	別評価に反映されていない事項などを記載)
	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した	(項目別評定で指摘した課題、改善事項で翌年度以降のフォローアップが必要な事項を記載。現時点の事業計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載)
課題、改善事項	特になし。

その他改善事項	(上記以外で今後の対応の必要性を検討すべき事項、目標策定の妥当性など、個別の目標・計画の達成状況以外で改善が求められる事項があれば記載) 特になし。
4. その他事項	
監事等からの意見	国立印刷局の業務は、法令等遵守の下、年度目標の着実な達成に向けて、効果的かつ効率的に実施されており、一部目標以上の成果も認められる。令和6年7月の新日本銀行券の 発行に向けた取組はもちろん、旅券の受注増に対応した納入と次世代旅券の製造準備を着実に実行した。また、官報の電子正本化に代表される行政のデジタル化のニーズに対して、 将来に向けた取組を精力的に進めた。

その他特記事項

特になし。

様式3-1-3 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定総括表

		年度評価			-	话口叫				白	F度評(西		- 項目別		
年度目標(事業計画)	2	3	4	5	6	項目別	備考		年度目標 (事業計画)	2	3	4	5	6		備考
	年度	年度	年度	年度	年度	調書No. 年		年度	年度	年度	年度	年度	調書No.			
I . 国民に対して提供するサービスその他の業	美務の質	で向上	こに関す	る事項	ĺ				Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
銀行券等事業	A	Α	A	Α					1. 予算、収支計画及び資金計画の策	В	В	В	В		III ─ 1	
									定、採算性の確保							
1. 銀行券等事業									2. 短期借入金の限度額						IV	
(1) 財務大臣の定める製造計画の確実	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	$\underline{A \bigcirc}$		I —1—(1)			3. 不要財産又は不要財産となることが	В			В		V	
な達成									見込まれる財産がある場合には、当該							
									財産の処分に関する計画							
(2) 通貨当局との密接な連携による銀	A	Α	A	Α		I -1-(2)			4. 上記に規定する財産以外の重要な財	В			_		VI	
行券に対する信頼の維持・向上の取									産を譲渡し、又は担保に供しようとす							
組等									るときは、その計画					/		
(3) 国民に対する情報発信	A	Α	A	Α		I -1-(3)										
(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>		I -1-(4)			IV. その他業務運営に関する重要事項							
開発									11. この他未効建当に関する重安事項							
2. 銀行券等事業(銀行券以外)									1. ガバナンス強化に向けた取組							
(1) 旅券の製造	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>S O</u>		I - 2 - (1)			(1) 内部統制に係る取組	В	В	В	В		VII — 1 — (1)	
(2) その他の製品	В	В	В	В		I - 2 - (2)			(2) コンプライアンスの確保	С	В	В	В		VII — 1 — (2)	
官報等事業	A	Α	A	Α					(3) リスクマネジメントの強化	В	В	В	В		VII — 1 — (3)	
3. 官報等事業									(4) 個人情報の確実な保護等への取組	В	В	В	В		VII — 1 — (4)	
(1) 官報の編集・印刷	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>s O</u>		I - 3 - (1)			(5)情報セキュリティの確保	В	В	В	В		VII — 1 — (5)	
(2) その他の製品	В	В	В	В		I - 3 - (2)			(6) 警備体制の維持・強化	В	В	В	В		VII — 1 — (6)	
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項									2. 人事管理	В	В	В	В		VII — 2	
1. 組織体制、業務等の見直し					/				3. 施設及び設備に関する計画	В	В	В	В		VII — 3	
(1)組織の見直し	В	В	В	В	/	$\Pi - 1 - (1)$			4. 保有資産の見直し	В	В	В	В		VII — 4	
(2)業務の効率化	В	В	В	В		II - 1 - (2)			5. 職場環境の整備							
									(1) 労働安全の保持	СО	СО	ВО	AO		VII — 5 — (1)	
									(2) 健康管理の充実	В	В	В	В		VII — 5 — (2)	
									(3) 職務意識の向上・組織の活性化	В	В	В	В		VII - 5 - (3)	
					/				6. 環境保全	В	В	A	Α		VII — 6	
					/				7. 積立金の使途	_					VII — 7	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。
- ※3 主務省令期間で経年表示する。

1. 当事務及び事業に関す	- る基本情報		
I-1, $I-2$	銀行券等事業		
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号、第2号、第5号、第6号
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)	及び第7号並びに同条第2項及び第3項
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する		
	信頼の維持に貢献する。		
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止		
	施策4-1-1 通貨の円滑な供給		
	施策4-1-2 偽造通貨対策の推進		
	施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動		
	(外務省)		
	基本目標IV 領事政策		
	施策IV-1 領事業務の充実		
	施策 $N-1-1$ 領事サービスの充実		
	施策Ⅳ-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管		
	理及び申請手続の利便性の向上		
当該項目の重要度、困難	【重要度:高】 I−1−(1)、I−1−(4)、I−2−(1)	関連する政策評価・行政	(財務省)
度	【困難度:高】 $I-1-(1)$ 、 $I-1-(4)$ 、 $I-2-(1)$	事業レビュー	令和5年度事前分析表〔総合目標4〕
			令和5年度事前分析表〔政策目標4-1〕
			(外務省)
			令和5年度事前分析表〔外務省5-IV-1〕
			令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-外務-22-0281

主要な経年データ															
①主要なアウトプット(アウ	トカム)情報							②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		
I−1−(1)財務大臣の定める	製造計画の確実な道	 を成						売上高(百万円)	57, 443	54, 979	55, 786	63, 514			
(参考指標) 設備投資計画において年度内受 入れとした1億円以上の設備の 年度内受入率(ただし、受注者側 の事情によるものを除く)		100%	100%	100%	100%	100%		売上原価(百万円)	43, 411	42, 131	46, 159	53, 200			
製造計画達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717	2, 976	3, 650			
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用(百万円)	48, 919	46, 849	49, 134	56, 850			
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業利益(百万円)	8, 524	8, 131	6, 652	6, 664			

										_
	指標等		達成目標(指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	
	(参考指標)	製紙機械		99.2%	99.4%	99.1%	99.4%	99.0%		
	生産設備の可動率	印刷機械		98.5%	98.7%	98.3%	97.4%	96. 9%		
	情報漏えい、紛失・盗無	難発生の有	無	無	無	無	無	無		
	I − 1 − (2)通貨当	角局との密接	な連携等							
	(参考指標) 通貨当局の要望に沿 リティレポートの提出 1回12月末)			有	有	有	有	有		
	情報交換の実施回数			2 回	4 回	4 回	6 回	1 回		
	(参考指標)			(対応回数)	(対応回数)	(対応回数)	(対応回数)	(対応回数)		
-	対応の内容と回数	- 1.1	JV. [=	2 旦	0 回	0 回	0 回	6 回		
	I-1-(3) 国民に (参考指標)		発信	04.00: 1	0.070	11 100 1	14.046	00.700.1		
	博物館来場者数、特	来場者数		24,031 人	6,673 人	11, 192 人	14,949 人	20,703 人		
	別展示等の開催・他	開催		5 回	4 回	4 回	4 回	4 回		
	の展示会への出展 回数	出展回数		14 回	3 回	10 回	16 回	9 回		
	博物館におけるアンク	アート結果	5 段階評価で平均 評価 3.5 超	4. 56	4. 36	4.51	4.50	4. 57		
	(参考指標) 出張講演等の実績	回数		4 回	0 回	2 回	10 回	66 回		
	(参考指標) ページビュー数、更	ビュー数		1,939,651 件	1,632,126 件	1,930,157 件	1,951,865 件	2, 986, 988 件		
	新回数	更新回数		675 回	709 回	715 回	853 回	808 回		
	(参考指標) ホームページに寄せら せに対する回答率	られた問合		100%	100%	100%	100%	100%		
	工場見学者アンケート	、 結果	5段階評価で平均 評価 3.5 超	4. 56		4. 75	4. 78	4. 70		
	I-1-(4)偽造担	氐抗力の強化	等に向けた研究開発							
	研究開発計画の策定の	の有無	有	有	有	有	有	有		
	研究開発活動の成果		終了案件に費や とで費用に達成 度に応じの を乗じた係定 を が を が が は が は が は が は に が り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った		

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、 印紙、郵便切手、旅券冊子等) の金額を記載。

指標等	達成目標(指数)	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-2-(1) 旅券の製造							
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
ISO9001認証の維持・更新 の有無	有	有	有	有	有	有	
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有 無	無	無	無	無	無	無	
I-2-(2) その他の製品							
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	100%	100%	
情報漏えい、紛失・盗難発生の有 無	無	無	無	無	無	無	

注)「I-1-(3) 国民に対する情報発信」については、国立印刷局及び銀行券に関する情報を国民に向けて発信しているが、銀行券等事業に関する情報発信が大宗を占めるため、銀行券等事業の項目としている。

3. 各事業年度の業務に係る計画、業	務実績及び年度評価に係る自己評価			
左 庄 口 栅	事.徐封.压;	⇒ / □ + + + =		法人の業務実績・自己評価
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価
				<評定と根拠> 評定:A
				「銀行券等事業」については、全ての項目において定量的な数値目標 を達成するとともに、定性的な取組については、事業計画における所期
銀行券等事業	に関する年度目標、事業計画及び業務実)各項目において詳細を記載。	の目標を達成していると認められる。 また、銀行券等事業の6項目中3項目は重要度・困難度が「高」とさ	
				れていること、2項目は定量的な数値目標を120%以上達成している又は 質的に顕著な成果が得られていることを踏まえ、1項目を「 S 」、4項 目を「 A 」と評価している。 以上のことから、「銀行券等事業」については、6項目中1項目を「 S 」、 4項目を「 A 」、1項目を「 B 」と評価しており、全体として事業計画 における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから 「 A 」と評価する。
				<課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報

2. 主要な経年データ

情報漏えい、紛失・盗難発生の有

無

無

無

無

無

無

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報										
I - 1 - (1)	財務大臣の定める製造計画の確実な達成										
業務に関連する政策・施策	(財務省) 総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等 に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対 する信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-1 通貨の円滑な供給	(個別法条文など)	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第1号及び第6号								
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給すると同時に、改刷の円滑な実施に向けた取組を確実に推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持するうえで重要な要素であるため。 【困難度:高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣が指示する製造計画を確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。	事業レビュー	(財務省) 令和5年度事前分析表〔総合目標4〕 令和5年度事前分析表〔政策目標4-1〕								

①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 基準値 令和2 3 4 5 6 令和2 3 4 5 6 (指数) (前中期目標期 年度 間最終年度値等) (参考指標) 設備投資計画において年度内受 入れとした1億円以上の設備の 100% 100% 100% 100%100% 売上高(百万円) 57, 443 54, 979 63, 514 55, 786 年度内受入率(ただし、受注者側 の事情によるものを除く) 製造計画達成度 100% 100% 100% 100% 100% 100% 売上原価 (百万円) 43, 411 42, 131 53, 200 46, 159 販売費及び一般管理費 納期達成率 100% 100% 100% 100% 100% 100% 5, 508 4,717 2,976 3,650 (百万円) 保証品質達成率 100% 100% 100% 100% 100% 100% 営業費用(百万円) 48, 919 46, 849 49, 134 56,850 製紙機械 99.2% 99.4% 99.1% 99.4% 99.0% (参考指標) 営業利益(百万円) 8, 524 8, 131 6,652 6,664 生産設備の可動率 印刷機械 98.5% 98.7% 98.3% 97.4% 96.9%

4, 179

4, 130

4, 170

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

4, 205

無

従事人員数(人)

(各年度4月1日現在)

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等)の金額を記載。

左 安 日 捶	事※計画:	三寸七十二		法人の業務実	績・自己評価	
年度目標	事業計画	評価指標		自己評価		
Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその	I 国民に対して提供するサービスその他	新年长年 6 日 PU				<評定と根拠> 評定:A
他の業務の質の向上に関する事項	の業務の質の向上に関する目標を達成す	評価指標の凡例:				
	るためとるべき措置	●定量的指標 ○ 字性的指標				
1. 銀行券等事業(銀行券)	1. 銀行券等事業(銀行券)	○定性的指標				
(1)財務大臣の定める製造計画の確	(1) 財務大臣の定める製造計画の確実		(1) 財務大臣の定める製造計画	可の確実な達成		中期設備投資計画に基づき令
実な達成	な達成		① 銀行券の製造等			年度の設備投資計画を策定し、
銀行券の製造について、以下の	財務大臣の定める銀行券製造計画	○設備投資の的確な実施	イ 設備投資の的確な実施	<u>tī</u>		画を着実に実施している。
取組を行うと同時に、改刷の円滑	の数量を確実に製造するため、以下	(参考指標:設備投資計	主要な設備の高機能们	どやインフラ設備の更新に	重点を置いた中期	また、改刷の円滑な実施に向
な実施に向けた取組を確実に推	のとおり取り組むと同時に、改刷の	画において年度内受入	設備投資計画に沿って第	食定した令和5年度の設備	投資計画に基づき、	種検査装置の検査精度の最適
進する。	円滑な実施に向けた取組を確実に推	れとした1億円以上の	本局で各機関の進捗を管	言理することにより、改刷の	の円滑な実施に向け	種々の課題解決に向けた継続的
	進します。	設備の年度内受入率(た	た設備投資を含め、銀行	「券製造に係る設備投資を ^デ	着実に実施した。ま	善に取り組むなど、製品品質の
		だし、受注者側の事情に	た、1 億円以上の設備投	資に当たっては、その実施	に先立ち一件ごと、	化や製造工程管理に係る継続的
① 費用対効果を勘案した設備	① 業務の質の向上並びに製造体制	よるものを除く))	投資の必要性並びに仕様	長及び調達方法の適切性を	含めた費用対効果	組を実施して財務大臣が定める
投資等を行うことにより、製造	の合理化及び効率化を図るため、		等を検証するとともに、	必要に応じて見直しを行っ	った。さらに、設備	計画を確実に達成し、日本銀行
体制の合理化、効率化を図ると	費用対効果を勘案しつつ、中長期		の更新に当たっては、高	契約の履行を完遂している。		
ともに、保守点検を的確に行う	的視点を踏まえた設備投資計画を		体制の効率化に取り組ん			
ことにより、設備を安定的に稼	策定し、事業の継続性の確保に必	確保に必 なお、令和5年度に計画した1億円以上の銀行券製造設備の導入				製造体制に関しては、交替
働させる。また、品質管理及び	要な設備投資等を的確に実施しま		下表のとおりであり、計	た完了し、受入率は	による機械稼働体制を継続し	
製造工程管理を徹底し、高品質	す。		100%となった(参考指	標 令和4年度:100%)。		数量の変更等に備え、柔軟で
で均質な製品を確実に製造す	設備の保守点検を計画的かつ的					な体制を維持している。
る。	確に実施することにより、製造設		件名	機関	台数	
これらの取組により、財務大	備の安定的な稼働及び機能維持に		銀行券凸版印刷機	小 田 原 工 場	1台	秘密管理については、秘密 %
臣の定める製造計画を確実に	取り組みます。		24 1 73 E1/00 1 1/1/19 1 1/2	彦根工場	1台	関する研修や点検を継続的し
達成するとともに日本銀行と	また、品質管理及び製造工程管			東京工場	1台	し、職員の意識向上及び秘密
の契約を確実に履行する。	理の履行状況の点検、作業考査の		銀行券検査仕上機	小 田 原 工 場	1台	漏えい防止に向けた取組を着る
	実施等を通じて、品質管理及び製		或 [] 分 [及 且 [工 工] 及	静岡工場	1台	施している。また、倉庫出入管
	造工程管理を徹底し、高品質で均			彦根工場	1台	の適切な運用により、銀行券領
	質な製品を確実に製造します。		銀行券印刷機	彦 根 工 場	1台	程における製品の紛失・盗難り
	これらの取組により、財務大臣		貼付機	小 田 原 工 場	1台	対するセキュリティ管理の徹
	の定める製造計画を確実に達成す				<u></u>	られている。
	るとともに、日本銀行との契約に	○設備の保守点検の的確	施設及び設備の保守点	原検については、関係法令、	規程等に基づく定	
	基づき、納期までに規格内製品を	な実施 (参考指標:生産	期点検を的確に実施する	らとともに、自主保全(注:	2)による点検を併	
	確実に納入します。	設備の可動率)	せて実施した。その結果	!等を踏まえ、老朽化した記	受備等の修繕を計画	
			的に実施するなど、その)安定稼働及び機能維持を[図った。	
			なお、生産設備の可動	率(注3)については、抄紙	幾において 99.0%、	
			銀行券印刷機において9	96.9%であった。		

Ţ	Ţ		
		(参考指標 令和4年度:抄紙機99.4%、銀行券印刷機97.4%)	
		(注1) 受入れ	
		検収に合格した施設・設備を固定資産として登録すること (注: a) ウェルク	
		(注2) 自主保全	
		製造設備等を維持するために製造担当部門において点検、清	
		掃、給油等を行うこと (注 2) 生産乳供の可動変	
		(注3) 生産設備の可動率 機械設備を故障なく正常に稼働させることができた割合であ	
		り、機械設備の生産保全度・作業効率を示す指標 生産設備の可動率=(生産計画上の稼働日数-故障による停止	
		日数) / 生産計画上の稼働日数 日数) / 生産計画上の稼働日数	
		日数ノノ生用四上が物制日数	
	- ○品質管理の徹底に向け	ロ 品質管理及び製造工程管理の徹底	
	た取組	品質管理及び製造工程管理については、計画どおり確実に遂行し	
		た。	
		新様式券の製造を進めるに当たって、製造開始以降の品質特性・傾	
		向を踏まえ、各種検査装置の検査精度の最適化に取り組んだ。	
		また、作業現場においては、標準(注4)に定める手順により確実	
		に作業を実施するとともに、定期的な標準点検(注5)において作業	
		の手順を確認・検証し、作業が適正に実施されていることを確認した。	
		(注4)標準	
		作業現場において、高品質かつ均質な製品を効率的に製造する	
		ための基準	
		(注5)標準点検	
		作業現場において、実際の作業が定められた標準等に基づいて	
		適切に行われているかどうかを、職場管理者が毎月1回以上点検	
		するもの	
	●製造計画達成度(10	ハ 改刷の円滑な実施に向けた取組	
	0 %)	製造を進めるに当たって生じた課題解決に向けて、継続的な改善に	
	●納期達成率(100%)	取り組むとともに、取組状況及び成果を本局と各工場間で共有しなが	
	●保証品質達成率(10	ら品質確保、生産性の向上に努め、財務大臣の定める製造計画数量	
	0 %)	(30.3 億枚) に対し、規格内製品の製造を完遂するとともに、日本銀	
		行へ納期までに納入した。	
② 製造計画の変更や災害等不	② 財務大臣による緊急命令がいつ ○緊急命令への対応に備 □	② 柔軟で機動的な製造体制の構築・維持	
測の事態が生じた際に最善の	発せられても対応できるよう、柔 えた体制の維持	財務大臣による緊急命令にも対応し得る柔軟で機動的な製造体制を	
結果が得られるよう、柔軟な製	軟で機動的な製造体制を構築・維 ○具体的事案発生時の的		
造体制を確保し、具体的事案の	持し、災害等の緊急の場合を含め、確な対応	貼付部門の二交替勤務による機械稼働並びに製紙断裁部門、印刷検査仕	
発生時には機動的に対応する。	当初予見し難い製造計画の変更等	上部門における昼連続稼働を継続した。	

ロ 紛失・盗難の発生防止 製品の数量管理及び保管管理については、各工場において、内部規程に基づき確実に作業を実施しており、作業考査(注7)において、製品の取扱い、セキュリティ確保等に係る作業が適切に行われていることを検証、確認した。なお、紛失・盗難等の発生はなかった。 (注7)作業考査 作業現場において、実際の作業が定められた規則等に基づいて適切に行われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から、毎期4回に持われているかどうかを、生産管理担当者等が客観的な立場から、毎期4回に持わます。	
場から年間4回点検するもの	以上のことから、「財務大臣の定め
○改刷の円滑な実施に向	る製造計画の確実な達成」について
けた取り組みを確実に	は、定量的な数値目標を達成してお
進めたか。	り、定性的な取組については事業計
○製造設備の安定的な稼	画における所期の目標を達成してい
働及び機能維持並びに	ると認められ、当該項目の困難度が
品質管理及び製造工程	「高」であることに加え、改刷の円滑
管理の徹底に取り組む	な実施に向けた各種取組を確実に実
ことにより、財務大臣がしている。	施していることを踏まえ、「A」と評し
定める銀行券製造計画	価する。
を確実に達成するとと	
もに、日本銀打との笑が を確実に履行したか。	特になし。
で確実に履行したが。	1916 to 00

なお、財務大臣による緊急命令が発せられる事案はなかった。

土曜日、日曜日及び祝日を含め 24 時間連続で操業すること

(注6)長期連続操業

による製造数量の増減に対しても

的確に対応します。

令への対応に備えた体	
制を維持するとともに、	
災害等事案が発生した	
場合には、製造計画の変	
更等による製造数量の	
増減に的確に対応した	
か。	
○偽造防止技術等に関す	
る秘密管理を徹底する	
とともに、製造工程の管	
理を徹底し、情報漏え	
い、紛失・盗難の発生を	
防止したか。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
I - 1 - (2)	通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等											
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号及び第7号並びに同条第									
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に 取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する 信頼の維持に貢献する。 政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 施策4-1-2 偽造通貨対策の推進 施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動		2項及び第3項									
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政	(財務省)									
度		事業レビュー	令和5年度事前分析表〔総合目標4〕									
			令和5年度事前分析表〔政策目標4-1〕									

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプッ	ト(アウト	カム)情報			②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 通貨当局の要望に応 じたセキュリティレ ポートの提出の有無 (年1回12月末)		有	有	有	有	有		売上高(百万円)	57, 443	54, 979	55, 786	63, 514	
(参考指標) 情報交換の実施回数		2回	4回	4回	6 回	1回		売上原価(百万円)	43, 411	42, 131	46, 159	53, 200	
(参考指標) 対応の内容と回数		(対応回数) 2回	0 回	0 回	0 回	6 回		販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717	2, 976	3, 650	
								営業費用(百万円)	48, 919	46, 849	49, 134	56, 850	
								営業利益(百万円)	8, 524	8, 131	6, 652	6, 664	
								従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅券冊子等)の金額を記載。

左库日捶	事業計画	沙江七年	法人の業務実績・自己評価	
年度目標		評価指標	業務実績	自己評価
(2)通貨当局との密接な連携による銀 行券に対する信頼の維持・向上の取 組等	(2)通貨当局との密接な連携による銀行 券に対する信頼の維持・向上の取組等		(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の 取組等	<評定と根拠> 評定:A
① 偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザインカの強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行う。	① 通貨当局と一体となって、偽造防止技術の高度化による偽造抑止力、利便性及び券種識別容易性の向上、国内外において通用する卓越したデザイン等について検討を行い、銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献します。また、改刷の円滑な実施に向けて、ATMなどの現金取扱機器の製造事業者等に対し、機密保持に配慮した上で的確な情報提供を行います。	○現在及び将来に向けた 偽造抵抗力の強化、利便 性向上、識別容易性向上●現金取扱機器の製造事 業者等への情報提供(参 考指標:情報交換の実施 回数)	① 銀行券に対する国民の信頼の維持・向上への貢献 イ 偽造防止技術に関する検討 国内外の偽造防止技術、偽造動向等に関する調査・分析結果を 踏まえ、将来の銀行券を見据えた新たな偽造防止技術の研究開発 に取り組んだ。 また、新様式券の発行に向けて、通貨当局と密接に連携し、改 刷の円滑な実施に向けた取組を進めた。加えて設備投資を着実に 進めるとともに、機密保持に配慮した上で、現金取扱機器の製造 事業者等に対して情報提供(1回)を行った。 ロ デザインカ、彫刻技術の向上のため、将来の銀行券を視野に入 れた肖像、主模様、ラフ下図等をはじめ、図案、彫刻等の各種習 作に取り組んだ。 また、広報活動用の展示物等の作製を通じてデザインカの強化 に取り組んだ。	製造事業者等と情報交換を行うなど、その取組を確実に推進していることは高く計価できる。 国内外から得られた銀行券の偽造や改成状況、偽造防止技術の動向等の情報について、通貨当局と情報交換するとともに、キュリティレポートの提出などにより情報提供を行っている。 新型コロナウイルス感染症に関する際対策の緩和に伴って増加した外国の銀行券関連機関からの視察要請に対し、適時の
② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局へ的確に情報提供等を行う。	② 国際会議等において、国内外における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向等について情報交換を行うとともに、外国の銀行券関連機関への訪問等を実施することにより、広く情報収集を行います。また、それらの結果得られた情報を必要に応じて通貨当局に報告するとともに、通貨当局からの要望に沿ったセキュリティレポートを作成し、12月末までに通貨当局に提出します。	に係る的確な情報収集・ 通貨当局への情報提供 (参考指標:通貨当局の 要望に沿ったセキュリ ティレポートの提出の	② 銀行券の動向に関する情報提供等 イ 国際会議等への参画・外国銀行券関連機関への訪問 諸外国における銀行券の偽造や改刷状況、偽造防止技術の動向 等に関する情報を収集するため、次のとおり国際会議への参画を 行った。 ・通貨会議(メキシコ:5月) ・欧州銀行券会議セキュリティ委員会(ドイツ:5月) ・国際証券印刷者会議(スペイン:10月) ・相gh Security Printing ASIA(スリランカ:12月) ロ 通貨当局への情報提供等 改刷関連の情報及び国内外の銀行券に関する偽造動向等の情報については、関係省庁等連絡会議において通貨当局へ提供を行った(10月)。 ハ セキュリティレポートの提出 通貨当局と協議の上、通貨当局の要望事項等について確認(5月)し、国内外から情報収集した内容等を踏まえてセキュリティレポートを作成し、通貨当局へ提出(12月)するとともに、内容	に対応を行っている。

③ 外国政府、外国の銀行券関連機 関等から要請があった場合には、 国内銀行券の製造等の業務に支 障のない範囲内で、製造や技術に 関する協力、研修・視察の受入れ や専門技術を有する職員の派遣 を積極的に行うことにより、国際 的な貢献を行う。

③ 外国政府、外国の銀行券関連機関 □国際協力への対応(参考 等(以下「外国政府等」という。)によ る当該国・地域における外国銀行券 等の円滑な製造等に貢献するとの観 点から、外国政府等から要請があっ た場合には、国内銀行券の製造等の 業務の遂行に支障のない範囲内で、 関係機関との緊密な連携の下、製造 技術等に関する協力、研修・視察の受 入れを積極的に行うことにより、国 際協力に貢献します。

指標:対応の内容と回

<評価の視点>

- ○通貨当局と連携し、偽造 抵抗力の強化、銀行券の 利便性向上、券種識別容 易性向上等について検 討を行ったか。
- ○改刷の円滑な実施に向 けて、現金取扱機器の製 造事業者等に対し、適切 かつ的確な情報提供に 取り組んだか。
- ○偽造動向や銀行券に関 する情報を収集すると ともに、収集した情報を 通貨当局に提供したか。
- ○関係機関との緊密な連 携の下、製造技術等に関 する協力、研修・視察の 受入れを積極的に行い、 国際協力に貢献したか。

について通貨当局への説明を実施した(令和6年2月)(参考指 標 令和4年度:令和4年12月提出、令和5年2月説明)。

③ 国際協力に関する取組等

外国の銀行券関連機関からの要請に基づく研修及び視察の受入 れについては、研修の要請はなかったが、視察を6回(11か国・11 機関)受入れた。(参考指標 令和4年度:研修0回、視察0回)。

> 以上のことから、「通貨当局との密接な 連携による銀行券に対する信頼の維持・向 上の取組等」については、通貨当局と密接 に連携し、新様式券の発行に向けた準備等 を進めていること、現金取扱機器の製造事 業者等との情報交換や、通貨当局に対する 偽造動向等収集した情報の提供を行った ことなどから、改刷の円滑な実施に向けた 取組を確実に推進していることと踏まえ、 「A」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報										
I - 1 - (3)	国民に対する情報発信										
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第2号及び第7号								
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)									
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する										
	信頼の維持に貢献する。										
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止										
	施策4-1-5 通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動										
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政	(財務省)								
度		事業レビュー	令和5年度事前分析表〔総合目標4〕								
			令和5年度事前分析表〔政策目標4-1〕								

主要な経年デー		J. 1 .1 1	. /= +⊓) k± +n /n k=+	(± +n ¬ ~ » + =	1) マ 日日 . 上 マ [士·	t ⊓∖	
シ主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等		達成目標(指数)	基準値 (前中期目 標期間最終 年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
(参考指標) 博物館来場者数、	来場者数		24,031 人	6,673 人	11, 192 人	14, 949 人	20,703 人		売上高(百万円)	68, 217	65, 604	66, 558	74, 374	
特別展示等の開	開催		5 回	4 回	4 回	4 回	4 回							
催・他の展示会へ の出展回数	出展回数		14 回	3 回	10 回	16 回	9 回		売上原価(百万円)	50, 783	49, 136	53, 436	60, 208	
博物館におけるア [、] 果	ンケート結	5段階評価で平均評価3.5超	4. 56	4. 36	4. 51	4. 50	4. 57		販売費及び一般管					
(参考指標) 出張講演等の実績[可数		4 回	0 回	2 回	10 回	66 回		理費 (百万円) 12,8	12, 803	12, 803 11, 715	9, 959	10, 995	
(参考指標)	ビュー数		1, 939, 651	1, 632, 126	1, 930, 157	1, 951, 865	2, 986, 988							
ページビュー数、	しュー剱		件	件	件	件	件		%	20. 502	20.075	00.00:	F 4 000	
更新回数	更新回数		675 回	709 回	715 回	853 回	808 回		営業費用(百万円)	63, 586	60, 850	63, 394	71, 203	
(参考指標) ホームページに寄 問合せに対する回 ²			100%	100%	100%	100%	100%		営業利益(百万円)	4, 631	4, 754	3, 163	3, 171	
工場見学者アンケー	一卜結果	5段階評価 で平均評 価3.5超	4. 56	_	4. 75	4. 78	4. 70		従事人員数(人) (各年度4月1日 現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注)②は、国立印刷局全体での金額及び従事人員数を記載。 従事人員数は、全常勤職員数を記載。

•	3. 各事業年度の業務に係る計画、業績	男子順及U・中及計画に示る日 L 計画						
	年度目標	事業計画	評価指標	業務実績				
	(3) 国民に対する情報発信	(3) 国民に対する情報発信		(3) 国民に対する情報発信	- I ニョー III			
	博物館の展示やホームページの	国立印刷局に対する理解や銀行券に	○博物館の展示や特別展	イ 博物館における活動及びイベント出展・協力	17,2 × 51			
	充実、工場見学の受入れ等を通じ	対する信頼を深めるため、国立印刷局	示等の充実(参考指標:	(イ) 博物館の展示内容の充実・特別展示等の開催	来館者アンケートの結果(5段階評価に			
	て、国民に分かりやすく各種情報を	や銀行券に関する情報を国民に向けて	博物館来場者数、特別展	・ 来館者の理解が深められるよう趣向を凝らした特別展示等を				
	提供しつつ、国民の声を聞くこと	分かりやすく発信します。	示等の開催・他の展示会	4回開催した(参考指標 令和4年度:4回)。	標である平均評価 3.5 を大きく上回って			
	で、国立印刷局に対する理解や銀行	具体的には、博物館において、展示内	への出展回数)	① 令和5年度春の特集展「さくら咲く切手」(4~5月)にお	いる。これは、趣向を凝らした特別展示等			
	券に対する信頼を深める。また、改	容の充実や来館者の理解を深めるよう		いて桜の切手を展示紹介した。同時に Web 上でも楽しめるよ	の開催や常設展示の一部展示替え、近隣の			
	刷に向け銀行券に対する関心を深	な趣向を凝らした特別展示等を実施す		う博物館ホームページに特設ページを設け、動画を活用した	自治体や教育機関に対する PR 活動等の各			
	めるため、次世代を担う子供たちを	ることにより、来館者の満足度を高め		コンテンツを取り入れて公開した。	種取組が、来館者の高い満足度につながっ			
	始め、国民に対する広報の充実に努	ることに取り組むとともに、講演等を		② 小・中学生の夏休みの自由研究の参考となるよう、日本銀	ているものと評価できる。			
	める。	通じて広く国民への情報発信に努めま		行券の改刷をテーマとした令和5年度第1回特別展「お札が				
		す。		変わる!なぜ変わる?お札の知られざる歴史を探ろう」(7	ホームページについては、必要な情報の			
		また、ホームページにおいて、必要な		~8月)を開催し、令和6年7月に発行される予定である、	提供とウェブアクセシビリティの向上を			
		情報の提供を確実に実施するととも		新様式券に対する理解を深めてもらうよう情報発信を行っ	図り、利用者視点に立った情報発信を行っ			
		に、適切な情報発信に取り組みます。ホ		た。また、同展開催期間中、4年ぶりに手すき体験イベント	ている。			
		ームページに寄せられる外部からの問		を開催した。	また、新様式券の発行に併せ、ホームペ			
		合せに対しては、正確かつ確実に回答		③ 令和5年度秋の特集展「すかしの技と美~工芸官作品展」	ージの全面リニューアルに取り組み、各種			
		を行います。		(10~11 月) において、国立印刷局で 145 年にわたり受け継が	コンテンツの充実を図っている。			
		銀行券印刷工場においては、感染症		れてきた独自の技術であるすかしにスポットを当て、技術練 磨や研究などを目的に作製した明治から現代までの工芸官				
		対策を徹底した上で見学を受け入れる		席で明元なこを自動に作業した明石から現代までの工芸官 のすかし作品を展示紹介した。	銀行券の製造を行っている4工場にお			
		とともに、分かりやすい解説、展示を行		④ 令和5年度第2回特別展「鳳凰羽ばたく朝陽閣」(12月~	いては、新型コロナウイルス感染症の感染			
		うことで、来場者の満足度を高めるこ		令和6年2月)において、朝陽閣(注1)が倒壊した関東大震				
		とに取り組みます。		災から100年を迎え、改めて朝陽閣の優美な姿や当時の風景、	れたことに伴い、必要な対策を行いながら			
		また、改刷に向け銀行券に対する関		業務内容を多種多様な絵画や写真資料とともに振り返り、本				
		心を深めるため、次世代を担う子供た		展示を通して国立印刷局の事業への理解につなげる機会と	工場見学者を対象としたアンケートの			
		ちをはじめ、国民に対する広報の充実		した。また、期間中、4年ぶりに凹版印刷体験イベントを開 催した。				
		に努めます。		 1 階常設展示を一部展示替え(10 月)し、新様式券の発行に先 	については、年度目標の3.5を大きく上回			
				立ち、新様式券紹介コーナー(見本券、原図、コンテ画等)を	っている。これは、これまでのアンケート			
				設置した。また、新様式券のフォトスポット(注2)及びお札	結果を踏まえた継続的な取組が、来場者の			
				に関するQ&Aコーナーを設置した。	高い満足度につながっているものと評価			
				・ 「第 34 回東京国際コイン・コンヴェンション」(4 月)にお				
				いて、過去の特別展で使用したパネル等を活用し「世界のお札	また、新様式券の発行に併せ各工場の展			
				の裏面デザイン」を展示紹介した。	示物の更新に係る手続を進めるなど、来場			
				「第46回お金と切手の展覧会四日市展」(8月)において、	者の満足度向上に努めている。			
				国立印刷局の歴史・製造技術に関する展示・解説を行った。	-			
				・ 外部機関からの依頼に基づき、展示パネルの貸出し等を9回	子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、子供向けイベントへの参加や職場			
				行った(参考指標 令和4年度:16 回)。	るため、子供向けイベントへの参加や職場 体験学習の実施、夏季休業期間を利用した			
					体験子首の美施、夏学体業期間を利用した 特別工場見学会の開催など、子供向け広報			
					1777 11			

	(注1) 朝陽閣	に積極的に取り組むとともに、機会を捉え
	明治9年に東京・大手町に印刷局が建設した、紙幣や諸	
	証券類等の製造を行っていた工場の呼称	広報活動に努めている。
	(注2) フォトスポット	
	モバイル端末でQRコードを読み取ることで、北区のキ	
	ャラクター「しぶさわくん」の画像が新様式券のフォトス	
	ポットに現れる。	
●博物館におけるアンケ	(ロ) 博物館の認知度向上のための取組	
ート結果(5段階評価で	・ 特別展示等の開催情報について、博物館紹介関連サイトに掲	
平均評価3.5超)	載するとともに、近隣の自治体や教育機関、交通機関、公共施	
	設等に対して開催案内等を配布した。また、スマホオリコミ(指	
	定した地域のスマートフォン利用者を博物館ホームページに	
	誘導する広告配信サービス)を実施するなど、PR 活動を行った。	
	・ 来館者の関心を高めるとともに、銀行券等に関する情報を発	
	信するため、博物館ニュースを発行し(7月・12月)、来館者	
	をはじめ近隣の自治体や教育機関等に配布した。	
	以上の取組により、博物館来場者数は、20,703人となった(参	
	考指標 令和 4 年度: 14,949 人)。	
	(ハ)来館者の満足度	
	各種取組の成果を検証するとともに、来館者の要望を把握し、	
	展示の改善等につなげるため、来館者の満足度についてアンケー	
	トを実施した結果、5段階評価による平均評価 4.57 であった (参	
	考指標 令和 4 年度: 4.50)。	
○国民に対する情報発信	ロ 出張講演等の実施	
の充実 (参考指標:出張	国民に対する情報発信の一環として、銀行券の製造工程、偽造防止	
講演等の実績回数)	技術及び成り立ち等に関する出張講演や、美術系大学における工芸官	
	による特別講義等を開催したほか、地方公共団体等が主催したイベン	
	トへ参画し展示を行うなど、銀行券に対する理解及び信頼を深めるた	
	めの取組を行った(66 回)(参考指標 令和4年度:10 回)。	
	このうち、福井県越前市で開催された「KAMIWAZA〜職人たちの神技	
	~手すきの世界」(越前和紙の里 紙の文化博物館) や長野県上田市で	
	開催された全国大学版画展においては、工芸官によるすき入れ技術や	
	凹版彫刻技術の解説を行った(11 月~12 月)。	
○ホームページの充実(参	ハ ホームページ等による情報提供	
考指標:ページビュー	(イ) ホームページの充実	
数、更新回数)	国民に向けてより分かりやすい情報発信を目的として、ホーム	
	ページに掲載するコンテンツの充実等に取り組んだ。	
	具体的な取組は、次のとおりである。	

	・ 「新しい日本銀行券特設サイト」を新たに公開し(4月)、新
	様式券に新たに採用される3Dホログラムの紹介動画を追加
	公開する(6月)など、新様式券の特徴などを分かりやすく紹
	介した。
	・ 新様式券の発行に併せ、国民により分かりやすい情報発信を
	行うため、ホームページの全面リニューアルに取り組み、国立
	印刷局の事業案内ページ等を刷新するとともに、アニメーショ
	ン動画等の子供向けコンテンツを新たに作成するなど、コンテ
	ンツの充実を図った。また、海外からのアクセスに対応するた
	め、英語ページの充実を行った。
	リニューアルしたホームページについては、令和6年4月よ
	り公開することとした。
	ホームページのページビュー数は、2,986,988 件、更新回数
	は 808 回となった (参考指標 令和 4 年度:ページビュー数
	1,951,865 件、更新回数 853 回)。
	・ ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) を通じた情報発
	信については、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局エッ
	クス(旧ツイッター)により、イベント情報、製品及び製造工
	程の紹介等の情報を中心として記事掲載を行い、情報の拡散及
	びホームページへの誘導手段に活用した (フェイスブック 90
	件・エックス (旧ツイッター) 90 件)。
	総務省が策定したガイドライン(みんなの公共サイト運用ガ
	イドライン)に基づき、ウェブアクセシビリティ(注3)に係
	るテストを実施し(5月)、テスト結果について、検査証明書
	等を公開した(7月)。なお、テスト結果において、早急に対
	応が必要となる、特段の課題は見受けられなかった。
	ALM ALACIA ON THAN WINDOWS OF THE
	(注3) ウェブアクセシビリティ
	高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年
	齢的・身体的条件にかかわらず、ウェブで提供されている
	情報にアクセスし利用できること。
○外部からの問合せ	
する回答実績(参	
標:ホームページに	
られた問合せに対	すると答した。
回答率)	この結果、ホームページに寄せられた問合せに対する回答等
	は、100%となった。
	ニ 工場における広報活動
	・ 工場見学については、5月に新型コロナウイルス感染症の感染
	症法上の位置づけが 5 類感染症に変更され、適用していた「博物

-		
	館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和	
	5年3月13日付け公益財団法人日本博物館協会)」が廃止された	
	ことから、基本的な感染対策を継続しつつ対応することとした。	
	・ 東京工場、小田原工場、静岡工場及び彦根工場の展示室につい	
	て、新様式券の発行に合せて展示物の更新に係る調達手続を実施	
	した。	
	・ これまで展示室がなかった岡山工場について、新たに展示室を	
	設置するための検討を進めた。	
●工場見学者アンケート	工場見学で実施した工場見学者アンケートの結果については、5段	
結果(5段階評価で平均	階評価による平均評価が 4.70 であった(参考指標 令和4年度:	
評価 3.5 超)	4.78)。	
	ホ 子供向け広報の充実	
	令和6年7月に新様式券が発行されることを契機として、次世代を	
	担う子供たちの銀行券に対する関心を深めるため、次のとおり子供に	
	向けた広報の充実に努めた。	
	・ 江東区とイベント共催で、「お札がわかる夏休み〜江東区×国立	
	印刷局~」で出張授業を開催した (7月)。	
	・ 「お札と切手の博物館」において、北区内の中学校を対象に、	
	職場体験学習を実施した(7月)。	
	・ 「令和5年度こども霞が関見学デー」において、以下の取組を	
	行った (8月)。	
	① 「はっけん!お札の秘密〜国立印刷局工場見学〜」を2回実	
	施した。	
	② オンライン学習用動画(「お札のなぜ?なに?お札の技術や	
	歴史を学ぼう」)をホームページ上に公開した。	
	・ 東京工場、小田原工場、静岡工場、彦根工場及び岡山工場におい	
	て、各地域の居住者並びに小学校、中学校及び高等学校の児童・生	
	徒を対象に、夏季休業期間における特別工場見学会の開催、地域の	
	イベントへの出展、校外学習を支援するための工場見学を行い、銀	
	行券製造工程の説明、偽造防止技術の紹介等を行った(7月~12	
	月)。	
	・ 子供を対象とした出張授業については、前年度まで関東近県のみ	
	を対象として実施していたが、令和5年度においては、対象範囲を 工規が形在する地域にも 拡大1 工規の序制担と際号が小学校算に	
	工場が所在する地域にも拡大し、工場の広報担当職員が小学校等に	
/ 元 / 中 / 中 / ト \	出向いて説明を実施した(7月~令和6年3月)。	
<評価の視点>		以上のことから、「国民に対する情報発
○ホームページにおいて、 **		信」については、定量的な数値目標を
法人や銀行券に関する		120%以上達成しているとともに、定性的
情報の提供を確実に実		な取組については事業計画における所期
施したか。		の目標を達成していると認められること

○銀行券印刷工場におい	を踏まえ、「A」と評価する。
て見学を積極的に受け	
入れ、分かりやすい解説	<課題と対応>
や展示を通じて、来場者	特になし。
の満足度の向上に取り	
組んだか。	
○次世代を担う子供たち	
を対象とした広報の充	
実に取り組んだか。	

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I - 1 - (4)	為造抵抗力の強化等に向けた研究開発										
業務に関連する政策・施	(財務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第6号及び第7号								
策	総合目標4 通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に	(個別法条文など)									
	取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する										
	信頼の維持に貢献する。										
	政策目標4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止										
	施策4-1-2 偽造通貨対策の推進										
当該項目の重要度、困難	【重要度: 高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進する	関連する政策評価・行政	(財務省)								
度	ことは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持する	事業レビュー	令和5年度事前分析表〔総合目標4〕								
	うえで重要な要素であるため。		令和5年度事前分析表〔政策目標4-1〕								
	【困難度:高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の										
	開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能										
	力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求め										
	られるため。										

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプッ	ト(アウトカム	、) 情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値												
	(指数)	(前中期目	令和2	3	4	5	6			令和2	3	4	5	6
		標期間最終	年度	年度	年度	年度	年度			年度	年度	年度	年度	年度
		年度値等)												
研究開発計画の策定の 有無	有	有	有	有	有	有			売上高(百万円)	57, 443	54, 979	55, 786	63, 514	
	終了案件に費やした費用に達成度								売上原価(百万円)	43, 411	42, 131	46, 159	53, 200	
研究開発活動の成果	に応じた係 数を乗じた 算定した の合計が当 該費用の合 計を上回る	上回った	上回った	上回った	上回った	上回った			販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717	2, 976	3, 650	
									営業費用 (百万円)	48, 919	46, 849	49, 134	56, 850	
									営業利益 (百万円)	8, 524	8, 131	6, 652	6, 664	
									従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、旅 券冊子等)の金額を記載。

年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価				
平及日保	尹 秦訂四	計価担保 	業務実績	自己評価			
(4)偽造抵抗力の強化等に向けた研究	(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開		(4) 偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発		<評定と根拠> 評定: A		
開発	発	●研究開発計画の策定の	イ 研究開発の実施				
偽造抵抗力の強化等に向けた研究	独自の偽造防止技術の維持・向上や	有無	研究開発の実施に当たっては、研究開	発計画を策定し(令和5	研究開発については、将来の銀行券を視		
開発に係る計画を策定し、独自の偽	製造工程の効率化、製紙・印刷技術の高		年3月)、これに沿って4分野15件の研究	究開発課題に取り組んだ。	野に入れ、中期及び単年度の研究開発計画		
造防止技術の開発、製紙・印刷技術	度化に向けた研究開発を着実に実施し				を策定し、当該計画に沿って確実に進めた		
の高度化、製造工程の効率化等につ	ます。		分野	件数	ことは評価できる。		
ながる研究を着実に進め、銀行券の	また、情報通信技術や環境保全等に		偽造防止技術の開発・実装	4件			
偽造抵抗力の強化に貢献する。また、	関する研究開発を推進します。		製造技術の効率化・高度化	7件	研究開発評価については、研究開発評価		
情報通信技術や環境保全等に関する	これらの研究開発を実施するに当た		情報通信技術に関する研究	2件	システムを運用することにより、研究開発		
研究を推進する。	り、研究開発計画を策定し、当該計画に				課題の事前・中間・事後評価を行い、その		
なお、計画の実行に際しては、事	沿って研究開発を進めます。		環境保全	2件	結果を研究開発計画へ適切に反映し、PDCA		
前、中間、事後の評価を徹底し、そ	さらに、研究開発評価システムの運		計	15 件	サイクルを確実に機能させている。		
の成果を適切かつ効果的に活用する	用を通じて、事前・中間・事後評価を適				これらの取組の結果、評価指標である研		
とともに、機密保持に配慮した上で	切に実施し、評価結果に応じて是正等		各分野における具体的な取組について	は、次のとおりである。	究開発活動の成果については、年度目標を		
必要に応じて特許の出願や学会での	の対応を図るとともに、研究開発計画		(イ)偽造防止技術の開発・実装		達成している。		
報告を行う。	へ適切に反映します。効果的な研究開		近年の技術動向を踏まえ、新たな偽	造防止技術の創出及び製			
	発の推進や質の向上に努めることによ		造適性の検証に取り組んだ。		創出した成果については、特許出願した		
	り、研究開発活動による成果が得られ				ほか、学会でも報告を行い、産業界の発展		
	るよう取り組みます。		(ロ) 製造技術の効率化・高度化		に貢献している。また、「不可視情報の埋		
	なお、研究成果については、適切かつ		高品質で均質な製品の製造を維持し	つつ、生産プロセス全体	込技術を活用した開発」について、日本日		
	効果的に活用するとともに、機密保持		の効率化・高度化に向けた生産設備等	の開発に取り組んだ。	刷学会研究発表奨励賞を受賞したことは、		
	に配慮した上で必要に応じて特許の出				国立印刷局における研究開発の成果が高		
	願や国内外の会議、学会等で報告を行		(ハ)情報通信技術に関する研究		く評価されたものと認められる。		
	います。		情報通信分野に関する技術動向を把	握し、情報通信技術を活			
			用した要素技術の調査及び研究に取り	用した要素技術の調査及び研究に取り組んだ。			
			(二) 環境保全				
			消費エネルギー量の削減による温室	効果ガスの排出削減及び			
			廃棄物の削減に向けた研究開発に取り	組んだ。			
		○事前・中間・事後評価の	ロの研究開発評価				
		適切な実施	(イ)評価の実施及び評価結果の反映				
		○事前・中間・事後評価結	研究開発評価システムを通じて、研	究開発課題の実施状況を			
		果に対する適切な対応	把握するとともに、計画変更等の必要な				
		及び研究開発計画への	適宜、研究開発評価委員会を開催し(言				
		適切な反映	見直しを図った。				
		~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	また、令和5年度に終了する研究開	発課題の事後評価、令和			
			6年度に継続を予定する課題の中間評				
			設定する候補課題の事前評価について				

●研究開発活動の成果(終 了案件に費やした費用 に達成度に応じた係数 を乗じて算定した値の 合計が当該費用の合計 を上回る)

○研究開発成果の適切かつ効果的な活用(特許出願、学会での報告)

ムの運用を通じて、研究開発評価委員会において、成果の創出 状況、計画に対する進捗状況、最終目標達成の可能性の視点等 から評価を行い、評価結果を研究開発実施機関にフィードバッ クした(12月)。

また、開発の方向性の見直しが生じた研究開発課題に対して、 取組内容及び計画を再検討し、令和6年度の研究開発計画へ適 切に反映した(令和6年2月)。

(ロ)研究開発活動の成果

令和5年度終了の課題4件に加え、当初計画から実施期間を変更して中断する研究開発課題1件を合わせた計5件の研究開発課題に係る事後評価の結果、研究開発活動の成果(終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計値)が、終了案件の費用の合計を約15%上回った。

ハ 研究開発成果の活用

創出した研究成果については、特許出願を行ったほか、学会等 において報告した。

(イ) 特許出願状況

特許について、合計 40 件の出願を行った(令和4年度:37件)。

分野	件数
偽造防止技術の開発・実装	25 件
製造技術の効率化・高度化	13 件
情報通信技術に関する研究	1 件
環境保全	1件
計	40 件

(ロ)会議、学会での報告

有用な研究開発成果1件について、偽造防止技術の開発等への影響に配慮しつつ、日本印刷学会において報告し、特に優秀な報文に贈られる「日本印刷学会研究発表奨励賞」を受賞した(11月)。

学会等	報告內容	実施月
日本印刷学会	不可視情報の埋込技術を活用した	11 日
(注1)	開発	11 月

(注1) 日本印刷学会

印刷に関する学理及びその応用の進歩普及を図り、学術等 の発展に寄与することを目的として活動を行っている国内学 会

<評価の視点>	以上のことから、「偽造抵抗力の強化等
○偽造抵抗力の強化等に	に向けた研究開発」については、定量的な
向けた研究開発計画を	数値目標を達成しており、定性的な取組に
策定し、着実に研究開発	ついては事業計画における所期の目標を
を進めたか。	達成していると認められるとともに、当該
○研究課題等の適切な評	項目の困難度が「高」であることを踏まえ、
価や評価結果に応じた	「A」と評価する。
是正等を行うとともに、	
効果的な研究開発の推	<課題と対応>
進や質の向上に努め、研	特になし。
究開発活動による成果	
が得られるよう取り組	
んだか。	
○創出した成果の適切な	
活用及び有用な成果の	
報告が行われたか。	

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
I - 2 - (1)	常券の製造										
業務に関連する政策・施	(外務省)	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号								
策	基本目標IV 領事政策	(個別法条文など)									
	施策Ⅳ-1 領事業務の充実										
	施策 $\mathbb{N}-1-1$ 領事サービスの充実										
	施策IV-1-1(3) 国際標準に準拠した日本国旅券の円滑な発給・管										
	理及び申請手続の利便性の向上										
当該項目の重要度・困難	【重要度:高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国	関連する政策評価・行政	(外務省)								
度	民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するため	事業レビュー	令和5年度事前分析表〔外務省5-IV-1〕								
	の重要な要素であるため。		令和5年度行政事業レビューシート 事業番号 2023-外務-22-0281								
	【困難度:高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に										
	保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度										
	な技術力や徹底した品質管理及び製造工程の管理が求められるため。										

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット	主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高(百万円)	57, 443	54, 979	55, 786	63, 514	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価(百万円)	43, 411	42, 131	46, 159	53, 200	
I S O 9 0 0 1 認証の 維持・更新の有無	有	有	有	有	有	有		販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717	2, 976	3, 650	
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		営業費用(百万円)	48, 919	46, 849	49, 134	56, 850	
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無	無	無		営業利益(百万円)	8, 524	8, 131	6, 652	6, 664	
								従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、 旅券冊子等)の金額を記載。

年度目標	事業計画		洪上 の光效ウ体 - ウコ莎/エ			
		評価指標	法人の業務実績・自己評価			
	尹 耒訂四	計価担保	業務実績	自己評価		
2. 銀行券等事業(銀行券以外)	2. 銀行券等事業(銀行券以外)		(1) 旅券の製造	<評定と根拠> 評定: S		
(1) 旅券の製造	(1) 旅券の製造	●受注数量製造率(100	イ 柔軟で機動的な製造体制			
旅券については、徹底した品質管	旅券の製造に当たっては、柔軟で機	%)	旅券の製造については、年度当初の外務省からの受注量は 21 万	旅券申請の増加による、外務省からの冊		
理及び製造工程管理の下で確実に	動的な製造体制を構築することによ	●納期達成率(100%)	7千冊であったが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置	子受注量の大幅な増加要請に対して、主要		
製造することにより、外務省との契	り、受注した数量を確実に製造し、納期		づけが5類感染症に変更されたことに伴う海外渡航者の急増によ	材料を確保するため複数の業者と早急に		
約を確実に履行する。また、ISO	までに納入を確実に行います。		り、2回の追加受注(7月・12月)を受け、合計 307万5千冊へ大	調整を行い、短期間で必要な調達量を確保		
9001認証の維持・更新を行うと	ISO9001の運用及び認証の継		幅な増加となった。	するとともに、製造工場及び機関間におけ		
ともに、情報漏えいや紛失・盗難を	続、作業考査や点検等の実施を通じて		旅券の追加受注への対応には、諸材料の確保が必須であり、特に	る人員交流等による要員を確保するなど、		
発生させないことにより、国民や社	品質管理及び製造工程管理の徹底を図		IC チップについては世界的な半導体不足の影響により入手困難な	必要な製造体制を機動的かつ適切に構築		
会の信頼を維持する。	り、納期までに規格内製品を確実に納		状況であったことから、調達リードタイムの短縮について複数業者	している。その結果、契約数量全量を納期		
さらに、次世代旅券の開発等に向	入します。		と頻繁に交渉するとともに、外務省との協議を経て早期に調達量を	内に確実に納入し、国民の円滑な海外渡航		
け、外務省と調整を図りつつ、必要	さらに、偽造防止技術等に関する秘		決定し、契約 (7月・8月) を最優先に実施したことなどにより、	を確保したことは、旅券発給事務の維持及		
な取組を行う。	密管理の徹底により情報漏えいの発生		必要な諸材料を全量確保した。	び国民生活の安定に寄与するものであり、		
	を防止します。あわせて、製品の取扱規		また、製造に当たっては、受注量の大幅増に対応するため、製造	顕著な成果であると評価できる。		
	程を遵守し、製品の散逸防止、保管管		工場において他部門及び他機関からの人員交流等による要員確保			
	理、工程ごとの数量管理を厳格に行い、		を図るとともに、製造設備の突発故障が発生した際には迅速な修理	ISO9001 認証の継続、PDCA サイクルによ		
	紛失・盗難の発生を防止します。		による早期復旧を図ったことなどにより、外務省との契約に基づく	る継続的な業務の改善、定期的な情報共有		
	次世代旅券(注1)については、集中		数量全量を納期までに納入した。	や作業考査等を実施し、品質管理及び製造		
	作成(注2)を含め外務省と協議を進め		その結果、外務省における旅券申請交付の期間を延長させること	工程管理の徹底に取り組んでいる。		
	つつ、令和6年度に予定している外務		なく、円滑な発給に寄与することができた。			
	省及び旅券事務所とのシステム接続試			次世代旅券については、複数回作製した		
	験に向け設備・システムを設置すると	● I S O 9 0 0 1 認証の	ロ 品質管理等の徹底	試作冊子をその都度、外務省へ提示し、意		
	ともに、令和4年度に設置したブラン	維持・更新の有無	IS09001(注1)の運用、認証の継続を行うこと等により品質管理	見を反映しながら着実に開発を進め、結果		
	ク冊子製造設備の立上げ、実験並びに	●保証品質達成率(100	等の徹底を図った。	として最終仕様が確定したことは評価で		
	技術確立や設備の稼働に向けた体制の	%)	具体的な取組については、次のとおりである。	きる。また、最終仕様に基づいた冊子諸材		
	整備に向けて取り組みます。	●情報漏えい、紛失・盗難	・ IS09001 認証については、更新審査を受審(9月)し、認証	料の調達にあたり、技術審査により品質を		
		発生の有無	を継続した。	確保した上で調達を実施するとともに、集		
	(注1) 次世代旅券		・ 本局及び工場間における品質管理に関する打合せ会 (5月・	中作成に必要なシステム・設備及び冊子製		
	新たな偽造防止技術の付与や冊		10月)を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化	造に必要な設備について、計画的に導入を		
	子形態の変更などにより、セキュ		を図るとともに、PDCA サイクルによる継続的な業務の改善に取	進めている。		
	リティを一層強化した旅券		り組んだ。			
	(注2) 集中作成		・ 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数			
	現行、全国の旅券事務所で行っ		量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況			
	ている個人情報書込作業を集中的		等を計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管			
	に行うもの		管理及び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確			
			認した。			
			これらの取組により、規格内製品を確実に製造・納入した。			
			なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。			

	製品やサービスの品質保証を行うことにより、顧客満足向	
	上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する	
	国際規格	
○次世代旅券の開発等に	ハ 次世代旅券の開発等に向けた取組	
向けた取組	・ 試作冊子(3回目)を作製し、外務省に提示した(4月)とこ	
	ろ、追加の要望・意見があったことから、これらを反映した試作	
	冊子(4回目)を作製し、11月に外務省に提示した。その結果、	
	外務省から次世代旅券仕様に関する公文書が発信され、最終仕様	
	が確定した(令和6年2月)。	
	・ 主要諸材料のうち、IC シート、OVD フォイル及び PC シートに	
	ついては、技術審査を合格となった業者による入札を実施し、そ	
	れぞれ請負業者を決定し(ICシート:4月、OVDフォイル:5月、	
	PC シート:11月)、計画的に調達手続を行った。	
	ブランク冊子製造工程においては、クリーンルームが完成後(5)	
	月)、同室へのデータページ作成機(増設分)の設置及び受入が完	
	了した(8月)。集中作成工程においては、大型作成機(増設分)	
	の受入を完了した(令和6年3月)。	
	・ 旅券作成管理システムは請負業者を決定後(4月)、構築に向け	
	た打合せを定期的に実施し、要件定義工程及び基本設計工程を完	
	了した (要件定義工程: 7月、基本設計工程: 9月)。	
	・ 外務省との2者協議及び外務省、東京都との3者協議に毎月参	
	加し、集中作成に向けた検討・準備を進め、渡航に支障のない冊	
	子の品質基準に関する考え方について3者で協議した。また、	
	ICAO 国際会合及び IC 旅券調査委員会(注2)の会合に Web 会議	
	等で参加し、国際標準化の動向について情報収集した。	
	・ 次世代旅券製造や集中作成に関する製造体制案を作成し、本局	
	及び工場間で整理を行った(令和6年3月)。	
	(注2) IC 旅券調査委員会	
	国際標準に準拠した、将来の旅券用 IC の仕様案等を検討	
	するため、外務省が外部に委託して行う調査委員会	
<評価の視点>		以上のことから、「旅券の製造」につい
○柔軟で機動的な製造体		ては、定量的な数値目標を達成しており、
制を構築し、製品を確実		定性的な取組については事業計画におけ
に納入したか。		る所期の目標を達成していると認められ
○徹底した品質管理及び		ることに加えて、現行旅券の受注量が年度
製造工程管理を行い、外		当初から大幅に増加したことに対して、主
務省との契約を確実に		┃ 要材料の調達や製造体制の整備などを機

(注1) IS09001

履行したか。	動的かつ適切に行い増産に対応した結果、
○次世代旅券について、集	契約数量全量を納期内に確実に納入した
中作成を含め設備及び	ことは、顕著な成果であり、当該項目の困
技術の開発並びに設備	難度が「高」であることを踏まえ、「S」
の稼働に向けた体制整	と評価する。
備に取り組んだか。	
	<課題と対応>
	特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I - 2 - (2)	その他の製品						
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第5号及び第6号、第3項				
策		(個別法条文など)					
当該項目の重要度・困難	_	関連する政策評価・行政	_				
度		事業レビュー					

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ												
①主要なアウトプッ	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高(百万円)	57, 443	54, 979	55, 786	63, 514	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価(百万円)	43, 411	42, 131	46, 159	53, 200	
保証品質達成率	100%	100%	100%	99.3%	100%	100%		販売費及び一般管理費 (百万円)	5, 508	4, 717	2, 976	3, 650	
情報漏えい、紛失・盗難 発生の有無	無	無	無	無	無	無		営業費用(百万円)	48, 919	46, 849	49, 134	56, 850	
								営業利益(百万円)	8, 524	8, 131	6, 652	6, 664	
								従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の銀行券等事業(銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、 旅券冊子等)の金額を記載。

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価									
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価						
	+ 及口保	尹 未可四	計測指標	業務実績	自己評価					
	(2) その他の製品	(2) その他の製品		(2) その他の製品	<評定と根拠> 評定:B					
	切手等については、徹底した品質	切手等の製品については、品質管理	●受注数量製造率(10	イ 発注者との契約に基づく確実な製造・納入	切手等の製品については、人員交流や製					
	管理及び製造工程管理の下で確実	及び製造工程管理の徹底を図り確実な	0 %)	切手等の製品については、製造工場における部門間での人員交流	品交流など柔軟な対応を図ることにより、					
	に製造することにより、発注者との	製造を行うことにより、発注者との契	●納期達成率(100%)	や工場間での製品交流を実施することにより、発注者との契約に基	発注者との契約に基づき、納期までに確実					
	契約を確実に履行する。また、情報	約に基づく数量の規格内製品を納期ま		づき、定められた期日までに規格内製品を確実に製造・納入した。	に製造・納入している。					
	漏えいや紛失・盗難を発生させない	でに確実に納入します。さらに、発注者	●保証品質達成率(10							
	ことにより、国民や社会の信頼を維	の要望を踏まえた提案を行います。	0 %)	ロ 発注者の要望を踏まえた提案	発注者の要望を的確に把握するととも					
	持する。	また、製品の製造に当たっては、作業		(イ) 特殊切手	に、国立印刷局の技術力を活かした提案を					
		考査、点検、作業前の手順書の確認等の		令和6年度に発行される特殊切手の候補について、発注者から	行っている。					
		実施を通じて、継続的な業務プロセス		の要請を踏まえ、コンセプト及びコンセプトに基づくデザイン用						
		の改善に取り組みます。		素材の提案を行った(8月)。	PDCA サイクルによる継続的な業務の改					
		偽造防止技術等に関する秘密管理の		(ロ) 各種証明書類等	善、定期的な打合せ会による情報共有や作					
		徹底により情報漏えいの発生を防止し		コンビニ交付に使用されている偽造防止検出画像について、真	業考査等を実施し、品質管理及び製造工程					
		ます。あわせて、製品の取扱規程を遵守		贋判定を容易にできるよう、改良を施した新たな偽造防止技術を	管理の徹底に取り組んでいる。					
		し、製品の散逸防止、保管管理、工程ご		発注者に提案した(4月)。						
		との数量管理を厳格に行い、紛失・盗難		(ハ)売払い用品類等						
		の発生を防止します。		・ 外部企業から、プロダクトの表示票等の偽造防止に関する問						
				合せがあり、偽造防止技術及びデザインを提案(4月)すると						
				ともに、業界団体の依頼を受け、所属企業に対して、国立印刷						
				局の偽造防止技術の紹介を行った (5月)。						
				・ 外部企業複数社から、鑑定証明書に施す偽造防止技術の提供						
				依頼があり、国立印刷局の偽造防止技術の紹介を行った(5月・						
				6月・7月)。						
				ハ 品質管理等の徹底						
				・ 令和3年度に製造・納入した製品の一部に印刷不良が見つかっ						
				たことから、今年度の製造開始前に再発防止策について点検を行						
				うとともに、製造時(8月)にも履行状況の確認を行い、有効性						
				を確認した。						
				・ 本局及び工場間における品質管理打合せ会(5月・10月・令和						
				6年3月)を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有						
				化を図るとともに、PDCA サイクルによる継続的業務の改善に取り						
				組んだ。						
			●情報漏えい、紛失・盗難	・ 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量						
			発生の有無	確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況等を						
				計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理及						
				び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。						
				これらの取組により、規格内製品を納期までに確実に納入し						
				た。						
		<u> </u>		· - •						

	なお、情報漏えい、物品の紛失・盗難の発生はなかった。	
<評価の視点>		以上のことから、「その他の製品」に
○品質管理及び製造工程		ついては、定量的な数値目標を達成してお
管理を徹底し、発注者と		り、定性的な取組については事業計画にお
の契約を確実に履行し		ける所期の目標を達成していると認めら
たか。		れることを踏まえ、「B」と評価する。
		<課題と対応>
		特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
I - 3	官報等事業						
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第4号、第6号及び第7				
策		(個別法条文など)	号				
			官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)				
当該項目の重要度・困難	【重要度:高】 I-3-(1)	関連する政策評価・行政	-				
度	【困難度:高】 I-3-(1)	事業レビュー					

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
I-3-(1) 官報の編集	集・印刷												
掲示すべき時間での官報 掲示達成度	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高(百万円)	10, 774	10, 625	10, 772	10, 860	
官報情報検索サービスの サービス稼働率	99.5%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価(百万円)	7, 372	7, 004	7, 277	7, 009	
インターネット版官報の サービス稼働率	99.0%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費 (百万円)	745	758	861	910	
インターネット版官報及 び官報情報検索サービス の広報活動件数	過去5年 平均以上	〔各年度目標値〕 59 件	[58] 53 件	〔58〕 55 件	[57] 61 件	[57] 65 件		営業費用(百万円)	8, 117	7, 762	8, 138	7, 919	
100ページ当たり訂正 記事箇所数の削減	過去5年 平均以下 (100以下)	〔各年度目標値〕 0.23 (96)	[0. 22] 0. 14 (64)	(0. 19) 0. 15 (79)	(0. 17) 0. 16 (94)	(0. 17) 0. 14 (82)		営業利益(百万円)	2, 657	2, 863	2, 634	2, 941	
I SMS認証の維持・更 新の有無	有	有	有	有	有	有		従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	
情報漏えい・紛失発生の 有無	無	無	無	無	無	無							
I-3-(2) その他の製													
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%							
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%							
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%							

注) ②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業(官報、法令全書、法律案等国会用製品等) の金額を記載。

3	. 各事業年度の業務に係る目	標、計画	画、業務実績及び年度評価に係る自己評	· ·価		
	左 中 / 一		事₩⇒ 正:	=== /== /===		法人の業務実績・自己評価
	年度目標		事業計画	評価指標	業務実績	自己評価
						<評定と根拠> 評定: A
						「官報等事業」については、全ての項目におい
						て定量的な数値目標を達成するとともに、定性的
			· 古米),用上,左左口每一古米31元刀。(x)	サマケナ(す) マー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー・ハー	アの夕石口)マルン、イジがよった	な取組については、事業計画における所期の目標
		吕報寺	事業に関する年度目標、事業計画及び	業務美額については、以	下の合項目において計細を記載。 	を達成していると認められる。
	_					「官報の編集・印刷」については、困難度が「高」
						であることに加え、「電子官報の実現」に向け、
						国立印刷局の電子配信などのノウハウ等を提供
						するなど、内閣府等に協力するとともに、「官報の
						発行に関する法律」(令和5年法律第85号)施行
						後の運用に向けて内閣府と協力して準備を進め
						るなど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実施
						している。また、「その他の製品」については、
						発注者からの納期等に関する要請に対して、的確
						かつ確実に対応し、法案誤り等再発防止プロジェ
						クトチームの議論を踏まえた取組を確実に進め
						るとともに、ベース・レジストリの制度化と法人・
						土地系ベース・レジストリの整備・運用等につい
						て情報提供するなど、デジタル庁の取組に寄与し
						ている。さらに、行政機関からの要請による行政
						文書の電子化作業への協力など、行政のデジタル
						化の進展に適切に対応している。
						以上のことから、「官報等事業」については、
						全体として事業計画における所期の目標を上回
						る成果が得られていると認められることから
						「A」と評価する。
						<課題と対応>
						特になし。
						101000

様式3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I - 3 - (1)	官報の編集・印刷					
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第3号、第6号及び第7号			
策		(個別法条文など)	官報及び法令全書に関する内閣府令(昭和24年総理府・大蔵省令第1号)			
当該項目の重要度・困難	【重要度:高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを	関連する政策評価・行政	_			
度	国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するため	事業レビュー				
	の重要な要素であるため。					
	【困難度:高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、確実に製					
	造し指定された時間内に掲示するには、厳格な進捗管理と徹底したチェ					
	ック体制が求められるため。					

2. 主要な経年データ ② 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 達成目標 基準値 令和2 3 5 令和2 3 4 5 6 4 6 (指数) (前中期目標期間 年度 最終年度値等) 掲示すべき時間での官報 100% 100%100%100% 100% 売上高(百万円) 100% 10,774 10,625 10,772 10,860 掲示達成度 官報情報検索サービスの 99.5% 100%100%100% 100% 売上原価 (百万円) 7,277 100% 7, 372 7,004 7,009 サービス稼働率 インターネット版官報の 販売費及び一般管理費 99.0% 100%100%100% 100% 100% 745 758 861 910 サービス稼働率 (百万円) インターネット版官報及 過去5年 [目標:57件] [目標:58件][目標:58件][目標:57件] [目標:57件] び官報情報検索サービス 営業費用(百万円) 8, 117 7,919 7, 762 8, 138 平均以上 59 件 53 件 55 件 61 件 65 件 の広報活動件数 [目標:0.22] [目標:0.19] [目標:0.17] [目標:0.17] 過去5年 [目標:0.24] 100ページ当たり訂正 平均以下 0.23 0.14 0.15 0.14 営業利益(百万円) 2,657 2,863 2,634 2,941 記事箇所数の削減 (100以下) (96)(64)(79)(94)(82)従事人員数(人) ISMS認証の維持・更 有 有 有 有 有 有 4, 205 4, 179 4, 130 4, 170 (各年度4月1日現在) 新の有無 情報漏えい・紛失発生の 無 無 無 無 無 無 有無

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業(官報、法令全書、法律案等国 会用製品等)の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画	ゴ、業務実績及び年度評価に係る自己評	価				
左	⇒₩∃ □□□	÷∵/π-1/-1##	法人の業務実績・自己評価			
年度日標	争兼計画	計価指標 	業務実績	自己評価		
(1) 官報等事業 (1) 官報の編集・印刷 平常時はもとより、災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報とともに、対応でするとともに、内閣総理大臣の緊急悪に行われるよう官報の製造体制を維持するとともに、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応を果たす。また、電子媒体によりを果ってを確保して、大変をは、情報でするともに、情報でするともに、が変率に、「デジタル原則に照らの一括見直しプラン」(令和4年6月3日第4日デジタルの職所を始めとした規制の一括見直しプラン」(令和6年刊の実現に基づき、内閣府を始めとした関係機関と協力し、電報でデータ利活用に向けた検討等を行う。 さらに、利用者ニーズを把握し、入稿することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。加えて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6服8・会社決算情報等の官報表情報表の情報を明り組む。	事業計画 3. 官報等事業 (1) 官報の編集・印刷 ① 官報については、掲示すべき時間での確実な官報掲示を行います。 国内外の緊急時や大地震の発生時等における緊急官報の製造・発行については、迅速かつ確実に行うことができるよう、連絡体制の強化や製造訓練の実施等緊急対応体制の構築・維持に取り組み、災害等の緊急の場合を含め、緊急官報の発行要請に対して、的確に対応します。	評価指標 ●掲示すべき時間での官報掲示達成度(100%) ○緊急官報の製造に向けた体制の維持	業務実績 (1) 官報の編集・印刷 イ 官報の掲示、緊急官報の製造 (イ) 官報の確実な掲示 掲載記事の集中時期において官報の確実な製造を行うため、内 関府、本局・工場間で情報共有を図りつつ、多能化の推進による 部門間の人員交流を実施するなど柔軟な体制の維持に取り組ん だことにより、全ての官報を掲示すべき時間に掲示した。また、 令和6年1月1日に発生した能登半島地震に係る特定災害対策 本部の設置や国際テロリストに対する措置等の緊急を要する法 令等の公布に関する特別号外について、内閣府の要請に基づき、 入稿当日に製造・掲示した。	自己評価 〈評定と根拠〉 評定: S 関係部門間の連携や情報共有を図りつつ、柔軟な体制の維持に取り組んでいる。また、元日に発生した自然災害等の緊急を要する法令等の公布に関するなど、官報の迅速かつ確実に対応するなど、知識を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集訓練、内閣府への参集訓練を実施したほか、公共交通機関が運行しない場合を想定した参集部をできるように取り組んでいる。 「不少ターネット版官報及び官報情報検索サービスについては、定期的に配信拠点の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底することにより、官報電子配信の安定稼働に取り組んでいる。 「おり組んでいる。 「インターネット版官報及び官報情報検索サービスの広報活動については、に対しては、区域に対しては、の切替えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めている。また、日常管理を徹底することにより、官報電子配信の安定稼働に取り組んでいる。 「おり組んでいる。 「おりまするとともに、イベントへの参加や、官報販売所が主催するイベントへの協力など当該サービスのに対しては、前年度以上に積極的に取り組んでいる。 「おりまするといては、部門間で連携し、発生原因の分析や再発防止策を確実		
	② 行政のデジタル化の進展に対応す	●インターネット版官報	連携した緊急官報製造訓練を、東京工場及び内閣府で実施した (令和6年2月)。 ロ 官報電子配信の安定稼働	に実施することにより、削減に向けて取り 組んでいる。 公開前情報の管理については、ISMS の		
	るため、インターネット版官報や官	のサービス稼働率(9	日 日報電子配信の安定修働 官報配信システムについては、定期的な配信拠点(注1)の切替			

報情報検索サービスの運用により、 官報の電子的手段による提供を行 い、システム稼働状況を適切に管理 することでサービスの稼働率の維持 に努め、インターネット版官報につ いては99.0%以上、官報情報検索 サービスについては99.5%以上 の稼働率となるよう取り組みます。

さらに、各種イベントでの実演や 展示等を通じてインターネット版官 報や官報情報検索サービスの周知に 努めます。

- 9.0%)
- ●官報情報検索サービス のサービス稼働率(9 9. 5%)

(注2) ウェブクローラ ウェブ上の文書や画像などを周期的に検索・取得し、自動的

●インターネット版官報 及び官報情報検索サー ビスの広報活動件数(過 去5年平均以上)

えを実施し、バックアップ体制の確実な運用に努めた。

また、インターネット版官報や官報情報検索サービスなどの官報 | 次業務を行う委託業者に対しては、教育、 の電子的手段による提供について、日常におけるシステムの稼働管 ┃ 指導を行うなど、情報管理の徹底を図るこ 理を確実に実施した。

さらに、官報配信システムへの負荷軽減や掲載情報の不正利用防 止への対応として、ウェブクローラ(注2)等の利用状況に関する モニタリングを行った(4月~令和6年3月)。

以上の結果、官報情報検索サービス及びインターネット版官報の↓ムの利用促進のための各種取組の実施に サービス稼働率は、100%となった。

(注1) 配信拠点

官報電子配信のバックアップ体制の強化として平成29年度 ↓して利用を促すなど、オンラインによる電 に官報配信システムを複数の拠点に設置

にデータベース化するプログラム

ハ インターネット版官報等の周知

官報情報検索サービスの操作講習会の開催や、各地方法務局に官↓ど、業務の効率化・省力化に向けて取り組 報普及用パンフレットの設置を行うなど、インターネット版官報及Ⅰんでいる。 び官報情報検索サービスの広報活動を行った(65件)。

具体的な取組については、次のとおりである。

- ・ 各地方法務局と調整し、官報への法定公告掲載事例と官報情報 | 直しプランに基づく「電子官報の実現」に 検索サービスを紹介したパンフレットを継続設置した(50箇所: | 向けた取組については、官報の電子配信な 4月・7月・10月・令和6年1月)。
- ・ 公立図書館が実施する講習会に職員を講師として派遣する官報 │ 積極的に協力し、「官報電子化の基本的考 情報検索サービスの操作方法等の講習については、対面及びオン え方」の取りまとめに寄与している。 ラインで実施した(5件:6月・7月・11月・12月)。
- ・ 「第46回お金と切手の展覧会」(三重県四日市市)において、 の改善に取り組んだほか、「官報の発行に 展示物等を用いて官報を紹介するとともに、インターネット版官 | 関する法律」の施行に先駆け、官報閲覧用 報及び官報情報検索サービスの操作方法や検索方法の実演を行┃デジタルサイネージを設置するなど、国民 い、その周知を図った(8月)。
- ・ 司法書士会が主催する研修会で官報、官報情報検索サービス、 当該サービスの操作方法等を紹介するために、当該研修会に研┃ど、政府の電子化施策を踏まえた取組を実 修講師を派遣した(1件:10月)。
- 「法の日フェスタ in 赤れんが」(注3) に参加し、インターネ ット版官報及び官報情報検索サービスの紹介、操作方法等につい て実演した(10月)。
- ・ 図書館を介した官報の広報活動の実施に当たり、図書館職員に している。 理解と協力を求めることを目的に、オンサイト及びオンラインで 開催される「第 25 回図書館総合展 2023」に参加した(1件:10 法令データ共通化の検討については、デ 月~11月)。

内教育等を実施した。また、官報原稿の取 とにより、情報漏えいや紛失を発生させて いない。

省庁用官報原稿オンライン受付システ より、利用者の利便性の向上及び業務の効 率化が図られている。また、利用者からの 問合せ対応や利用していない各府省に対 子入稿が定着し、利用件数が増加してい

官報業務プロセス改善については、官報 システム刷新のためロードマップを更新 したほか、次期業務支援業者を選定するな

デジタル原則に照らした規制の一括見 どのノウハウ等の提供により、内閣府等に

工程表に基づきインターネット版官報 の利便性向上に努めている。また、機械可 読なデータ形式について検討を進めるな 施している。

Gビズインフォとの情報連携について は、経済産業省と連携を図り、確実に実施

ジタル庁と連携を図りながら、同庁の施策

		・ 官報販売所が地元書店と企画した「穏制改正フェア」において に扱力している
理及位		作業考査や点検等を実施することにより、品質管理・製造工程管
て関係 因の分 訂正記 平均化 0 と1	訂正記事箇所数の削減に向け 系部門間による訂正記事発生原分析、再発防止策の検討を進め、 記事箇所数が過去5年間の実績 直(100ページ当たり)を10 した相対比率について、100 となるよう取り組みます。	理に取り組んだ。また、訂正記事箇所数の削減に向け関係部門間に よる連絡会(官報正誤連絡会)を毎月開催し、訂正記事発生原因の 分析、再発防止策の検討を進めた。これらの取組により、100 ペー ジ当たりの訂正記事箇所数は 0.14 箇所となり、過去5年間の実績 平均値(0.17 箇所)を下回った。
め、h ト・i 証のが の更れ また サイシ	器セキュリティを確保するた 情報セキュリティ・マネジメン ステム (ISMS) の運用・認 迷続を行いつつ、改ざん防止等 なる措置を講じます。 た、情報管理を徹底しつつ、イン ダー取引に関する研修等を実施 言報の公開前情報の漏えいや紛 の発生を防止します。	東京工場において、ISMS(情報セキュリティ・マネジメント・シ

11月)。また、一部の委託業者を視察し、情報類の保管・管理状 況及び作業状況の調査を行い、情報管理等が確実に行われている ことを確認した(4月~令和6年3月:25か所)。 ・ 官報の公開前情報の漏えいや紛失等の防止を目的に、作業考査 や秘密管理点検(注4)を実施し、内部規程類に基づき作業が適 正に実施されていることを確認した(作業考査:4月~令和6年 3月。秘密管理点検:令和6年2月)。 なお、情報漏えい、紛失の発生はなかった。 (注4) 秘密管理点検 リスク事案の対策や各種規程類の遵守状況を確認するため に、官報部職員が実施する点検 ⑤ 電子入稿については、利用者ニー 〇電子入稿を行う者の拡 へ 電子入稿の推進 ズを把握しつつ、入稿期限の短縮等 作業の迅速化や業務の効率化等を図るため、各省庁に協力要請を を目的とした完全原稿による入稿へ 行うなど、電子入稿の推進を図った。 の協力要請を引き続き行うととも 具体的な取組については、次のとおりである。 に、法制執務業務支援システム(注 ・ 省庁用官報原稿オンライン受付システム(注5)の利用者から の問合せに対応するとともに、システムの安定稼働に努めた。 1)との連携や令和2年度に導入し た原稿受付システムを円滑に運用し ・ 省庁用官報原稿オンライン受付システムの利用実績がない府省 つつ、必要に応じて入稿の方法や手 庁に対して、積極的に利用を促した(4月・5月・12月)。 以上の取組により、令和5年度の電子入稿は、20,202件(令和4 続に係る改善を行い、その促進に努 年度 19,189 件) であった。 めます。 なお、平成30年度から取り組ん でいる業務プロセスの改革を継続的 (注5) 省庁用官報原稿オンライン受付システム に推進し、作業の迅速化や業務の効 政府共通ネットワーク上で、各府省等からの官報の原稿を電 子的に受け付けることができるシステム 率化に取り組みます。 ○作業の迅速化及び業務 ト 官報業務プロセス改善の取組 の効率化を図るための 令和4年度に官報業務プロセス改善を円滑に推進するため整理 積極的な取組 した官報システム刷新に向けたロードマップについて、政府におけ る電子官報の実現や法令データの共通化に係る動向を踏まえ、デジ タルを前提とした業務改革 (BPR) の実現に向けた取組を反映した (4月~令和6年3月)。 また、令和6年度以降の刷新に向けた取組を円滑に進めるため、 次期業務支援業者の選定要件を整理し、公募により業者を決定した (9月~令和6年3月)。 チ 「電子官報の実現」に向けた取組 ⑥ 「デジタル原則に照らした規制の 一括見直しプラン」(令和4年6月3 「電子官報の実現」に向けて内閣府が開催する、「官報電子化検討 日第4回デジタル臨時行政調査会決 会議」に参加し(4月~10月)、次のとおり取り組んだ。 ・官報の電子配信等を通じて蓄積した、セキュリティ対策やプ 定) に基づき作成した工程表に沿っ

て、電子官報の実現に向けた課題解 決に協力するとともに、インターネ ット版官報の改善に取り組みます。

また、中長期的な課題である電子 官報の在り方として、データ再利用 等が行えるデータ形式についても検 討・取組を進めます。

⑦ 契約情報・会社決算情報等の官報 ○契約情報・会社決算情報 掲載情報について、Gビズインフォ (注2) への確実な情報提供に引き 続き取り組みます。

また、法令データのデジタル正本 の提供体制確立に向けた実証実験に 参画し、法令データ共通化の検討に 取り組みます。

(注1)法制執務業務支援システム(e-LAWS)

法令の所管府省庁が確認・認証し

等の官報掲載情報のG ビズインフォとの確実

な情報連携

ライバシー保護の取組などのノウハウ等の提供により、内閣府 等に積極的に協力し、会議における課題整理や、「官報電子化の 基本的考え方」(令和5年10月25日官報電子化検討会議)の 取りまとめに寄与した。

・会議の構成員等を東京工場に招へいし、官報の製造工程の視 察や動画視聴を通じて国立印刷局の役割や電子配信の取組な どについて紹介することで、電子官報の実現に向けた課題の洗 い出しに協力した。

また、「官報電子化の基本的考え方」を踏まえ、内閣府等における 検討がなされた後、第212回国会において「官報の発行に関する法 律」(令和5年法律第85号)が成立した(12月)ことから、法律施 行後の運用について内閣府と協議を行った(10月~令和6年3月)。

さらに、電子官報の実現に向けて策定された工程表(注6)に基 づき「インターネット版官報」の利便性を高める取組として、シス テム改修(一覧性のある目次付与、検索性の向上)を行った(4月 ~12月)。

加えて、中期的な課題である電子官報の在り方として、機械可読 なデータ形式について、外部コンサルタントを活用するとともに、 海外調査(現地、ウェブ)等を実施した(4月~令和6年3月)。ま た、機械可読な官報データ提供の実現に向け、令和6年度から実施 予定の構造化用データ作成に係る業者委託に関する仕様書につい て検討した(9月~令和6年3月)。

なお、「官報の発行に関する法律」等の施行に先駆けて、官報閲覧 用デジタルサイネージを、本局が所在する共同通信会館ロビーに設 置し運用を開始した(11月)。

(注6) 工程表

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表 (令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会)

リ Gビズインフォとの情報連携

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和3年6月18日閣議 決定)及び「デジタル社会実現に向けた重点計画」(令和4年6月7 日閣議決定)を踏まえ、経済産業省と連携を図り、官報掲載情報と Gビズインフォとの情報連携を確実に実施した(4月~令和6年3 月)。

ヌ 法令データ共通化の検討

デジタル庁が実施している法令データのデジタル正本の提供体 制確立に向けた実証実験に向けて、情報共有や状況把握等を図りつ つ、法令データ共通化の検討を進めた(4月~令和6年3月)。 また、「官報フォーマットとの連携検討」に適切かつ確実に対応す

た正確な法令データを確立し、法令		るため、e-LAWS データによる官報紙面の自動組版を前提としたシス	
原本として活用できるデータベース		テムの構築を進めた(8月~令和6年3月)。	
を行政及び国民等へ提供するシステ			
(注2) Gビズインフォ			
法人に関し各府省庁に分散して所			
在する公開情報を集約し、インター			
ネットでオープンデータとして経済			
産業省が一元的に提供するサービス			
	<評価の視点>		以上のことから、「官報の編集・印刷」
	○非常時の対応を想定し		については、定量的な数値目標を達成して
	た作業体制の確保に努		おり、定性的な取組については事業計画に
	めたか。		おける所期の目標を達成していると認め
	○訂正記事箇所数の削減		られることに加えて、印刷局が官報事業を
	に努め官報の正確かつ		通じて蓄積したノウハウの提供により、
	確実な発行に努めたか。		「官報電子化の基本的考え方」(令和5年
	○情報管理を徹底しつつ、		10月 25日官報電子化検討会議) の取りま
	迅速かつ確実な製造を		とめに協力し、「電子官報の実現」に寄与
	行ったか。		したことは顕著な成果であり、当該項目の
	○電子入稿の促進等によ		困難度が「高」であることを踏まえ、「S」
	る作業の迅速化や業務		と評価する。
	の効率化に取り組んだ		
	カ~。		<課題と対応>
	○新たな原稿受付システ		特になし。
	ムの円滑な運用に向け		

て取り組んだか。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。

様式3-1-4-1 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
I - 3 - (2)	その他の製品					
業務に関連する政策・施	_	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立印刷局法第11条第1項第4号、第6号及び第7号			
策		(個別法条文など)				
当該項目の重要度・困難		関連する政策評価・行政				
度		事業レビュー				

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプ	ット(アウトカ	ム)情報						② 主要なインプット	情報(財務情報	及び人員に関	引する情報)		
指標等	達成目標 (指数)	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
受注数量製造率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上高(百万円)	10, 774	10, 625	10, 772	10, 860	
納期達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		売上原価(百万円)	7, 372	7, 004	7, 277	7, 009	
保証品質達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%		販売費及び一般管理費 (百万円)	745	758	861	910	
								営業費用(百万円)	8, 117	7, 762	8, 138	7, 919	
								営業利益(百万円)	2, 657	2, 863	2, 634	2, 941	
								従事人員数(人) (各年度4月1日現在)	4, 205	4, 179	4, 130	4, 170	

注)②の財務情報は、財務諸表のセグメント情報の官報等事業(官報、法令全書、法律案等国会用製品等)の金額を記載。

従事人員数は、事業区分ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

左	##1 	## \4+ m \ 175	法人の業務実績・自己評価			
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価		
2) その他の製品	(2) その他の製品		(2) その他の製品	<評定と根拠>評定:B		
国会用製品等については、徹底し	① 国会用製品等の製品については、	●受注数量製造率(100%)	イ 国会用製品等の確実な製造及び納入			
た品質管理及び製造工程管理の下	品質管理及び製造工程管理に取り組	●納期達成率(100%)	・ 国会用製品等については、製品の確実な製造のために、作業考	国会用製品等については、作業考査や		
で確実に製造することにより、発注	み、数量確認、進度管理の徹底を図り	●保証品質達成率(100%)	査や標準点検等の実施により、徹底した品質管理及び製造工程管	準点検を実施することにより、品質管理		
者との契約を確実に履行する。	確実な製造を行うことにより、発注		理に取り組んだ。	び製造工程管理の徹底に取り組むとと		
また、法案誤り等再発防止プロジ	者との契約に基づく数量の規格内製		また、発注者からの納期に係る要請に応え可能な限り短納期で	に、作業交流など柔軟な対応を図るこ		
ェクトチームの議論を踏まえ、法律	品を納期までに確実に納入します。		納入するため、作業交流を実施するなどの柔軟な対応を図った。	より、発注者との契約に基づき納期ま、		
案の誤り防止について令和3年 12	また、令和4年度に実施した編集・		これらの取組により、発注者との契約に基づき定められた期日	規格内製品を確実に製造・納入してい		
月に策定した工程表に基づき、着実	印刷システムの機能改善等により、		までに規格内製品を確実に製造・納入した。	発注者からの要請及びデジタル化の		
に取り組む。	法律案の誤りの防止に着実に取り組		・ デジタル化の進展等による受注環境の変化に対しては、国会用	展等による受注環境の変化に対して、		
さらに、「デジタル社会の実現に	みます。		製品のペーパーレス化に係る関係機関との綿密な情報共有を実	かつ適切に対応している。		
向けた重点計画」(令和4年6月7			施するなど、柔軟かつ適切に対応した。	なお、国会のペーパーレス化の進展		
日閣議決定) に基づき、デジタル庁				いても、関係機関と情報共有を図るな		
からのベース・レジストリの構築に		○工程表に基づく取組の	ロ 法案誤り等再発防止に係る対応	柔軟かつ適切に対応している。		
係る協力要請に対応するなど、行政		確実な実施	・ 令和2年度末に国会に提出された法律案の一部に誤りが判明し	また、法案誤りの再発防止に向けて		
のデジタル化の進展に貢献する。			問題となったことから、内閣官房において府省庁横断的に立ち上	工程表等に基づく取組を確実に進めて		
なお、民間の参入動向を踏まえつ			げられたプロジェクトチームに参画し、第3回会合において提出	る。		
つ、公共上の見地から必要な事業に			した工程表に基づき、編集・校正作業者のスキルアップ等を図る			
限定し、原則として官公庁等の一般			とともに、令和4年度に導入した編集・印刷システムの機能強化	加えて、ベース・レジストリの制度		
競争入札による受注・製造は、引き			に係る ICT ツールを適切に運用した (4月~令和6年3月)。	 法人・土地系ベース・レジストリの整		
続き、行わない。			・ デジタル庁、総務省及び法務省における e-LAWS の法令データ	- 運用等についてデータを速やかに定≀		
			整備のため、令和4年3月から開始した官報掲載情報の情報連携	れた形式に編集するノウハウ等に関 ^っ		
			については、XML データ形式(注1)に加工を行い、定められた	 情報提供を行うなど、デジタル庁の取;		
			期日までに確実に納品した(4月~令和6年3月)。	寄与している。また、アドレス・ベー		
			【法案誤り等再発防止プロジェクトチームの会合開催実績】	レジストリの町字データの整備に関っ		
			実務者会合(第3回) 令和5年7月28日	助言のほか、行政文書の電子化作業等		
				力するなど、行政のデジタル化の進展		
			(注1) XML データ形式	切に対応している。		
			コンピュータで容易に処理できる二次利用可能な標準デ			
			ータ形式			
	② デジタル庁からのベース・レジス	○デジタル庁からの協力	ハ ベース・レジストリの構築に係る対応			
	トリの構築に係る協力要請や行政の	要請に対する確実な対	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣			
	デジタル化の進展等による受注環境	応	議決定)に基づき、ベース・レジストリ(注2)の制度化と法人・			
	の変化に的確に対応するとともに、		土地系ベース・レジストリ(注3)の整備・運用等について、官報			
	製品の製造に当たっては、作業考査		等事業を通じて蓄積した、データを速やかに定められた形式に編集			
	や点検等の実施を通じて、継続的な		するノウハウ等に関する情報提供を行った(6月~令和6年3月)。			
	業務プロセスの改善に取り組みま		また、デジタル庁が取組を進めているアドレス・ベース・レジス			
] 。		トリの町字データの整備について、自治体保有データとの確認作業			
	加えて、「スキャナ等を利用して紙		等に関する助言を行った(12月~令和6年3月)。			

媒体の行政文書を電子媒体に変換する場合の扱いについて」(令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長)等に基づき、令和4年度に行った行政文書の電子化に係る調査研究・検証の結果を踏まえ、財務省等が取り組む行政文書の電子化作業に協力します。

なお、引き続き、民間の参入動向を 踏まえつつ、公共上の見地から必要 な事業に限定し、原則として官公庁 等の一般競争入札による受注・製造 は行いません。

<評価の視点>

○品質管理及び製造工程 管理を徹底し、発注者と の契約を確実に履行し たか。

(注2) ベース・レジストリ

行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性等の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすものとして、デジタル庁が指定するもの。デジタル社会形成基本法第31条に規定する「公的基礎情報データベース」に相当

(注3) 法人・土地系ベース・レジストリ

商業登記、不動産登記及び住所・所在地(アドレス)に関するベース・レジストリ

ニ 行政文書の電子化作業等への協力

- ・ 行政文書の電子化作業については、依頼のあった行政機関と契約を締結し、定められた期日までに完了できるよう作業を進めた結果、来年度の継続受注につながることとなった(7月~令和6年3月)。
- ・ 関係省庁や地方自治体に対して、電子化作業における国立印刷 局の特性について、動画を活用しながら紹介するなど、積極的な 働きかけを行った(4月~令和6年3月)。
- ・ 政府の保有するデータの提供促進に向けたアクションプラン (令和 5 年 11 月 7 日 AI 戦略会議) に基づき、内閣府、デジタル 庁によるプロジェクトチームにオブザーバー参加するなど、内閣 府の要請に基づく機械可読なデータへの変換に係る検討に協力 した (12 月~令和 6 年 3 月)。

ホ 一般競争入札への参加

官公庁等が実施する一般競争入札には、参加しなかった。

以上のことから、「その他の製品」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載) 特になし。

様式3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
II - 1 - (1)	組織の見直し						
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_				
度、困難度		業レビュー					

2. 主	要な経年データ								
評化	価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
給力	与水準の公表の有無	有	有	有	有	有	有		
期表	参考指標) 末常勤役職員数(フ タイム再任用職員を む)		4, 153 人	4, 197 人	4, 170 人	4, 116 人	4, 152 人		令和 6 年度末の常勤役職員の総数を 原則、令和元年度末以下とする。
	参考指標) 上高人件費比率		41.4%	41.6%	42.4%	41.9%	38. 2%		

年度目標	事業計画	 評価指標	法人の業務実績・自己評価	fi
十 及 日 保	学 未可凹	计侧组保	業務実績	自己評価
Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成		1. 組織体制、業務等の見直し	<評定と根拠> 評定:B
国立印刷局は、行政執行法人として	するためとるべき措置		(1)組織の見直し	
正確かつ確実に業務を遂行するため、	1. 組織体制、業務等の見直し	○適正な人員配置	① 「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日	令和5年度から導入された定年延
業務の質を高い水準に維持しつつ、あ	(1) 組織の見直し	○組織の効率化(参考指	閣議決定) に伴う影響と合わせて、令和5年度から導入された定	び職員の高年齢化の進展による大量
わせて国民負担の軽減を図る観点か	① 組織の見直しについては、「国家	標:期末常勤役職員数	年延長及び職員の高年齢化の進展による今後の大量退職の状況を	が見込まれる状況において、業務の
ら、引き続き効率的かつ効果的な業務	公務員の総人件費に関する基本方	(フルタイム再任用職	踏まえつつ、設備投資や組織体制の見直しによる効率化、業務量、	維持するため、設備投資や組織体制
運営を推進することにより、製造コス	針」(平成26年7月25日閣議決定)	員を含む)、売上高人件	技術の伝承、年齢構成の不均衡の是正等を考慮の上、令和6年度	直し、また、業務量等に応じた人員配
トの引下げに努める必要がある。	を踏まえ、業務の質の低下を招か	費比率)	に向けた人員計画を策定した(6月)。	行うこと等による効率化を進め、人
1. 組織体制、業務等の見直し	ないよう安定的な業務運営に配慮	※「人件費」とは、毎年度	当該人員計画に基づき、令和6年度期首に向けて、業務量等に	の抑制を図っている。
(1) 組織の見直し	しつつ、業務の効率性や業務量等	公表している「独立行政	応じた適正な人員配置や組織の効率化を図るため、一部組織の改	
① 「国家公務員の総人件費に関	に応じた適正な人員配置を行いな	法人国立印刷局の役職	正を行った。	令和5年度における給与水準につ
する基本方針」(平成 26 年 7 月	がら、組織の効率化に向けて取り	員の報酬・給与等につい	また、再任用職員の希望調査、定年延長等の状況を踏まえつつ、	は、一般職給与法適用国家公務員の
25 日閣議決定) を踏まえ、業務	組みます。	て」中の「Ⅲ 総人件費に	将来的な人員推移に関するシミュレーションを実施し、令和7年	を参酌しつつ、現行の給与水準を維
の質の低下を招かないよう配		ついて」における「給与、	度に向けての人員計画の策定に着手した(11月)。	ており、ラスパイレス指数では、一般
意しつつ、業務の効率性や業務		報酬等支給総額」をい	期末常勤役職員数(フルタイム再任用職員を含む。)及び売上高	与法適用国家公務員より低い水準と
量等に応じた適正な人員配置		う。以下同じ。	人件費比率(注)の実績については、下表のとおりである。	ている。
を行いながら組織の効率化に				
向けて取り組む。			(注) 売上高人件費比率=人件費÷売上高	

			期末常勤役職員数(参考指標)
			役員 7人
			一般職員 3,681 人
		令和5年度末	フルタイム再任用職員 464人
			合計 4,152 人
			(3.31 付け退職者の 158 人を含む。)
			役員 7人
			一般職員 3,760 人
		令和4年度末	フルタイム再任用職員 349人
			合計 4,116 人
			(3.31 付け退職者の 187 人を含む。)
			売上高人件費比率 (参考指標)
		令和5年度	38.2%
		令和4年度	41.9%
② 給与水準について、国家公務	② 給与水準については、国家公務 ○適正な給与水準の維持		る国立印刷局役職員の給与水準については、
員の給与水準も十分考慮し、引	員の給与水準を参酌し、引き続き ラスパイトス状状によるいまです。		3年に関する法律」(昭和 25 年法律第 95 号)の
き続き、ラスパイレス指数によ	ラスパイレス指数による比較等を●給与水準の公表の有無	2,100,000,000	務員(以下「一般職給与法適用国家公務員」
る比較等を行い、適正な水準の	行い、適正な水準の維持に向けて	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	準と比較した年齢勘案のラスパイレス指数が、
維持に向けて取り組むととも	取り組むとともに、総務大臣の定		5.3 (令和4年度:93.6)、研究職員が81.8 (令
に、その状況を公表する。	める様式により役職員の給与等の		なり、総務省が策定する「独立行政法人の役員
	水準をホームページにおいて公表		給与の水準の公表方法等について(ガイドラ
	します。	イン)」に基づき、7	ホームページで公表した(6月)。
	<評価の視点>		

以上のことから、「組織の見直し」につ いては、定量的な数値目標を達成してお り、定性的な取組については事業計画に おける所期の目標を達成していると認め られることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。

○「国家公務員の総人件費

に関する基本方針」(平

成 26 年 7 月 25 日閣議

決定)を踏まえ、組織の

効率化に向け取り組ん

○適正な給与水準の維持

に取り組んだか。

だか。

様式3-1-4-2 行政執行法人 年度評価 自己評価項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項)

1. 当事務及び事	1.当事務及び事業に関する基本情報						
II - 1 - (2)	業務の効率化						
当該項目の重要		関連する政策評価・	_				
度、困難度		行政事業レビュー					

. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和 2	3	4	5	6	(参考情報)
		(前中期目標期間最終年度値等)	年度	年度	年度	年度	年度	当該年度までの累積値等、必要な情
(参考指標) 経費率		88.7%	84. 5%	85. 4%	90.7%	90.8%		令和2年度から令和6年度における 費率の実績平均値を平成27年度か 令和元年度までの5年間における実 平均値以下とする。
情報システム整備運用計画の 策定の有無	有	有	有	有	有	有		
調達等合理化計画に基づく適 切な契約の実施	0	0	0	0	0	0		
調達等合理化計画の実施状況 及び契約実績の公表の有無	有	有	有	有	有	有		
契約監視委員会による点検において不 適切な契約と認められた契約件数	0 件	0件	0 件	0 件	0 件	0件		
(参考指標) 障害者就労施設等からの調達 の実施(件数及び金額)		44 件 9 百万円	45 件 9 百万円	46 件 10 百万円	44 件 9 百万円	38 件 10 百万円		一般競争入札による実績 令和3年度 1件 3百万円 令和4年度 1件 3百万円 令和5年度 1件 3百万円

年度目標	事業計画	評価指標 -	法人の業務実績・自己評価		
平 及日保	尹 未可 四	计1111111111111111111111111111111111111	業務実績	自己評価	
(2)業務の効率化	(2)業務の効率化		(2)業務の効率化について	<評定と根拠> 評定:B	
① 国民負担を軽減する観点から、	① 国民負担を軽減する観点から、引	○効率化に向けた業務の	① 経費率の低減及び情報システム関連機器の更新		
引き続き、可能な限りのコスト削	き続き、緊急時にも対応できる体制	見直し	イ 予算の適切な執行等によるコスト削減	令和2年度から令和5年度の経費率	
減努力を行うこととし、令和2年	を維持しつつ、可能な限りのコスト		令和2年度から令和6年度までの中期的な観点から設定した	ついては、令和5年度において予算執行	
度から令和6年度までの5年間	削減努力を行うこととし、令和2年	○業務の効率化の推進(参	経費率の低減に向けて取り組んでいる。	係る管理を適切に実施し、コスト削減に	
を対象として中期的な観点から	度から令和6年度までの5年間を対	考指標:経費率(研究開	可能な限りのコスト削減努力を行うため、予算執行に係る管	めることにより、平成 27 年度から令和	
設定した経費率(研究開発費を除	象として中期的な観点から設定した	発費除く))	理方法を適切に実施するとともに、各室・部及び各機関と連携・	年度までの5年間における実績平均値	
く)の低減目標の達成に向けて必	経費率(研究開発費を除く)(注)の	※経費率=(売上原価+	調整を図り、令和5年度の経費率は90.8%となった。また、令	下回っている。令和2年度から令和6年	
要な取組を行う。	低減目標の達成に向けて必要な取組	販売費及び一般管理費	和2年度から令和5年度までの実績平均値は87.9%となった	までの低減目標達成に向け、予算執行管	
また、業務のデジタル化を進め	を行います。	-研究開発費)/売上高	(平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間における実績平均	を適切に行い、可能な限りのコスト削減	
るとともに、電子政府推進の取組	業務のデジタル化に向けてペーパ		値は88.7% (注1))。	努めることとする。	
の一環として、情報システムに係	ーレス化に取り組むとともに、情報				

る整備運用計画を策定し、情報シ ステム関連機器の適時適切な更 新を行う。

さらに、「情報システムの整備 及び管理の基本的な方針」(令和 3年 12 月 24 日デジタル大臣決 定)を踏まえ、情報システムの適 切な整備及び管理を行う。

システムのより効率的な活用による 業務の効率化、迅速化を推進するた め、情報システムに係る整備運用計 画を策定し、当該計画に基づき情報 システム関連機器の更新を実施しま す。

また、「情報システムの整備及び管 ┃●情報システム整備運用 ┃ 理の基本的な方針」(令和3年12月 24 日デジタル大臣決定)を踏まえ、 情報システムの適切な整備及び管理 を行います。

(注) 経費率=(売上原価+販売費及び 一般管理費-研究開発費)/売上高

計画の策定の有無

○業務のデジタル化等を 踏まえた適時適切な情 報システム関連機器の 更新

(注1) 中期的な観点から参考となるべき事項として設定してい │ 文書管理システムを導入・運用し、法人 る令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とした、 文書に関する事務処理をペーパーレス化 当該期間における経費率の目標(令和2年度から令和6年 | するなど、業務のデジタル化に取り組んで 度までの経費率の実績平均値を平成27年度から令和元年 おり、業務の効率化を図っている。 度までの実績平均値以下とする。)

ロ 業務のデジタル化の取組

各種システムを導入し、ペーパーレス化を推進することにより新を計画的に実施することにより、各情報 り、業務のデジタル化の取組を行った。

具体的な取組については、次のとおりである。

- ・ 文書管理システムを導入し(5月)、これまで紙により行っ てきた法人文書の作成・保存・移管・廃棄までの手続につい PMO によるプロジェクトへの適時支援 て、紙で保存することが必要なものを除いてペーパーレスで|及び情報システムのライフサイクル全体 の業務に移行した。また、決裁に係る事務処理をデジタル化 | を見通した評価を行うことにより、「情報 したことにより、紙で業務を行うことにより発生していた業 | システムの整備及び管理の基本的な方針」 務負担を低減し、業務の効率化を図った。
- ・ 電子会議システムや Web 会議システムを活用し、会議・業 ムの整備及び管理に向け取り組んでいる。 務打合せ等における紙の使用を極力廃するなど、ペーパーレ ス化の取組を推進した。
- ハ 情報システムに係る整備運用計画の策定等

情報システムの機能性・利便性の向上等を目的とした関連機 器等の更新を円滑かつ確実に実施するため、情報システム整備 │ 約案件の当初提示額に対し価格 交渉 を行 運用計画を更新(8月)し、当該計画に基づき関連機器の更新 | うことにより、経費の削減(合計 208 百万 等を行った。

なお、更新等を行った情報システムは、次のとおりである。

- ・ 文書管理システム(新設)(5月)
- ・ 原価管理システム (更新) (令和6年1月)
- ニ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」を踏まえた │ など、リスクの低減及び契約事務の適正化 対応

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12 月 24 日デジタル大臣決定)を踏まえ、PMO(注2)によるプロ 一者応札・一者応募の削減に取り組むな ジェクトに対する適時支援、情報システムのライフサイクル全しど、合理的な調達の推進を図っている。 体を見通した投資対効果等の評価を実施し、情報システムの適 切かつ効果的な整備及び管理を行った。

(注2) PMO

国立印刷局における情報化を総合的かつ計画的に推進する とともに、国立印刷局における情報セキュリティを確保する ための体制

策定した情報システム整備運用計画に 基づき情報システム関連機器等の新設・更 システムの機能性・利便性の向上による業 務の効率化・迅速化の推進を図っている。

を踏まえた適切かつ効果的な情報システ

調達の合理化については、合理化委員会 による点検を受けつつ、着実に実施してい

合理的な契約方式に変更した結果、各契 円)及び事務の合理化に寄与している。

調達に関するガバナンスの徹底につい ては、契約事務フローの点検を実施し、そ の結果に基づきマニュアルの改訂を行う を推進している。

② 調達に係る契約については、偽 造防止の観点に配意しつつ、原則 として一般競争入札その他の競 争性、透明性が十分確保される方 法によるものとする。また、公正 かつ透明な調達手段による適切 で、迅速かつ効果的な調達を実現 する観点から、国立印刷局が策定 する「調達等合理化計画」に基づ く取組を着実に実施するととも に、その実施状況及び契約実績を 公表する。

また、調達に当たっては、「官 公需についての中小企業者の受 注の確保に関する法律」(昭和41 年法律第97号)、「国等による障 害者就労施設等からの物品等の 調達の推進等に関する法律」(平 成24年法律第50号)及び「母子 家庭の母及び父子家庭の父の就 業の支援に関する特別措置法」 (平成 24 年法律第 92 号) に基づ いた調達を行うよう努める。

② 調達に係る契約については、偽造 ●調達等合理化計画に基 防止の観点に配意しつつ、引き続き、 原則として一般競争入札等によるも のとし、調達の合理化を推進します。 ●調達等合理化計画の実

公正かつ透明な調達手段による適 切で、迅速かつ効果的な調達を実現 する観点から、令和5年6月末まで に「調達等合理化計画」を策定し、当 該計画に基づく取組を着実に実施す るとともに、その実施状況及び契約 実績を公表します。

また、「官公需についての中小企業 者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年法律第 97 号)、「国等による障 害者就労施設等からの物品等の調達 の推進等に関する法律」(平成24年 法律第50号)及び「母子家庭の母及 び父子家庭の父の就業の支援に関す る特別措置法」(平成24年法律第92 号)の趣旨に基づき、中小企業者、障 害者就労施設等及び母子・父子福祉 団体等からの調達に努めます。

なお、障害者就労施設等からの調 達については、前年度の実績を上回 るよう取り組みます。

- づく適切な契約の実施
- 施状況及び契約実績の 公表の有無

② 調達等合理化計画の取組等

「独立行政法人改革等に関する基本的方針」(平成25年12月24 日閣議決定)に基づき、一般競争入札を原則としつつ、事務・事業 の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保し、自律的かつ継続的に 調達等の合理化に取り組むため、令和5年度独立行政法人国立印 刷局調達等合理化計画(以下「合理化計画」という。)を策定し、 ホームページで公表した(6月)。

合理化計画について、その策定に当たっては、調達等合理化・ 契約検証委員会(以下「合理化委員会」という。)の審議(5月) を経て、監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会の点検 (6月)を受け、その点検結果をホームページで公表した(7月)。 合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、「令和4年

度調達等合理化計画の自己評価及び推進状況のフォローアップ」 の実施状況について、合理化委員会において点検(5月)し、その 点検結果を契約監視委員会に諮り了承された(6月)。

合理化計画等に基づく具体的な取組については、次のとおりで ある。

- イ 合理化計画に基づく取組
- (イ) 重点的な取組

(合理的な契約方式による調達)

- A 技術審査を実施している原材料について、参入業者を拡 大するため、技術審査に関する情報をホームページで恒常 的に公表するとともに、種別ごとに対応可能な業者に対し て、技術審査情報の周知を行い、技術審査への参加を促し
- ・ 技術審査情報の公表件数:66件(うち新たに公表した 件数:6件)
- ・ 関係者への周知状況:電話等による周知 140 件
- B 技術審査を要しない原材料等の調達において、連続して 契約相手方が同一となっている契約については、特定の一 者しか履行し得ないことを確認するため公募を実施し、応 募者が一者であった契約について、契約相手方の提示額の 内容を精査し、価格交渉を行った上で随意契約を締結した。
- 件数: 42件
- ・ 当初提示額からの削減額: 29 百万円
- C 公募以外で随意契約とする案件については、その理由及 び仕様内容を厳格に審査し、競争性のある契約に移行でき ないか検討し、競争性のある契約に移行することができな い契約について、契約相手方の提示額の内容を精査し、価 格交渉を行った上で随意契約を締結した。
- 件数:140件
- ・ 当初提示額からの削減額: 179 百万円

	(一者応札・応募等に係る取組)	
	A 契約案件ごとに、入札参加申込期間の十分な確保、情報	
	開示の取組等を行い、入札参加可能と思われる業者に声掛	
	け等を行った結果、前回一者応札・応募であった 40 件の契	
	約が二者以上の応札・応募となった。	
	B 契約監視委員会において、新規の随意契約及び2か年度	
	連続して応札者又は応募者が一者しかない契約に関して点	
	なお、審議概要については内部の手続を得てホームペー	
	12 月:7件)	
	・ 2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契	
	約案件:104件(6月:73件、12月:31件)	
	(その他の取組)	
	コストの削減効果(適正な調達規模の確保、配送コスト	
	の勘案等)及び事務処理の効率化を考慮し、共同調達(11	
	月:1件)及び一括調達(令和6年1月:1件)を実施し	
	た。	
●契約監視委員会による	(ロ)調達に関するガバナンスの徹底	
点検において不適切な契	(随意契約等に関する内部統制)	
約と認められた契約件数	A 合理化委員会において、新たに随意契約を締結する案件	
(0件)	及び契約監視委員会規則の基準に該当する契約監視委員会	
	において審議する事項に関して点検を受けた結果、以下の	
	審議事項等について了承された(4月・5月・6月・8月・	
	11月・12月・令和6年2月・令和6年3月)。	
	・ 新規の競争性のない随意契約案件(事前点検): 20 件	
	・ 新規の競争性のない随意契約案件(事後点検): 13 件	
	・ 2か年度連続して応札者又は応募者が一者しかない契	
	約案件:104件	
	(不祥事の発生の未然防止の取組)	
	B 契約実務担当者として必要な知識・技能の付与、レベル	
	アップを目的とした研修等を5回実施した(4月・6月・8	
	月・10月・11月)。	
	C 契約事務フローの各プロセスに潜在するリスクについ	
	て、現行のリスクマネジメントが有効かつ効率的なものと	
	なっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善策を	
	含め、「契約事務フロー点検表」として取りまとめ、本局及	
	点検において不適切な契 約と認められた契約件数	A 契約案件ごとに、人札参加可能と思われる完者に声揚 時本の原規報等を行い、入租参加可能と思われる完者に声揚 け事を行った話と、両田一者に札・応募であった。40 件の契 約が二者以上の東末・北京をかった。 B 契約監視委員会において、新規の随意契約及び2か年度 連載して応れ者又は反象者が一者しかない契約に関して点 療会受けた結果、意見の具件又は勧告はなく、不適切な契 約と認められたものになかった(6月・12 月)。 なお、高速展原については内部の手能を存む。ホームページで会委した(7月・令和6日を2月)。 ・ 結規の設争性のない随意契約案件・13 件(6月:6件、 12 月・7 件)。 2 か年度速転して応札者又は応募者が一者しかない契 約案件:104 件(6月:73 件、12 月:31 件) (その他の収組) コストの削減効果(適正な調達規模の確保、配送コストの概率等)及び事務処理の効率化を考慮し、共同調達(11 月:1件)を支施した。 (2) 別語に関するがオンンの億氏 (施養契約等に関する内部統制) A 合理化委員会において、新たに随意契約を帰結する案件 及び契約監視委員会は別の式準に設当する契約で観察員会 において審確する事項に関して成務を受けた結果、以下の 審議実等について了なるれた(4月・5月・6月・8月・ 11月・12月・令和6年2月・令和6年3月)。 ・ 新規の競争性のない随意契約案件(事重点般): 20 件 ・ 新規の競争性のない随意を約案件(事重点般): 20 件 ・ 新規の競争性のない随着を対象を対して応札を対した。 タッを件:104件 (不神事の発生の表統的中の影制) B 契約業務担当者として応札を又は応募者が一者しかない契 約案件: 104件 (不神事の発生の表統的中の影制) B 契約業務担当者として応長をお開業した(4月・6月・8 月・10 月・11 月)。 C 契約事成フロ・のの各プロセスに潜在する以る改善のと なっているかの確認・検証を行い、課題に対する改善の表

び各機関の契約担当部門に周知した(令和6年3月)。	
トス談今の疑いが仕じたとした跡まら、浦ぬかに久機関の	
契約事務担当者に対し、「入札談合情報があった場合の対応	
について」説明会を実施した(4月)。また、公正取引委員	
会から講師を招聘して、「入札談合等関与行為防止法等研	
修」を実施した(11 月)。 	
ロー官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等に	
基づく対応	
(イ) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に	
基づく対応	
「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法	
律」(昭和 41 年法律第 97 号) に基づき、「令和 5 年度におけ	
る独立行政法人国立印刷局の中小企業者に関する契約方針」	
を策定しホームページで公表した(6月)。新規中小企業者に	
ついては、各機関において近隣の新規中小企業者の契約への	
参加を促すなど、継続的に中小企業者の受注機会の増大に取	
り組んだ。	
・契約金額: 7,317 百万円(注)	
(注) 令和4年度実績算出基準に基づき算出	
○障害者就労施設等から (ロ) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等	
の調達の実施(参考指 に関する法律に基づく対応	
標:件数及び金額) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	
等に関する法律」(平成 24 年法律第 50 号)に基づき、「令和	
5年度における独立行政法人国立印刷局の障害者就労施設等	
からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定しホー	
ムページで公表する(4月)とともに、障害者就労施設等から	
物品等の調達に取り組んだ。	
・ 契約件数:38件(うち一般競争入札1件)	
・ 契約金額:10 百万円(うち一般競争入札3百万円)	
(ハ) 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措	
置法に基づく対応	
「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別	
措置法」(平成 24 年法律第 92 号)に基づき、母子・父子福祉	
団体から物品等の調達に取り組んだ。	
・ 契約件数:2件	
・ 契約金額:12 千円	

③ 「業務フロー・コスト分析に係
る手引き」(平成 27 年 12 月 16 日
付官民競争入札等監理委員会改
訂)に示された手法等により、極
めてセキュリティ性の高い製品
及び情報を取り扱っていること
を踏まえつつ、業務フローやコス
トの分析を行い、その結果に基づ
き、民間への業務委託を検討す
る。

③ 極めてセキュリティ性の高い製品 及び情報を取り扱う国立印刷局の業 務内容や偽造防止技術をはじめとす る秘密情報の漏えい防止に配意しつ つ、業務フローやコストの分析を行 い、その結果に基づき、民間への業務 委託について検討します。

○民間への業務委託の検 計 ③ 民間への業務委託の検討 偽造防止技術を始めとする秘密情報の漏えい防止の観点から、 既に民間への業務委託を実施している案件について、改めて取扱 情報の確認、秘密情報の取扱いに関する委託業者への点検・確認

を行う(4月・6月・7月)など、適正な業務委託を実施した。

<評価の視点>

- ○業務の効率化に対する 取組(経費率の低減、情 報システム関連機器の 更新)が進んだか。
- ○調達等合理化計画の取組を着実に実施したか。
- ○民間への業務委託の検 討を行ったか。

以上のことから、「業務の効率化」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
III - 1	予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保					
当該項目の重要	_	関連する政策評価・	_			
度、困難度		行政事業レビュー				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
販売費及び一般管理費(研究開発費 を除く)のうち、広告宣伝費及び運 送費を除く費用について、前年度以 下に抑制		6, 389 百万円	6, 722 百万円	6,676 百万円				令和3年度までの指標
販売費及び一般管理費(研究開発費 を除く)のうち、広告宣伝費、運送 費及び情報システム関連経費を除 く費用について、前年度以下に抑制	前年度以下			5,859 百万円	5,858 百万円	5,971 百万円		令和4年度からの指標
経常収支率	100%以上	109%	108%	108%	105%	104%		事業計画は 102%以上
独立行政法人通則法に基づく情報 開示	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計画	重、業務実績及び年度評価に係る自己評価			
	年度目標	事業計画	⇒亚/エ+岭+亜	法人の業務等	実績・自己評価
	十段日保	事 業前	評価指標	業務実績	自己評価
	IV. 財務内容の改善に関する事項	Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支			<評定と根拠> 評定:B
	国立印刷局は、基幹となる銀行券事	計画及び資金計画			
	業が、財務大臣が定める銀行券製造計				
	画によって製造数量が決定され、か				
	つ、納入先が日本銀行のみに限られて				
	いるといった特殊性を有することか				
	ら、自らの裁量や努力によって損益の				
	改善を図ることが難しい側面を有し				
	ている。しかしながら、そうした制約				
	の下にあっても、業務の重要性に鑑				
	み、将来にわたって安定的に業務運営				
	ができるよう、標準原価計算方式によ				
	る原価管理に、差異分析結果を適切に				
	反映させること等を通じて、収支を的				
	確に把握しつつ、業務運営の更なる効				

率化に努め、採算性の確保を図る必要 がある。

- 1. 予算、収支計画及び資金計画の策 定、採算性の確保
- ① 業務運営の効率化に関する事 項に記載された目標を踏まえた、 適切な予算、収支計画及び資金計 画を作成するとともに、各項目に ついて、可能な限り支出等の節減 に努める。具体的には、事業別の 収支や営業収支率を的確に把握 した上で、原価管理の徹底等によ り収支の改善を進め、経常収支率 を100%以上とする。
- 1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、 採算性の確保
- ① 業務運営の効率化に関する目標を 踏まえた予算、収支計画及び資金計 画を作成します。

令和5年度の予算、収支計画及び 資金計画は、以下のとおりです。

原価管理の徹底により、原価情報 や損益情報を迅速かつ正確に把握す るとともに、事業別管理を行うこと により、事業別の収支や営業収支率 を的確に把握・管理します。また、コ スト意識の更なる向上に取り組み、 費用の削減に努めるとともに、予算 の執行管理を徹底し、予算の範囲内 で可能な限り節減に努めます。

行政執行法人として、事業の継続 性を確保し、事業基盤の強化を図る ため、健全な財務内容の維持・改善に 努め、利益を確保することにより、事 業継続のための研究開発や設備投資 を確実に行います。

なお、「経常収支率」は、102% を見込みます。

また、「販売費及び一般管理費」に ついて、効率的な使用に取り組みま す。さらに、広告宣伝費、運送費及び 情報システム関連経費以外の「販売 費及び一般管理費」については、前年 | ○販売費及び一般管理費 | 度以下に抑制するよう着実に取り組 みます。

(注)研究開発関連経費は、販売費及び 一般管理費から除くものとしま す。

- ○原価管理の徹底等によ るコスト削減
- ○原価管理等による事業 別収支、営業収支率の把 握、的確な管理

(研究開発費を除く)の 効率的な使用への取組 (①広告宣伝費、②運送 費、③情報システム関連 経費、④①、②及び③を 除く費用に分類し、各々 の使用の効率性に係る 検証等を行う)

① 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保

イ 予算、収支計画及び資金計画の策定

業務の確実な実施、業務の効率化及び事業継続性の確保を踏まえしって、予算の執行管理を徹底し、健全な財 た予算、収支計画及び資金計画を作成した。また、令和5年度の事 業活動の結果、営業利益は、3,171 百万円となった。

なお、予算、収支計画及び資金計画に対する実績については、別 表のとおりである。

ロ原価管理の徹底等

原価管理については、原価管理システムを用いて、月次の原価計 | ースアップ及び賞与の支給月数の引上げ 算を遅滞なく確実に実施することで、原価情報を迅速かつ正確に把│に伴う職員給与等の増加(91百万円)や、 握した。また、原価差異発生状況及び発生要因を分析し、各工場へ の原価情報の提供によりコスト意識を浸透させつつ、効率的な製造 | の位置づけが 5 類感染症に変更 されたこ 等に取り組み、費用の削減に努めた。

さらに、コスト意識の更なる向上を図るため、中央技術系研修に の増加(29 百万円)などによるものであ おいて、若年層に対し原価に関する講義(6月・10月)、また、関係 | る。これらの要因を除いた場合の販売費及 職員に対する原価及び損益情報に関する教育研修(6月~8月)を↓び一般管理費は5.851百万円となり、令和 行い原価管理に関する知識の付与を実施した。

ハ 予算の執行管理の徹底

中期的な観点から設定した経費率の低減目標の達成に向けて、計しついては、修繕費等の経費の見直しによ 画段階において、製品の製造に支障を来さない範囲において、修繕 り、年度目標の100%以上及び事業計画に 費等の経費の見直しを実施するとともに、その範囲内での執行に努│おける見込み102%に対して104%と上回 めるなど、予算の執行管理の徹底を図った。また、収入予算につい↓っており、指標を達成している。 ても、製品価格の改定に際しては事前に確認するなど、製品売上の 状況を逐一把握し、適切な進捗管理を行った。

ニ 事業別収支、経常収支率及び販売費及び一般管理費

原価管理及び予算の執行管理を徹底し、事業別収支の的確な把握 及び経費の節減に取り組んだことにより、事業別の営業収支率は、 銀行券等事業 102%、官報等事業 123%となった。

また、販売費及び一般管理費(研究開発費、広告宣伝費、運送費及 び情報システム関連経費を除く。) について、四半期ごとにその状況 を把握するとともに、各室・部と必要性の精査及び調整を徹底する など効率的な執行に努めたが、5,971百万円となり、令和4年度実績 額(5,858 百万円)を113 百万円上回った。

業務の確実な実施や業務の効率化等を 踏まえた予算、収支計画及び資金計画に沿 務基盤の維持・改善を図っている。

販売費及び一般管理費(広告宣伝費、運 送費、情報システム関連経費及び研究開発 費を除く。) は効率的な執行に努めたが、 令和4年度実績額を上回った。これは、ベ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上 とに伴う外国出張や国内出張に係る費用 4年度実績額を7百万円下回る。

なお、採算性の確保を示す経常収支率に

その主な要因は、(イ)人件費について、ベースアップ及び賞与の ●販売費及び一般管理費 (研究開発費を除く)の 支給月数の引上げに伴い職員給与等が増加(91百万円)したことや、 うち、上記④について、 (ロ) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感 染症に変更されたことに伴い、外国出張や国内出張に係る費用が増 前年度以下に抑制 加(29百万円)したこと等によるものである。 なお、これらの要因を除いた場合の販売費及び一般管理費は5.851 百万円となり、令和4年度実績額を7百万円下回る。 ●経常収支率(100%以 経常収支率については、経常収入 74,861 百万円に対し、経常支出 71,993 百万円となり、104%となった。 ② 財務内容について、偽造防止の ② 財務内容について、偽造防止の観 ■独立行政法人通則法に ② 財務内容の情報開示 観点や受注条件に影響を及ぼさ 点や受注条件に影響を及ぼさないよ 基づく情報開示(10 令和4年度の財務諸表について、財務大臣の承認(6月)後、遅滞な ないよう配意しつつ、独立行政法 う配意しつつ、独立行政法人通則法 く、ホームページにおいて公表(6月)するとともに、独立行政法人通 0%) 人通則法に基づく情報の開示を に基づく内容の情報開示を行うこと 則法第38条第3項の規定に基づき、官報に公告した(7月)。 行うことにより、国民に対する説 とし、財務諸表について、財務大臣に 明責任を果たす。 よる承認後遅滞なく公表します。 <評価の視点> 以上のことから、「予算、収支計画及び 資金計画の策定、採算性の確保」につい ○事業別管理を行うこと により事業別収支等を ては、販売費及び一般管理費が人件費や 的確に把握し、健全な財 外国出張等に係る費用の増加等により、 務内容の維持・改善が図 令和4年度実績額を上回ったが、これら の要因を除いた場合は、令和4年度実績 られたか。 ○研究開発費、広告宣伝 額を下回る。 費、運送費及び情報シス また、定性的な取組については事業計 テム関連経費を除く「販 画における所期の目標を達成していると 売費及び一般管理費」に 認められることを踏まえ、「B」と評価す ついて、前年度以下に抑 制したか。 <課題と対応>

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

令和5年度の当期純利益は2,806百万円であり、事業計画における予算に対して1,333百万円増加した。その主な要因は、旅券冊子の受注数量増加による売上高の増加、消耗品購入や技術調査にかかる研究開発費の減等によるものである。

特になし。

なお、国立印刷局は、運営費交付金を受領せず、独立採算による運営を行っている。

1. 当事務及び	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
IV	短期借入金の限度額					
当該項目の重		関連する政策評価・行政事 -				
要度、困難度		業レビュー				

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

5	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価						
	 年度目標	事業計画	 評価指標	法人の業務実績・自己評価			
	十 及 日 倧	尹 未可四	計価指標	業務実績	自己評価		
		IV 短期借入金の限度額			<評定と根拠> 評定:-		
		予見し難い事由により緊急に短期借入		該当はなかった。			
		する限度額は、180億円とします。					
		(注)限度額の考え方					
		事業運営に必要な運転資金額とし					
		て年間売上高の約3か月分を見込ん					
		でいます。					
					<課題と対応>		
					特になし。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					
当該項目の重		関連する政策評価・行政事 -				
要度、困難度		業レビュー				

2. 主要な経年デー	タ							
評価対象となる	指標 達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計	画、業務実績及び年度評価に係る自己評価	<u> </u>		
	左连只捶	事.朱∋1'□□	評価指標	法人の業務実績・自己評価	
	年度目標	事業計画	計価指標 	業務実績	自己評価
		V 不要財産又は不要財産となることが見			<評定と根拠> 評定:B
		込まれる財産がある場合には、当該財産			
		の処分に関する計画			
		豊島敷地及び豊島宿舎(地番:東京都北区豊島四丁目2番24、2番32)について、売却により処分するとともに、国庫納付に向けて取り組みます。		豊島敷地及び豊島宿舎については、売却に係る一般競争入札を実施した結果、落札者を決定した(令和6年2月)。 その後、落札者と不動産売買契約を締結し、売買代金の完納を受けて登記申請手続を行い、所有権の移転を完了した(令和6年3月)。	豊島敷地及び豊島宿舎について、売却に よる処分を行うなど、譲渡収入の国庫納付 に向けた手続を確実に進めている。 以上のことから、「不要財産の処分」に
					ついては、事業計画における所期の目標を
					達成していると認められることを踏まえ、
					「B」と評価する。
					<課題と対応>
					特になし。

4. その他参考情報

1. 当事務及び	事業に関する基本情報		
VI	Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しよう	:するときは、その計画	
当該項目の重	_	関連する政策評価・行政事 -	
要度、困難度		業レビュー	

2. 主要な経年	データ							
評価対象と7	さる指標 達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計	画、業務実績及び年度評価に係る自己評	価		
	年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・	自己評価
	十	事 未計 四	計	業務実績	自己評価
		VI Vに規定する財産以外の重要な財産を			<評定と根拠> 評定:―
		譲渡し、又は担保に供しようとするとき			
		は、その計画			
		現時点では、Vに規定する財産以外の		該当はなかった。	
		重要な財産を譲渡し、又は担保に供する			
		予定はありません。			
					<課題と対応>
					特になし。

4. その他参考情報

1	. 当事務及び事業に関する基本情報							
VI	I-1-(1) 内部統制に係る	取組						
	該項目の重要 - 、困難度			連する政策評値 	西・行政事 -			
					•			
2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標 達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
3		 画、業務実績及び年度評価に係る自己記	平価					
	6-1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1					法人の業務実	 績・自己評価	î
	年度目標	事業計画	評価指標			 業務実績		自己評価
	V. その他業務運営に関する重要事項	VII その他主務省令で定める業務運営に関						<評定と根拠> 評定: B
	1. ガバナンス強化に向けた取組	する事項						
	平成27年4月の独立行政法人	1. ガバナンス強化に向けた取組						
	通則法の改正等により、ガバナンス	国民生活の基盤となる銀行券や徹底						
	強化の観点から、主務大臣である財	した情報管理が求められる官報等を製						
	務大臣による監督命令や監事の機	造し、職員は高い倫理意識を求められ						
	能強化等が措置されたところであ	ている国家公務員であることを踏ま						
	る。	え、国立印刷局には、強固な内部統制や						
	国立印刷局は国民生活の基盤と	セキュリティが求められることから、						
	なる銀行券や徹底した情報管理が	独立行政法人通則法をはじめとした法						
	求められる官報等を製造している	令に適合することを確保するための体						
	法人であり、職員は高い倫理意識を	制その他国立印刷局の業務の適正を確						
	求められる国家公務員であること	保するための体制等を適切に運用し、						
	を踏まえ、理事長のトップマネジメ	理事長のトップマネジメントの下、内						
	ントの下、以下の各般の取組を通	部統制の充実・強化に取り組みます。						
	じ、内部統制の更なる充実・強化を							
	図る。							
	(1) 内部統制に係る取組	(1) 内部統制に係る取組	○内部統制の推進に	関す (1)内部	統制に係る取組			
	「独立行政法人の業務の適正	内部統制については、整備した統	る規程等に定められ	れた イ 内	部統制の推進			内部統制に係る取組については、業務
	を確保するための体制等の整備	制環境の下、組織全体で垂直的統制	事項の適正な実施	業	務方法書に定めた業	務の適正を確保するための	体制を適切に	方法書に定める内部統制の推進に関する
	について」(平成 26 年 11 月 28 日	や相互けん制等を有効に機能させる		運用	した。また、業務フ	゜ロセス改善の必要が認めら	れるものにつ	事項等を着実に実施している。
	付総務省行政管理局長通知) に基	ことにより実効性を高めるととも	○内部統制の推進に	関す いて	は不断の見直しを行	うなど、PDCA サイクルを確	実に機能させ	また、業務プロセス改善の必要が認め
	づき業務方法書に定めた内部統	に、独立行政法人国立印刷局業務方	る規程等の必要に応	芯じ るこ	とにより内部統制の	推進に取り組んだ。		られるものについては、不断の見直しを

	ロ 報告・相談等の徹底に向けた取組	
	業務における上司・部下間の報告・相談等の重要性について、	
	「報告・相談等の確実な実施に向けた基本方針」(平成 30 年 6 月)	
	等に基づき、理事会、内部統制推進委員会、運営会議等の会議の	
	場において、理事長、理事、本局各室・部長及び機関長と認識統一	
	を図りつつ、継続的な PDCA サイクルによる職員の意識啓発に取り	
	組んだ。	
	具体的な取組については、次のとおりである。	
	・ 理事が、自ら各機関に出向き、各機関の幹部と意見交換を行	
	い、報告・相談等の徹底に向けた取組状況及びその課題を確認	
	した(5月~令和6年3月)。	
	・ 研修や説明会等の機会を捉えて、各機関において、報告・相談	
	等の重要性等について意識啓発を行った(6月~9月)。	
	・ 全職員を対象とする「コンプライアンスに関する職員意識調	
	査」を実施し、上司と部下のコミュニケーションの状況や報告・	
	相談等に対する意識の浸透度等について調査を行った(10月)。	
	・ 各機関との意見交換や職員意識調査の結果等を通じて、今後	
	の課題として、上司・部下間でコミュニケーションの充実に対	
	する認識にまだ差があることから、これまでの取組を含めて継	
	続的に実施していくため、令和6年度における実施計画を策定	
	した(令和6年3月)。	
	ハ 内部監査の実施	
	国立印刷局の経営諸活動の全般にわたる管理及び運営の状況に	
	ついて、内部統制機能の妥当性及び有効性、業務運営の確実性及	
	び効率性並びに財務会計事務の正確性及び合規性の視点から、監	
	査事項を選定し、内部監査を実施した。	
<評価の視点>		以上のことから、「内部統制に係る取
○内部統制の推進に関す		組」については、定性的な取組について事
る事項を適正に実施し		業計画における所期の目標を達成してい
たか。		ると認められることを踏まえ、「B」と評
○内部監査を適正に実施		価する。

具体的な取組は、次のとおりである。

事項について審議した。

た(4月~令和6年2月)。

行うとともに、関係部門間の情報共有、上

内部監査については、毎年度監査事項

機能を的確に果たしている。

・ 独立行政法人国立印刷局内部統制推進規則に基づき、理事 司・部下間の報告・相談等の更なる徹底を

長を委員長とする内部統制推進委員会において、令和4年度 | 始めとする内部統制の推進に向けた継続

・ 理事長及び理事が各機関の幹部職員から会議等の場を通じ を選定し、計画どおり監査を実施するこ て、各機関の内部統制上の課題及びその取組状況等を確認し とにより、組織内におけるモニタリング

業務実績に関する自己評価(6月)、令和6年度事業計画(令 的な取組を実施している。

和6年2月)や中期設備投資計画など、内部統制に係る重要

制の推進に関する事項等を適正

に実施する。また、各種の業務プ

ロセスについて、不断の見直しに

取り組む。

法書に定めた内部統制の推進に関す

る事項等を適正に実施します。また、

各種の業務プロセスについて、不断

の見直しに取り組みます。

た見直し

	したか。	
	○各種業務プロセスにつ	<課題と対応>
	いて、不断の見直しに取	特になし。
	り組んだか。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業	芝に関する基本情報		
VII - 1 - (2)	コンプライアンスの確保		
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	_
度、困難度		業レビュー	

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務上の不正・不法行 為等による重大事象の 発生件数		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件		

年度目標	事業計画評価指標		法人の業務実績・自む	· 三評価
平及日棕	丁 未前四	計価指標 	業務実績	自己評価
(2) コンプライアンスの確保	(2) コンプライアンスの確保	○コンプライアンス確保	(2) コンプライアンスの確保	<評定と根拠> 評定:B
コンプライアンスの確保に積	職員に対する研修や講演会の実施	に向けた確実な取組	① コンプライアンスの確保に向けた取組	
極的に取り組むとともに、業務上	等の啓発活動を通じて、コンプライ		イ コンプライアンスの確保に向けた取組	コンプライアンスの確保に向けた取締
の不正・不法行為等による重大事	アンスの確保に一層積極的に取り組	○コンプライアンス違反	リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づく取	組を一ついては、意識調査及び座談会を実施し
象を発生させない。	みます。具体的には、役員と職員との	発生時の的確な対応	着実に実施することにより、職員のコンプライアンス意識	の向 職員への意識付けを行うなど、計画の着
	座談会や意識調査を通じて、コンプ		上に取り組んだ。	な実施に取り組んでいる。
	ライアンスに対する継続的な意識付	●業務上の不正・不法行為	具体的な取組については、次のとおりである。	
	けの徹底を図ります。また、コンプラ	等による重大事象の発	(イ) 意識啓発活動の実施	法人文書管理に関するコンプライアン
	イアンス週間を設定し、各種意識啓	生件数(0件)	コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組	の効 確保のため、文書管理システムの導入・
	発活動を実施することで、職員のコ		果を把握するため、全職員を調査対象として実施した	「コ 用、各種研修による法人文書管理に関す
	ンプライアンスに対する更なる意識		ンプライアンスに関する職員意識調査」の令和4年度	調査 意識の啓発、法人文書監査の実施等、液
	の向上を図るとともに、社会経験の		結果等について、各機関を巡回し、管理監督者を対象	とし 文書管理の再徹底に関する取組を確実に
	少ない若年層職員に対してはその意		た説明会を実施した(6月)。	施している。
	識の徹底を図ります。これらを通じ		・ コンプライアンス週間を設定し、外部講師による講	演会
	て、業務上の不正・不法行為等による		及び国立印刷局コンプライアンス・マニュアル等を活	用し 職員の非違行為の発生防止や良好な職
	重大事象が発生しないよう取り組む		た職場内ミーティングを実施したほか、意識啓発ポス	ター 環境の確保等を図るため、職員との個別
	とともに、発生時には的確に対応し		を作成し各職場に掲示した (7月)。	談や管理者を対象とした定期監察等の関
	ます。また、法人文書管理に関するコ		・ リスク・コンプライアンス統括責任者(担当理事)と	機関を実施した結果、職員の意識啓発が図り
	ンプライアンスの確保のため、法人		の代表者との間において、コンプライアンス座談会を	実施している。
	文書管理の再徹底に引き続き取り組		した (研究所:10月)。	
	みます。		(ロ)研修の実施	
			コンプライアンスに関する研修について、対象となる	職員

	全員に対して実施した。
	リスク・コンプライアンス・リーダー(本局の総括官・工
	場の課長等)に対して、コンプライアンスに関する必要な
	知識を付与するため、外部講師によるオンライン研修を実
	施した (5月)。
	・ 各階層別研修において、コンプライアンスの推進に関す
	る講義を行った(採用時研修、作業長研修、副係長研修、監
	督者育成研修 I 、監督者研修、管理者研修 6 研修計11回
	実施)。
	・ コンプライアンス、公務員倫理等に関する知識を付与し、
	継続的に公務員としての意識の醸成に努めることを目的に
	「コンプライアンス意識向上研修」を実施した(7月~12
	月)。
	(ハ) その他の活動の実施
	コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した
	「コンプライアンス便り」等を作成・配布し、各機関におい
	て活用を図った。
	・ 「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し(10
	月)、職員のコンプライアンスに関する理解度や職場におけ
	るコミュニケーションの状況等に関する調査結果を集計・
	分析し、令和6年度以降の取組に反映するため、関係部門
	と当該分析結果を共有し、改善すべき事項を整理した。
	・ コンプライアンスに関する職員の相談窓口及び内部公益
	通報受付窓口として設置している「コンプライアンス・ホ
	ットライン」について、窓口設置の趣旨、連絡先等を、各機
	関を巡回し、管理監督者を対象として説明するとともに、
	階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載
	(毎月)等を通じて、職員への周知徹底を図った。
	・ 令和3年度に作成したコンプライアンスの基本方針、コ
	ンプライアンス・ホットラインの連絡先等を記載した三角
	スタンドについて、継続して設置した。
	ロー法人文書管理の再徹底に向けた取組
	法人文書管理の重要性について、その再徹底に取り組んだ。
	具体的な取組については、次のとおりである。
	・ 文書管理システムを導入し(5月)、法人文書の起案、決裁、
	発信、保存等の業務を一元的に管理した。
	・新任の管理監督者に対して、制度、対応方法等の法人文書
	に関する研修を実施した(6月)。また、本局及び各機関の文
	書管理部門の職員に対して、文書実務の基本的事項について
	の実務研修を行った(9月)。さらに、機関長を含む管理監督
	者及び文書を取り扱う全職員を対象に研修を実施した(11月)
	~令和6年2月)。
J.	⁵

・ 文書点検整理週間(10月~12月)における法人文書の廃棄 に当たっては、あらかじめ、各機関において、管理監督者等の 複数人が廃棄すべき文書を確認して廃棄した。

・ 本局及び各機関に対して、法人文書監査を実施し、法人文 書の管理状況が適正であることを確認した(令和6年1月~ 2月)。

ハ 服務監察の取組

- ・ 令和5年度の服務監察の基本方針及び服務監察計画を策定 するとともに、各機関の監察官等の間で、服務監察業務等の 知識を共有することにより業務を円滑に遂行するため、監察 官等打合せ会を開催した(4月・10月)。
- ・ 令和5年度服務監察計画に基づき、首席監察官等が各機関 を巡回し、管理者(定期監察対象者等)を対象に服務監察体 制、職員との個別面談及び定期監察の内容等について説明を 行った(4月~5月)。

また、巡回説明に併せて、非違行為の発生防止に関する取組として、管理者を対象に令和4年度における職員との個別面談の結果とパワーハラスメントについて首席監察官による講話を行った(4月~5月)。

- ・ 職場の状況や職員の服務規律の遵守状況を把握し、職員が 日頃から留意すべき事項の再認識を図ることを目的に、令和 3年度及び令和4年度の面談未実施者(主に55歳以上の職員) を対象として、1,386名の職員との個別面談を実施した(5月 ~令和6年1月)。
- ・ 部下職員の服務管理及び問題点の把握状況並びに部下職員 に対する指導状況を確認することを目的に、定期監察(予防 監察)として、人事異動時の服務管理に関する引継ぎ状況の 確認(5月~6月)及び管理者(148名)を対象とした面談を 実施した(11月~12月)。

なお、業務上の不正・不法行為等による重大事象及びコンプライアンス違反の事象は発生しなかった。

以上のことから、「コンプライアンスの確保」については、定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

<評価の視点>

- ○コンプライアンスの確 保に取り組んだか。
- ○業務上の不正・不法行為 等による重大事象の発 生を防止したか。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII - 1 - (3)	リスクマネジメントの強化								
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事							
度、困難度		業レビュー							

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
リスクマップ等の策 定及び見直し	有	有	有	有	有	有			
防災訓練計画の策定 の有無	有	有	有	有	有	有			
防災訓練の確実な実 施	100%	100%	100%	100%	100%	100%			

3							
	fr rfs 13 Las	+ W = 1	77 /T-14/14	法人の業務実績・自己評価			
	年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価		
	(3) リスクマネジメントの強化	(3) リスクマネジメントの強化		(3) リスクマネジメントの強化	<評定と根拠> 評定: B		
	① 部門ごとに潜在するリスクに	① 部門ごとに潜在するリスクを把	●リスクマップ等の策定	① リスク管理の取組			
	ついて把握・評価を行い、想定し	握・評価した上で、その発生防止又は	及び見直し	リスク管理・コンプライアンス推進実施計画に基づき、取組を	業務フロー等を基に潜在リスクの把握		
	得るリスクについて、その発生防	発生時の被害低減に向けた対策を策		着実に実施することにより、リスクマネジメントの強化に取り組	及び評価を行い、特に重大な潜在リスク		
	止又は発生時の被害低減に向け	定し、実施するとともに、その実施状	○リスクマネジメントの	んだ。	については発生防止又は被害低減のため		
	た対策を策定し、実施するととも	況をモニタリングし、必要に応じて	強化の取組	具体的な取組については、次のとおりである。	の実行計画を作成し、的確なリスク管理		
	に、不断に対策を改善し、リスク	是正・改善するなど、リスクマネジメ		・ 潜在するリスクについて、部門ごとに業務フロー等を基にし	に取り組んでいる。		
	管理を徹底する。	ントの強化に取り組みます。		て把握・評価し、特に重大な潜在リスクについては発生防止又	リスク事案発生時においては、迅速に		
		リスク発生時には、リスク情報の		は発生時の被害低減に向けて、リスク・コンプライアンス委員	状況を把握及び報告するとともに、再発		
		迅速な把握及び報告を行うなど、確		会での審議を経て、リスクマネジメント実行計画を策定し、国	防止策の実施、各機関における情報共有		
		実に対応します。		立印刷局全体で管理した。	等、確実に対応している。		
				・ リスクマネジメント実行計画について、その取組状況を四半			
				期ごとにリスク・コンプライアンス委員会で報告する(7月・	防災週間及び秋春火災予防運動におい		
				10月・令和6年1月・令和6年2月)とともに、必要に応じて	て、各種防火防災訓練(延べ 258 件)を実		
				見直しを図り、令和6年度のリスク管理・コンプライアンス推	施し、多数の職員が参加(延べ16,001人)		
				進実施計画に反映した(令和6年2月)。	することで、職員の防災意識の高揚に取		
				・ リスク事案発生時においては、独立行政法人国立印刷局リス	り組んでいる。		
				ク管理及びコンプライアンス推進規則等に基づき、リスク情報			
				の迅速な把握及び報告、再発防止策の実施、各機関における情	事業継続に関する教育・訓練を行うと		
				報共有を行うなど、確実に対応した。	ともに、国立印刷局事業継続計画(地震等		

② リスク管理を徹底し、不測の災 害が生じた場合にも確実に対応 することができるよう、事業継続 マネジメント (BCM) の適切な 運用を図るとともに、防災訓練計 画を策定し、確実に実施する。

② 地震などの大規模災害発生時にお ●防災訓練計画の策定の ける被害軽減と円滑な復旧を図るた め、防災訓練計画を策定し、安否確認 訓練や初動対応訓練等を確実に実施 ●防災訓練の確実な実施 します。

また、国立印刷局事業継続計画(B CP) について、役職員の感染症り患 や不測の災害が生じた場合にも迅速 かつ確実な対応を図ることができる よう、教育・訓練や点検を実施し、必 要に応じて見直しを行うなど、事業 継続マネジメント(BCM)の適切な 運用を図ります。

- 有無
- (対計画100%)

○BCMの適切な運用

③ 新型コロナウイルス感染症 ○感染防止策の確実な実 (COVID-19) による業務への影響を

- ② 防災管理の取組及び事業継続マネジメントの運用状況 イ 防災訓練の実施状況
 - ・ 防災週間に合わせて、各機関において防災訓練計画を策定 │ 続マネジメントの適切な運用を図ってい し、当該計画に基づき、地震対策マニュアルに基づく初動対しる。 応訓練、避難訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練、モバイル機 器を活用した報告訓練等の各種訓練を行うとともに、消防設 備・備蓄品の点検を行うなど、計画した全ての取組を確実に | 上の位置づけが 5 類感染症に変更される 実施した(8月~9月)。
 - ・ 入替えにより役割を終えた災害用備蓄食品(3,990食分)に いよう感染防止策を確実に実施し、5類 ついて、食品ロス削減、生活困窮者支援等の観点から、工場が | 感染症への変更に伴い通常の勤務体制に 所在する都県のフードバンク団体等へ提供した(10月:王子 する等の対応を行うとともに、感染症対 工場。11月:岡山工場、令和6年1月:王子工場、小田原工 | 策本部廃止後も、With コロナの体制とし
 - ・ 各機関において、秋春火災予防運動の機会を活用し、緊急 地震速報訓練、初期消火・応急救護訓練、夜間避難訓練等の各|ンフルエンザ等対応)の点検及び必要な 種訓練を行うとともに、火災予防教育を実施した(11月・令 | 見直しを行い、再度感染症が発生した際 和6年3月)。
 - ロ 事業継続マネジメントの運用状況

国立印刷局事業継続推進規則等に定める事業継続マネジメン トの推進体制の下、国立印刷局事業継続計画(地震等対応及び 新型インフルエンザ等対応)等に基づき、教育・訓練等に取り 組んだ。

具体的な取組については、次のとおりである。

- 新たに任命された管理監督者に対して国立印刷局の事業継 続の概要について教育研修を行った(6月~7月)。
- ・ 本局において、国立印刷局事業継続計画等で定めている本 部会議メンバー及び BCP 実行に直接関係する対策本部各班の 役割、対応手順等の確認訓練を実施した(9月)。
- 各工場において、防災訓練と連動し、施設・設備等の被災状 況の確認・報告に係る事業継続に係る訓練を実施した(9月)。
- 本局及び東京工場において、内閣府と連携した緊急官報製 造訓練を実施した(9月・令和6年2月)。
- ・ 本局において緊急官報の発行要請に確実に対応するための 参集訓練を実施した(10月)。
- 管理監督者と一般職員の役割に応じて国立印刷局事業継続 計画に関する職員教育を実施した(9月)。
- 教育・訓練等の実施結果を踏まえ、国立印刷局事業継続計 画の点検及び必要な見直しを行った(令和6年3月)。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応 理事長を本部長とする「感染症対策本部」を1回開催し、状況

対応及び新型インフルエンザ等対応)の 点検及び必要な見直しを行うなど事業継

新型コロナウイルス感染症の感染症法 までの間において、業務が滞ることがな て、適切な感染防止策を行っている。

また、国立印刷局事業継続計画(新型イ の基本的な対応を整理し、国立印刷局の 使命として実施しなければならない事 務・事業の確実な遂行に備えている。

(COVID-19) による業務への影響

③ 新型コロナウイルス感染症

66

を最小限にするために講じてい	最小限にするために講じている感染	に応	じた見直しを行った。	
る感染防止策を徹底し、状況に応	防止策を徹底し、状況に応じた見直	具	体的な対応については、次のとおりである。	
じた見直しを適切に行う。	しを適切に行います。	• 3	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感	
		染料	症に変更された5月8日までの間は感染防止策を徹底した。	
		• 3	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感	
		染料	症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症拡大	
		防」	止策における在宅勤務の対応について、全機関で取り止め、	
		通往	常の勤務体制とした(5月)。	
		• 原	感染症対策本部(令和2年4月6日設置)を廃止した(5月)。	
		. :	工場見学及び博物館における、マスクの着用及び感染症対策	
		Ø3	実施について、国立印刷局における感染予防措置等の取扱い	
		ics	準じて対応を図ることに見直した (5月)。	
		• =	会議・打合せ等に係る取扱いとして、5月8日以降の各会議	
		に	ついては、規則その他の内部規程の定めるところにより運営	
		す	るよう見直した (5月)。	
		• [国立印刷局事業継続計画(新型インフルエンザ等対応)の点	
		検	及び必要な見直しを行った(令和6年3月)。	
		<評価の視点>		以上のことから、「リスクマネジメント
		○リスクマネジメントの		の強化」については、定量的な数値目標を
		強化に取り組んだか。		達成しており、定性的な取組については
				事業計画における所期の目標を達成して
				いると認められることを踏まえ、「B」と
				評価する。
				<課題と対応>
				特になし。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
VII - 1 - (4)	個人情報の確実な保護等への取組								
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事 -							
度、困難度		業レビュー							

2	. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報	
	個人情報漏えいの発生件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件			
				_						

0			: For		
3	. 谷事業牛度の業務に係る日標、計画 	画、業務実績及び年度評価に係る自己評	1曲 	法人の業務実績・自己評価	
	年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価
	(4)個人情報の確実な保護等への取組	(4) 個人情報の確実な保護等への取組		(4) 個人情報の確実な保護等への取組	<評定と根拠> 評定:B
	「個人情報の保護に関する法律」	「個人情報の保護に関する法律」(平	○個人情報保護及び情報	イ 研修等の確実な実施	
	(平成 15 年法律第 57 号)、「行政手続	成 15 年法律第 57 号)、「行政手続にお	公開への確実な取組	・ 保有個人情報の適切な管理を目的として、各機関の管理者及	個人情報の保護等に関する研修を行
	における特定の個人を識別するため	ける特定の個人を識別するための番号		び実務担当者を対象として、リモート等による研修を実施した	うとともに、自主点検を実施し、個人情
	の番号の利用等に関する法律」(平成	の利用等に関する法律」(平成 25 年法	●個人情報漏えいの発生	(6月)。	報の漏えい防止等に取り組んでいる。
	25 年法律第 27 号)及び「独立行政法	律第27号)及び「独立行政法人等の保	件数(0件)	・ 保有個人情報及び法人文書の適切な管理を目的として、各機	
	人等の保有する情報の公開に関する	有する情報の公開に関する法律」(平成		関において、関連規程に基づく自主点検を実施した(9月~11	
	法律」(平成 13 年法律第 140 号)に基	13 年法律第 140 号)に基づき、研修を		月)。	
	づき、確実に対応する。	通じて職員へ制度内容等の周知徹底を		なお、個人情報の漏えいはなかった(令和4年度:0件)。	
		図るとともに関係規程に基づく点検等			
		を行うことにより、個人情報の漏えい		ロ 開示請求等への確実な対応	
		を防止します。また、保有個人情報の開		18 件の情報公開請求(令和4年度:34件)について、情報公	
		示請求や情報公開請求等に確実に対応		開に係る関係規程に基づき、開示決定等を行った。また、保有	
		します。		個人情報に関する開示請求はなかった(令和4年度:0件)。	
				・ 個人情報の保護に関する法律第5章第5節の規定に基づき、	
				ホームページを通じて、匿名加工情報に関する提案の募集を行	
				った (8月)。	
			<評価の視点>		以上のことから、「個人情報の確実な
			○制度内容の周知徹底や		保護等への取組」については、定量的な
			関係規程に基づく点検		数値目標を達成しており、定性的な取組
			等により、個人情報の漏		については事業計画における所期の目
			えい防止に取り組んだ		標を達成していると認められることを

	か。	踏まえ、「B」と評価する。
	○情報公開請求等に対し	
	て適切に対応したか。	<課題と対応>
		特になし。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
VII - 1 - (5)	情報セキュリティの確保							
当該項目の重要		関連する政策評価・行政事業レ	_					
度、困難度		ビュー						

2. 主要な経年データ	主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
情報セキュリティ計 画の策定の有無	有	有	有	有	有	有					
情報セキュリティ対 策の不備による重大 事象の発生件数		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件					
情報セキュリティ教 育の実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%					

	情報セキュリティ教 育の実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
3	. 各事業年度の業務に係る目標、計画	画、業務実績及	び年度評価に係る自己評	· · · · ·		,			
	左 中		本米 引 <i>玉</i>	=== /T-14/1===			法人の業	務実績・自己評価	E
	年度目標		事業計画	評価指標		業務気	 実績		自己評価
	(5)情報セキュリティの確保	(5)情報セキ	ュリティの確保		(5)情報セキュ	ュリティの確保			<評定と根拠> 評定:B
	政府機関等のサイバーセキュリ	情報セキ	ュリティに係る脅威の増大	●情報セキュリティ計画	イ 情報セキ	チュリティの確保 しょうしょう			
	ティ対策のための統一基準群を含	及び国立印	刷局の取り扱う偽造防止技	の策定の有無	情報セキ	チュリティの確保に関	引する規程等の確	実な運用を行うと	情報セキュリティを確保するため、
	む政府機関等における情報セキュ	術関連情報	等の重要性を踏まえ、情報		ともに、情	青報セキュリティ対策	策推進計画を策 定	(令和5年3月)	CSIRT 定例会の開催や、内閣サイバーセキ
	リティ対策に基づき、適切な情報セ	技術の進歩	等に対応した適切な情報セ	○情報セキュリティ対策	し、当該計	十画に沿って、不正ア	アクセスの防止等	情報セキュリティ	ュリティセンターからの情報に基づいた
	キュリティ対策を実施するととも	キュリティ	対策の実施に取り組みま	の確実な実施・運営	の確保に取	取り組んだ。			不審なメールアドレス及び URL の遮断の
	に、その状況を定期的に点検するこ	す。			具体的な	な取組については、沙	次のとおりである	0	実施等、情報セキュリティ対策を着実に実
	とにより、対策の不備による重大事	具体的に	は、政府機関等のサイバー		・デジタ	ル統括アドバイザー	-を交えた CSIRT	(注) 定例会を毎月	施している。
	象を発生させない。	セキュリテ	ィ対策のための統一基準群		1 回開催	崖し、国立印刷局ネッ	ットワークシステ	ム及び官報配信シ	
		を含む政府	機関等における情報セキュ		ステムに	こおけるセキュリティ	イ対策の状況や新	技術の動向等につ	情報セキュリティ対策推進計画に基っ
		リティ対策	に基づき、情報システムの		いて情報	最を共有した。			き情報セキュリティに関する教育・研修を
		管理及び情	報セキュリティの確保に関						確実に実施し、職員の情報セキュリティに
		する規則等	の確実な運用及び情報セキ		(注) CSI	RT			関する意識、知識の向上に取り組んでし
		ュリティ対	策推進計画の策定を行いま		情報	Bセキュリティに関す	トる障害・事故等	が発生した際又は	る。
		す。当該計画	画に基づき、外部から取得し		その可	可能性を認知した際に	乙、被害拡大防止	や早期復旧等を行	
		た情報は厳	重に取り扱うとともに、他		うため	りの体制			重大事象の発生防止を図るため、情報シ
		で発生した	事例等も踏まえた情報の漏						ステムに対するリスク分析・評価を実施す
		えい防止等	、情報システムに係る情報		・「政府	持機関等のサイバー も	2キュリティ対策	のための統一基準	るとともに、情報システム監査細則に基づ
		セキュリテ	ィの確保を図るため、情報		群」の一	部改定(7月)を踏	まえ、関連する内	可部規程の改正を実	き監査を実施している。

セキュリティ遵守事項の自己点検やシ		施した(9月~令和6年3月)	また、標的型攻撃メール訓練の実施等、
ステムのぜい弱性検査等に取り組みま		内閣サイバーセキュリティセンターから得られた不審メール	
Ŧ.		及び不正プログラムの注意喚起情報を基に、不審なメールアド	取組を推進している。
また、情報セキュリティ対策推進計		レス及び URL の遮断を適時実施した。また、ぜい弱性が発見さ	
画に沿った教育実施計画を策定し、職		れたソフトウェアに対して適時更新プログラムを適用し、国立	
員に対する情報セキュリティ教育を確		印刷局ネットワークシステムにおける情報セキュリティの確保	
実に実施します。		を図った。	
これらの取組により、情報セキュリ		以上の取組の結果、外部からの不正アクセスを防止し、情報	
ティ対策の不備による重大事象の発生		セキュリティの確保を図った。	
を防止するとともに、発生時には的確			
な対応を行います。	●情報セキュリティ教育	ロ 情報セキュリティ教育の実施	
37,77 <u>1</u> , 21,11 37 7 0	の実施(対計画 100%)	情報セキュリティ対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策	
	**************************************	教育実施計画を策定し、当該計画に沿って、教育・訓練を実施し	
		た。	
		具体的な取組については、次のとおりである。	
		・ 新規採用職員を対象とした、情報セキュリティに関する基本	
		事項及び SNS 利用時の留意事項等に関する教育(4月)	
		情報システム管理担当者等を対象とした、リスクアセスメン	
		ト研修(6月)	
		インターネットメール利用者を対象とした、標的型攻撃メー	
		ル対応訓練(9月)	
		情報システム管理者、利用管理者及び管理担当者を対象とし	
		た、情報セキュリティ確保のための自己点検(10月~12月)	
		・ 全役職員を対象とした、デジタル統括アドバイザーによる情	
		報セキュリティ講話 (10 月~12 月)	
		CSIRT 職員を対象とした、情報セキュリティインシデント対応	
		訓練(12月~令和6年1月)	
		・ 国立印刷局全体の情報セキュリティ意識の更なる向上を図る	
		ことを目的として全役職員に配布している、国立印刷局情報セ	
		キュリティハンドブックの改訂(令和6年2月)	
	●情報セキュリティ対策	ハ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生防止及び発	
	の不備による重大事象	生時の的確な対応	
	の発生件数(0件)	重大事象の発生防止を図るため、監査、点検、リスクマネジメ	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ント等、各種情報セキュリティ対策に取り組んだ。	
	 ○情報セキュリティ対策	具体的な取組については、次のとおりである。	
	の不備による重大事象	情報システム監査細則に基づき、特許管理システムの監査を	
	発生時の的確な対応	実施した (6月)。	
	※「重大事象」とは、情	情報システムの委託業者に対し、情報セキュリティ対策の実	
	報システムにおける	施状況を確認した(7月~8月)。	
	不正プログラム感染	情報システムのリスク分析・評価を実施し(7月)、それぞれ	
	や不正アクセス又は	のリスク対策内容を確認した上で、必要に応じて再評価を行い、	
	(1111)		<u> </u>

その疑いがある場合
における情報システ
ムデータの改ざん・破
壊、不正コマンド実
行、情報漏えい若しく
は重要情報の詐取等
をいう

ステ • 破 ド実 こく 取等

<評価の視点>

○政府機関等における情 報セキュリティ対策に 基づいた情報システム に係る情報セキュリテ ィの確保に取り組むと ともに、職員に対する情 報セキュリティ教育を 確実に実施したか。

新たなリスク対策の要否を検討する等、リスクマネジメントに 取り組んだ(9月~令和6年2月)。

- ・ 機械制御用パソコンに対する不正プログラムの検査を実施し た(4月~令和6年3月)。
- ・ インターネットに接続する国立印刷局ネットワークシステム 及び官報配信システムに対して、外部の専門業者によるぜい弱 性検査を実施し(8月)、発見されたぜい弱性に対して適切に対 応した(9月~令和6年3月)。

以上の監査、点検、訓練等を実施し、PDCA サイクルによる情報 セキュリティ対策に取り組んだ。その結果、情報システムデータ の改ざんや情報漏えい等は生じなかった。

> 以上のことから、「情報セキュリティの 確保」については、定量的な数値目標を達 成しており、定性的な取組について事業計 画における所期の目標を達成していると 認められることを踏まえ、「B」と評価す

<課題と対応> 特になし。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
VII - 1 - (6)	警備体制の維持・強化				
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事	-		
度、困難度		業レビュー			

2.	主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3.	各事業年度の業務に係る目標、計画	、業務実績及び年度評価に係る自己評価	<u> </u>			
	年度目標	事業計画	評価指標		法人の業務実績・自己評価	· 西
	十 及 口 保	学 未可凹	计1四1日1示		業務実績	自己評価
	(6) 警備体制の維持・強化	(6) 警備体制の維持・強化		(6) 警備	体制の維持・強化	<評定と根拠> 評定:B
	製品の盗難や施設及び設備に対	製品の盗難や施設及び設備に対する	○警備に関する計画の着	警備	に関する計画に基づき、製品の盗難や施設及び設備に対する	
	する破壊活動等への抑止力の強化	破壊活動等への抑止力の強化を図るた	実な実施及び見直し	破壊活	動等への抑止力の強化を図るため、王子工場の警備装置につ	警備装置の更新については計画的に実施
	を図るため、警備装置の更新などの	め、警備装置の更新などの警備に関す		いて、高	高画質かつ監視機能の高いデジタル式録画装置への更新を実	している。
	警備に関する計画を着実に実施す	る計画を着実に実施するとともに、必		施した	(令和6年2月)。	防犯対応マニュアルを活用し、構内への
	るとともに、必要に応じた見直しを	要に応じた見直しを行います。また、外	○外部要因による突発的	外部	要因による突発的な事件事故に対する適切な対応能力向上	不法侵入などを想定したシミュレーション
	行う。	部要因による突発的な事件事故に対し	な事件事故に対する適	を図る	ため、各機関で策定した防犯訓練計画に基づき、毎月、構内	訓練等の実施や警備職員と外部委託警備員
		ても適切に対応を図ることができるよ	切な対応	への不	法侵入など実際に起こり得る犯罪を想定したシミュ レーシ	との連携を強化することにより、外部要因
		う、訓練を実施します。		ョン訓	錬(机上訓練・実技訓練)等の防犯訓練を実施した。また、	による突発的な事件事故に対する適切な対
				警備職	員と外部委託警備員との連携訓練や所轄警察署との合同訓	応能力の向上を図っている。
				練等を	実施した。	また、所轄警察署との合同防犯訓練等を
				· 外	部委託警備員等との連携訓練	実施し、警察との連携強化を図っている。
				(6月:小田原工場、岡山工場 10月:静岡工場、12月:王	
					子工場、令和6年1月:東京工場、令和6年3月:彦根工場)	
				• 所	轄警察署との合同訓練等	
					10月:王子工場(合同訓練)、12月:静岡工場(非常通報訓	
				j	練)、令和6年2月:東京工場及び小田原工場(合同訓練)、	
				,	彦根工場(県警本部との意見交換及び通信指令室の見学)、	
					岡山工場(防犯講話及び意見交換))	
			<評価の視点>			以上のことから、「警備体制の維持・強化」
			○警備に関する計画を着			については、定性的な取組について事業計
			実に実施するとともに、			画における所期の目標を達成していると認
			外部要因による突発的			められることを踏まえ、「B」と評価する。

な事件事故に対して対	
応を図ることができる	<課題と対応>
よう、訓練を実施した	特になし。
か。	

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
VII — 2	人事管理					
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事				
度、困難度		業レビュー				

2. 主要な経年データ	. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事管理運営方針の 策定の有無	有	有	有	有	有	有		
研修計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
研修計画の確実な実 施	100%	100%	100%	100%	100%	100%		

	画、業務実績及び年度評価に係る自己評		法人の業務実績・自己評価	<u> </u>
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価
2. 人事管理	2. 人事管理		2. 人事管理	<評定と根拠> 評定:B
組織運営を安定的に行うため、人事	人事管理運営方針に基づき、限られた	●人事管理運営方針の策	(1) 人事管理運営方針の策定等	
管理運営方針を策定し、当該方針に基	人的資源で業務運営の機能や効果を最大	定の有無	限られた人的資源で、業務運営の機能等を最大限発揮させること	人事管理運営方針に基づき、多様で有為
づき計画的かつ着実な人材の確保や	限発揮させるよう、質の高い人材の確保		を目的として策定した国立印刷局人事管理運営方針(以下「人事管	な人材の確保に努めるとともに、政府等の
その育成に努め、国立印刷局が有する	やその育成に取り組みます。		理運営方針」という。)に基づき、人材確保等に係る各種取組を着	要請に沿った採用選考活動を行っている。
支術の伝承が確実に行われるよう取	具体的には、国立印刷局が有する技術		実に実施した。	また、民間企業が主催する企業紹介イベ
り組むとともに、政府が進めている	の伝承が確実に行われるよう、採用活動			ントへの参加や大学が主催する Web 企業説
「働き方改革」を踏まえつつ、適材適	を計画的に進めるとともに、全職員を対	○計画的かつ着実な人材	イ 人材の確保	明会へも積極的に参加することにより、多
听の人事配置や労働時間の適切な管	象とした勤務希望調査を実施した上で各	確保、人材育成	多様で有為な人材の確保に向け、次のとおり取り組んだ。	様な学生に国立印刷局を PR する機会の拡
里等により、働き方の見直しに取り組	個人の適性を考慮し、適材適所の人事配		・ 採用選考活動時期については、政府及び一般社団法人日本経	大を図り、広く求人活動を実施している。
D _o	置への取組を推進します。また、政府が進		済団体連合会による就職・採用活動に関する要請事項を踏まえ、	
また、「女性の職業生活における活	めている「働き方改革」を踏まえつつ、労		令和5年3月から採用に係る広報活動を実施するとともに、6	「働き方改革」等の趣旨を踏まえ、職務能
曜の推進に関する法律」(平成 27 年法	働時間の適切な管理等に取り組みます。		月から選考試験を実施した。	率の一層の向上に資するため、長時間労働
聿第 64 号)に基づき策定した一般事	また、「女性の職業生活における活躍の		・ ホームページへの採用情報の掲載、就職情報サイトの活用に	の是正と年次有給休暇を取得しやすい環境
業主行動計画に沿って、女性職員の活	推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64		より広く求人活動を行うとともに、全国の試験会場で受験でき	づくりを行っている。
躍を推進する。	号)に基づき策定した一般事業主行動計		るテストセンター方式による試験を実施した。	
さらに、職員研修に関する計画を策	画に沿って、女性職員の活躍を推進しま		・ 令和6年度期首に向けた求人活動として、業務説明会につい	子育てと仕事の両立を支援するため、男
定し、当該計画に沿った各種研修を実	す。		ては昨年度と同様にWeb説明会及び対面説明会を実施した(令和	性職員の育児休業取得を推進し、職員が抵
施すること、業務への意欲的な取組や	さらに、職員の人材育成を図るため、職		5年3月~4月)。また、高専生を対象とした工場見学を実施	抗なく制度を利用できるよう職場風土の醸
業務改善活動を奨励するとともに、こ	務遂行上必要な知識の付与、技術・技能の		した (4月)。	成に努めている。

れらについて顕著な成果を挙げた職 員に対する表彰・評価等を通じて、職 員の業務意欲や能力の向上、技能の伝 承を図る。

向上、専門的知識の習得等、職員のより一 層の資質向上に資する研修計画を策定 し、当該計画に沿った各種研修を確実に 実施します。また、業務への意欲的な取組 や業務改善活動を奨励し、顕著な成果を 挙げた職員に対する表彰や、成果の業務 への反映を通じた評価を行うこと等によ り、職員の業務意欲や能力の向上、技能の 伝承が図られるよう取り組みます。

- ・ 採用面接については、受験者の移動時間の削減及び交通費の 負担軽減を図る観点から、一次面接をWebで実施した。
- ・ デジタル人材の確保に向けて、国家公務員試験のデジタル区 □の研修を確実に実施し、職務遂行に必要な 分(総合職)及びデジタル・電気・電子区分(一般職)の合格│知識、技能等の習得、能力の向上及び技能の 者に個別に連絡を取り、国立印刷局の業務案内を行い、応募を 促した(1名採用)。
- ・ 令和7年度期首に向けた求人活動については、令和6年度卒 業・修了予定者に係る就職・採用活動のスケジュールについて、 「能力の向上を図っている。また、優れた創意 大学や民間企業等の情報収集に努めるとともに、有為な人材の | 工夫により、職域における技術の改善向上 確保を図るため、大学主催の企業説明会に参加したほか、イン ターンシップ(学生に向けた情報提供、キャリア形成支援)を 実施した(11月~令和6年1月)。
- ・ 民間企業主催の企業紹介イベントについては、大学卒を対象 として、10月及び令和6年2月にWeb合同説明会に参加した。ま た、12月に高専卒を対象としたWeb業務説明会に参加した。
- ・ 若年層の多くが利用している SNS を通して幅広く情報発信を 行うため、国立印刷局フェイスブック及び国立印刷局エックス (旧ツイッター)において、国立印刷局の採用情報について紹 介した。また、説明会のアーカイブ動画及びリニューアルした 採用パンフレットをホームページから閲覧できるようにした。

ロ 適材適所の人事配置

勤務希望調査を実施するとともに、上司との面談を全職員に対 して行うこと等により、職員の適性や能力、キャリア形成の考え 方を的確に把握し、令和6年度期首において適材適所の人事配置 を行った。また、役職定年者についても効果的に配置し、組織活 力の維持に努めた。

ハ 障害者雇用に向けた取組

障害者の雇用を促進するため、特別支援学校に対し求人活動を 行った(7月)。

また、監督者を対象に、障害者の適切な受入れ及び対応方法を 習得するための「聴覚障害の基礎知識」に関する研修を実施した (6月、7月)。

(障害者雇用率3.31%(令和5年6月1日現在)、参考:法定 雇用率2.6%)

ニ 働き方改革を踏まえた労働時間管理等の取組

政府が進めている「働き方改革」及び「ワークライフバラン ス」を推進することにより職務能率の一層の向上に資するため、 多様で柔軟な働き方が可能となるよう本局において、始業時間 の選択肢を増やす時差出勤、テレワークの取組を継続した。

研修計画については、計画に定めた全て 伝承を図っている。

業務改善活動を推進し、職員の業務意欲・ に貢献し、科学技術分野の文部科学大臣表 彰創意工夫功労者賞を受賞している。

・	長時間労働の是正に向けた本局における取組として、一斉定 時退場日を設定(水曜日)するとともに、毎日、勤務終了時刻 10分前に定時退場を呼びかける放送を行った。また、一斉定時 退場の取組の更なる推進を図るため、定時退場日に管理者に毎 週メール送信するとともに、係・チーム員全員が定時退場する 原則月1回の完全定時退場日を設けその実施状況の確認を行う など、部下職員が退場しやすい環境作りに向けて取り組んだ。 年5日の年次有給休暇の確実な取得に資するため、四半期ご とに取得実績を集計し、本局各室部、各機関にフィードバック することにより年休の取得促進を図った。 子育てと仕事の両立を支援するため、男性職員の育児休業取 得を推進しており、58名(96.7%)が取得した。平均取得日数 は62.1日であった。 女性職員の活躍に向けた取組 国立印刷局一般事業主行動計画(女性の活躍の推進)において 设定した目標(採用者に占める女性の割合35%以上)の達成に向 けて採用活動を進め、令和6年4月1日付け新規採用者84名(専 明職採用を除く。)に占める女性の割合は、約46%(39名)となった。 また、令和6年4月1日現在における管理的地位(注)の女性 歳員の割合は、3.8%となった。 その他、女性の活躍推進のため、上司に求められる役割につい ご再認識を促す「女性活躍推進研修」(6月)、女性職員のキャリ ア形成に関する知識を付与し今後のステップアップに向けた動機 けけを図る「女性所員キャリアサポート研修」を実施した(9月)。 また、製造部門の女性作業長に対し、リーダーの立場や役割を 野認識させ、リーダーに必要な能力・スキルを習得させるための 「女性リーダーネクスト研修」を実施した(9月)。 11年間の地位 第5次男女共同参画基本計画における成果目標に掲げられた 独立行政法人等の部長相当職及び課長相当職(国立印刷局の工 場における部長相当職及び課長相当職(国立印刷局の工 場における部長相当職及び課長相当職(国立印刷局の工 場における部長相当職及び課長相当職(国立印刷局の工 場における部長相当職及び課長相当職(国立印刷局の工 場における部長相当職及び課長相当職(国立印刷局の工 場における部長相当職及び課長相当職(国立印刷局の工
	肝修計画の策定等 「白ら考え行動できる人材づくり」 を基本とする職員研修方針及
	「自ら考え行動できる人材づくり」を基本とする職員研修方針及 ロ央研修計画(以下「研修計画」という。)を策定(令和5年3月)
	当該計画に基づき、各機関が連携して、各研修の計画的かつ効
	国該計画に基づさ、各機関が連携して、各価修の計画的が7分別
	りな 夫 施 に 取り 組 ん た。 ミ た 、 デ ジ タ ル 化 を 推 進 す る た め 、 求 め ら れ る 知 識 ・ ス キ ル を 目
	にた、アンダル化を推進するため、水められる知識・スキルを目 トレベルに応じて体系的に整理し、受講対象となる研修を新たに

文部科学大臣が行う表彰の一つであり、優れた創意工夫により、職域における技術の改善向上に貢献した者に与えられるもの 《評価の視点> 《採用活動を計画的に進めるとともに、適材適所の人事配置に取り組んだか。 《政府が進めている「働き方改革」を踏まえた、労働時間の適切な管理に取り組んだか。 《課題と対応> ・ (課題と対応> ・ (課題と対応> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		取りまとめ、中央研修において実施に取り組んだ。 ・ 必要な知識及び技術を付与するための階層別研修については、新規採用職員等研修を含め、オンライン方式を含め 22 件実施した。 ・ 技能人材に求められる知識及び技術を付与するための技術系研修については7件実施した。 ・ それぞれの職種に応じて求められる専門的な知識及び技術を付与するための職種別研修については、オンライン方式も含め 26 件実施した。 ・ 外部派遣研修については、高度な知識の習得や意識の向上を図るため、国内の大学に職員を派遣した。以上の取組により、研修計画どおり 79 件の中央研修を実施した。 以上の取組により、研修計画どおり 79 件の中央研修を実施した。 ・ 業務の効率化、生産性の向上等を目的とした業務改善活動について、各機関においてサークル活動や改善提案を推進するとともに、各機関の取組の成果を発表する場として、本局において業務改善活動発表会を開催し、改善効果や実用性等が優れた案件について表彰を行った(11月)。 ・ 優れた創意工夫に対し、文部科学大臣から科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞(注)が1名に授与された(4月)。	
の			
○採用活動を計画的に進めるとともに、適材適所の人事配置に取り組んだか。 定量的な数値目標を達成しており、定性的な取組については事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 ○政府が進めている「働き方改革」を踏まえた、労働時間の適切な管理に取り組んだか。 <課題と対応>特になし。 ・研修などを通じて計画的な人材育成を行った			
めるとともに、適材適所 の人事配置に取り組ん だか。 ○政府が進めている「働き 方改革」を踏まえた、労 働時間の適切な管理に 取り組んだか。 ○研修などを通じて計画 的な人材育成を行った			以上のことから、「人事管理」については、
の人事配置に取り組んだか。 目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。 つ政府が進めている「働き方改革」を踏まえた、労働時間の適切な管理に取り組んだか。 <課題と対応>特になし。 の研修などを通じて計画的な人材育成を行った			
だか。			
○政府が進めている「働き方改革」を踏まえた、労働時間の適切な管理に取り組んだか。 < 課題と対応>特になし。 ・ の研修などを通じて計画的な人材育成を行った < は、			
方改革」を踏まえた、労働時間の適切な管理に取り組んだか。 特になし。 一の研修などを通じて計画的な人材育成を行った のな人材育成を行った			まス、「B」と評価する。
働時間の適切な管理に 特になし。 取り組んだか。 「研修などを通じて計画的な人材育成を行った」			/ 細順しかたへ
取り組んだか。 ○研修などを通じて計画的な人材育成を行った			
○研修などを通じて計画 的な人材育成を行った			101C/2 Co
的な人材育成を行った			
	か。		

1. 当事務及び	1. 当事務及び事業に関する基本情報					
V I − 3	施設及び設備に関する計画					
当該項目の重 要度、困難度	_	関連する政策評価・行政事 業レビュー	_			

2.	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

左连旦捶	事₩⇒□□□	⇒√ /□ +Ь+m	法人の業務実績・自己評価					
年度目標	事業計画	評価指標	業務実績	自己評価				
	3. 施設及び設備に関する計画		3. 施設及び設備に関する計画	<評定と根拠> 評定: B				
	令和5年度における施設及び設		(1) 設備投資計画の着実な実施					
	備に関する計画は、以下のとおりで		設備投資に関する計画を着実に実施するため、次のとおり取り組んだ。	設備投資の進捗状況を定期的に検証				
	す。		イ 設備投資委員会における審議	するなど、PDCA サイクルを確実に機能さ				
	投資に当たっては、投資目的等に		設備投資を計画的かつ着実に進めるため、設備投資委員会において、設備投資	せている。				
	ついて、理事会、設備投資委員会等		計画の策定、個別案件の実施に際しての費用対効果等の検証、設備投資の進捗状					
	における厳格な審査に基づき行い		況等を審議し、必要に応じて見直しを図るとともに、理事会に報告するなど、PDCA	半導体不足の影響により、納期を延長				
	ます。		サイクルを確実に機能させた。	せざるを得なかったこと等により、設備				
	また、投資効果や進捗状況を的確			投資計画に対し3,279百万円下回ってい				
	に把握し、計画の見直しや次年度の		ロ 設備投資計画の検証・見直し	る。				
	計画の策定を行います。		設備投資の実施に当たっては、設備投資委員会(14 回開催)等において、投資					
			の必要性、仕様の適切性、費用対効果等を検証した上で、価格の妥当性やスケジ					
			ュールなどを検討し、必要に応じて計画内容の見直しを行うなど、効果的な投資					
			を実施した。					
			設備投資の一元管理を担う施設管理部門において、毎月、投資案件に係る進捗					
			状況を集約し、関係部門に対し情報提供を行った。					
			1件1億円以上の重要な投資案件を中心とした設備投資計画全体に係る各四					
			半期の受入れ及び契約の状況について、設備投資委員会及び理事会において報告					
			した(5月、8月、12月、令和6年2月)。					
			ハ 設備投資計画に対する実績					
			設備投資額は、受入年度変更等により、12,620 百万円となり、計画額 15,899					
			百万円に対して 3,279 百万円下回った。					
			この要因としては、半導体不足の影響により、本局における日銀券生産管理シ					

ステム機器の更新に際して機器構成の見直しに伴い工期を変更したこと等 (818百万円) や、岡山工場における紙料調製設備制御部外の更新に際して納期を延長せざるを得ない状況となったこと (489百万円) 等によるものである。

なお、受入れを行った主な施設及び設備については、次のとおりである。

件名	機関	台数
諸証券製造設備	王子工場	一式
· 百世分裂坦苡州	岡山工場	一式
銀行券凸版印刷機	小田原工場	1台
或们分口IXIIIII(该	彦根工場	1台
	本局	一式
日銀券品質管理システム	小田原工場	一式
口球分の貝目センヘノム	静岡工場	一式
	岡山工場	一式
	東京工場	1台
和分类 Ao 木 / L L Mix	小田原工場	1台
銀行券検査仕上機	静岡工場	1台
	彦根工場	1台
銀行券印刷機	彦根工場	1台
貼付機	小田原工場	1台
仕上棟改修	王子工場	一式
中央監視装置	小田原工場	一式
印刷局ネットワークシステム再構築	本局	一式

(2) 令和6年度設備投資計画の策定

令和6年度設備投資計画(中期を含む。)については、本局各室・部及び各機関からの資料の提出を受け(8月)、投資の目的や必要性、投資額の妥当性、費用対効果などを踏まえ設備投資委員会及び内部統制推進委員会において審議し、策定した(令和6年2月)。

以上のことから、「施設及び設備に関する計画」については、事業計画における所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

<評価の視点>

- ○PDCAサイクルに よる適切なマネジメ ントは行われたか。
- ○設備投資計画は着実 に実施されたか。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

令和5年度の施設及び設備に関する計画については、諸証券製造設備、銀行券凸版印刷機など、当初の計画案件を着実に実施した。

なお、半導体不足の影響等不測の事態が生じたため、本局における日銀券生産管理システム機器更新や岡山工場における紙料調製設備制御部外更新の受入年度を変更したこと等により、計画に対して3,279 百万円下回ったが、設備投資に当たって、計画段階や実施段階における精査、検証を行い、効果的な設備投資を実施した。

1	. 当事務及び事業に関する基	本情報								
VI	Ⅲ-4 保有資産の	見直し								
当該項目の重 -						る政策評価	西・行政事 -			
要	度、困難度				業レビ	ニュー				
2	. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標 達成	目標	基準値	令和 2		3	4	5	6	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度値	年度	2	年度	年度	年度	年度	当該年度までの累積値等、必要な情報
			等)				12	1 22	12	
	業務棟に係る未使用			\circ						
	権利床の国庫納付									
0	タ東光に広の光辺にばフロ		コッドケ南部(圧)マダッカコ部	: <i>I</i> m*						
3	. 各事業年度の業務に係る目 	惊、計画、兼務夫領	及び年度評価に係る日巳評	1				サレの 対	· 数字建 . 百二氢年	<u> </u>
	年度目標		事業計画	評価指標						自己評価
	3. 保有資産の見直し	4. 保有資産				 4.保有資		长伤天 惧		日
	① 豊島敷地及び豊島宿舎に、		地及び豊島宿舎について、売	 ○豊島敷地及び豊島	急宿舎		度い死回し 敷地及び豊島宿舎の処	L分に向けた着実な]	 反組	豊島敷地等については、手続を着実に近
	売却により処分するととも		処分するとともに、国庫納付						る一般競争入札を実	
	納付に向けて取り組む。		取り組みます。	. =3.		施した結果、落札者を決定した(令和6年2月)。				譲渡収入の国庫納付に向けて取り組む。
						その	後、落札者と不動産	売買契約を締結し、	売買代金の完納を受	
						けて登	記申請手続を行い、戸	所有権の移転を完了	(令和6年3月) す	王子工場再編に向けて、北区との協議を
						るなど	、処分の手続を確実し	こ進めた。		定期的に実施するとともに、工場機能の集
										約に向けた新棟建築を実施するためのコ
	② 王子工場については、平成	成 2 9 年 ② 王子工	場については、平成29年7	7 ○王子工場再編に向け		② 王子工場再編に向けた着実な取組				事について、必要な進捗管理を行いつつ
	7月に東京都北区と締結し	した協定 月に東京	都北区と締結した協定書(「国	着実な取組		東京都北区と締結した協定書を踏まえ、北区との共存共栄を前提				適切に実施している。また、環境影響評価
	書(「国立印刷局王子工場用	用地の一 立印刷局	王子工場用地の一部取得に関			とした協議を定期的に実施するとともに、工場再編に向け、工場検		再編に向け、工場機	についても関係法令に則り、着実に進めて	
	部取得に関する協定書」)を		[書」)を踏まえ、工場再編に向			能を集約するための新棟建築に向けた既存建物の解体工事を工事」				いる。
	工場再編に向けた対応を着	着実に進 けた対応	を着実に進めます。						棟建設予定地の土壌	
	める。						策工事・地中障害物の		-	廃止した宿舎については、今後の利活月
										に向けて検討を進めているとともに、近隣
										住民からの問合せに迅速に対応している。
						い、境	境影響評価書の変更	届 を果尽都塚境局に	提出した(7月)。	また、定期的に点検を行い、適切な管理に 努めている。
	③ その他の保有資産につい	て、効率 3 その他	也の保有資産について、効率的	○その他の保有資産	産の不	③ そのf	他の保有資産の見直し	/		
	的な業務運営が担保される。	よう、都な業務道	軍営が担保されるよう、都内宿	断の見直し		・ 赤羽宿舎竣工に伴い、令和4年3月に廃止した都内の10か所の			した都内の 10 か所の	小田原工場集水路敷地の残地について
	内宿舎の効率的な配置の樹	検討も含 舎の効率	室的な配置の検討を含め、不断			宿舎	については、今後の	利活用に向けたスケ	ジュールや必要な手	は、譲渡に向けて小田原市との協議を継続
	めた不断の見直しを行う。	その結の見直し	」を行います。その結果、遊休			続等	について検討を行った	た。なお、定期的に	異常の有無の点検を	している。
	果、遊休資産が生ずる場合に	こは将来 資産が生	上ずる場合には、将来の事業再			行う	など適切に管理を行	った。		

の事業再編や運営戦略上必要とな	編や運営戦略上必要となるものを除			
るものを除き、国庫への貢献を行	き、国庫への貢献を行います。		・ 平成30年度及び令和2年度に神奈川県小田原市に一部譲渡した	
う。			小田原工場集水路敷地(地番:神奈川県小田原市桑原字上川原 855	
			番2外及び下川原596)の残地については、譲渡に向けて小田原市	
			その他の関係者と 11 回にわたり協議、調整を行った。	
		<評価の視点>		以上のことから、「保有資産の見直し」
		○豊島敷地及び豊島宿舎		については、定性的な取組について事業
		について、処分を行い、		計画における所期の目標を達成している
		国庫納付に向けた取組		と認められることを踏まえ、「B」と評価
		を進めたか。		する。
		○王子工場について、平成		
		29年7月に東京都北		<課題と対応>
		区と締結した協定書を		特になし。
		踏まえ、工場再編に向け		
		た対応を進めたか。		
		○保有する資産について、		
		不断の見直しを行い、見		
		直しの結果、遊休資産が		
		生じる場合には、将来必		
		要となるものを除き、国		
		庫への貢献を行ったか。		
ı		I I		

1. 当事務及び事	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
VII - 5 - (1)	労働安全の保持						
当該項目の重要	【重要度:高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者	関連する政策評価・行政事	_				
度、困難度	の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。	業レビュー					

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職場環境整備に資する 計画の策定の有無	有	有	有	有	有	有		
職場環境整備に資する 計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%		
重大な労働災害の発生 件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価 							
年度目標	年度目標事業計画		法人の業務実績・自己評価	<u> </u>			
12114	7 /14-1	評価指標	業務実績	自己評価			
4. 職場環境の整備	5. 職場環境の整備		5. 職場環境の整備	<評定と根拠> 評定:A			
(1) 労働安全の保持	職員の安全と健康を確保するため、安	●職場環境整備に資する	(1) 労働安全の保持	計画に基づき、法令遵守の取組や法令改			
職場環境整備に資する計画を定	全衛生関係法令を遵守し、安全活動の一	計画の策定の有無	国立印刷局安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(令	正に伴う化学物質に関する安全衛生教育の			
め、当該計画に沿って安全教育・活	層の推進、健康管理の充実など、職場環境		和5年3月)し、当該計画に基づき、安全衛生教育等に重点的に取	実施などに確実に取り組むとともに、新た			
動等を行うことにより、安全で働き	整備及び健康管理に資する計画を策定	●職場環境整備に資する	り組んだことにより、計画に対する実施率は、100%となった。	に労働災害の未然防止を図るための情報収			
やすい職場環境を維持する。	し、確実に実施します。	計画の確実な実施(対計	具体的な取組については、次のとおりである。	集や情報発信に努めた。また、各種啓発活			
	(1) 労働安全の保持	画100%、ただし計画		動やリスクアセスメントの実施を推進して			
	職場環境整備に資する計画に基づ	のうち安全教育・活動等	イ 法令の遵守等の取組状況	おり、重大な労働災害は発生していない。			
	き、危険予知に関する教育をはじめと	に係る項目に限る)	労働安全衛生法などの法令改正状況について適宜確認し、法令				
	した安全衛生教育の更なる徹底を図る		の遵守に取り組んだ。この一環として、労働安全衛生規則等が改	静岡工場が第1種無災害記録証を授与さ			
	とともに、職員一人一人が「安全第一」		正され、令和6年度から化学物質管理者及び保護具着用管理責任	れたほか、国立印刷局の転倒災害防止の取			
	という認識の下、安全作業基準の点検		者の選任の義務付けがなされたことから、本局において、各機関	組が表彰されるなど、国立印刷局における			
	や必要に応じた改正等を通じて労働災		の安全衛生担当専門官や化学物質取扱部門の課長等を対象に化学	労働安全保持の取組が外部から高い評価を			
	害につながる危険・有害要因を確実に		物質管理者研修を開催した(9月)。また、保護具着用管理責任者	受けている。			
	排除することにより、重大な労働災害		に対する必要な教育を実施し、運用開始に向け確実に対応した(令				
	の発生を防止し、安全で快適な職場環		和6年2月・令和6年3月)。	厚生労働省が設立した SAFE コンソーシ			
	境づくりに取り組みます。			アムのポータルサイトに、静岡工場におけ			

ロ 安全衛生教育の実施状況 る労働安全の取組が紹介されたほか、民間 各機関において、新規採用職員及び配転者を中心に安全衛生教│企業と情報交換を行い、労働安全のノウハ 育を実施(4月)するとともに、「労働安全衛生法」(昭和47年法)ウを共有するなど、積極的な情報発信を行 律第57号)第60条の規定に基づく職長教育(新任作業長の安全 つている。 衛生教育)を実施(5月~6月)し、必要な知識と安全動作の習得 に資する安全教育を繰り返し実施した。 また、今年度から新たに、5年前及び10年前に職長研修を受講 した職員を対象に、職場における安全衛生管理の向上に資する職 長の能力向上のための再教育を全工場において実施した。 さらに、労働災害が発生するリスクが高くなることが想定され る人事異動時、災害発生時及び長期休業前後などの機会を捉えて その都度、労働災害防止のための各種啓発や注意喚起を行った(4 月・5月・6月・8月・11月・12月・令和6年3月)。 ハ 危険・有害要因の排除の取組状況 ・ リスクアセスメントにより労働災害の発生原因となる職場の 危険・有害要因の排除に取り組んだ。また、労働災害が発生し た場合には、発生した機関はもとより、他の機関の関連作業に おいてもリスクアセスメントを実施し、類似災害の発生防止に 努めた。 ・ 化学物質リスクアセスメント(注1)については、労働安全衛 生法に基づき、対象となる機関において実施した。その結果に 基づき、保護具の着用などの対策を立案・実施した。 なお、健康被害の発生はなかった。 (注1) 化学物質リスクアセスメント 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質に対す る危険性、有害性等の調査 ニ 安全を確保するための取組状況 ・ 民間企業との労働安全に関する情報交換を通じて、労働災害 の未然防止につながる情報を収集した(11月・12月・令和6年 1月)。 ・ 令和4年度に全機関で実施した特別安全点検(注2)におい て洗い出された製造設備における危険有害要因に対する改善対 策については、設備改修を計画的に実施するよう整理した(11 月)。 ・ 国立印刷局で過去に発生した災害事例を基に、全職員を対象 に KYT (危険予知トレーニング) を実施した (4月・6月・8 月・10月・12月・令和6年2月)。

・ 無災害につながる安全活動の取組について、理事長メッセー
ジを発信し、職員の安全に対する意識の高揚を図った(8月)。
場の安全活動の取組について、機関誌を活用して全職員に対し
て紹介することで、安全に対する意識の高揚を図った(8月)。
・ 安全衛生点検(注3)の実施(毎月)に加え、全国安全週間
(7月)の取組として、リスクアセスメント研修や安全衛生に
関する教育を実施した。
・ 全国労働衛生週間の取組として衛生点検(注4)を実施する
など、職員の衛生意識の向上を図った (10 月)。
・ 国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間においては、
年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した(令和6年3
月)。
・ 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するととも
に、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的
な見直しを実施した。
・ SAFE コンソーシアム (注 5) への加盟 (12 月) を通じ、労働
災害の未然防止を図るための情報収集に努めた。
次音の本然的正を図るための目報収集に分めた。
(注2)特別安全点検
自職場内及び当該職場以外の第三者視点により不安全作
業等を抽出することで、複合的な視点から潜在的な問題点、
改善点等を洗い出す点検
(注3)安全衛生点検
各機関の安全衛生委員会等による安全衛生に係る点検
(注4) 衛生点検
各機関の衛生管理者等による衛生環境管理状況の点検
(注 5)SAFE コンソーシアム
「Safer Action For Employees (SAFE)」を旗印に、増加
傾向にある労働災害の防止対策強化を目的として、厚生労
働省が令和4年度に設立した共同体。
本 安全表彰
・ 静岡工場が厚生労働省から第1種無災害記録証(注6)を授
・ 静岡工場が学生方側省が9第1 種無火音記録証(在 0 / を投 与された (7月)。
・ 国立印刷局の安全表彰制度に基づく無災害記録について、岡
山工場が無災害日数 1,200 日 (10 月)、彦根工場が無災害日数
7,200 日を達成した(令和6年3月)。
・ SAFE コンソーシアムが開催した、「SAFE コンソーシアムアワ
ード 2023 (注 7)」において、国立印刷局の転倒災害防止の取

	組が「転倒災害防止部門ブロック賞」を受賞した(令和6年2
	月)。
	(注6)無災害記録証
	厚生労働省が一定期間、労働災害を発生させることのな
	かった事業場に対して授与するもの。第1種は390万時間
	以上(労働者数 100 人以上の事業所)。
	(注7) SAFE コンソーシアムアワード 2023
	企業・団体から労働災害防止に向けた取組を募集し、優
	れた取組を表彰するもの。
	へ 情報発信
	・ SAFE コンソーシアムにおける、労働安全に取り組む企業の取
	組事例として、静岡工場における労働安全の取組が取材を受け
	た (8月)。また、その取材内容が SAFE コンソーシアムポータ
	ルサイトにおいて公開された。
	・ ホームページに安全の取組に関する専用サイトを設置・運用
	を開始し(8月)、安全に関する行事や研修の実施状況、安全活
	動の取組動画を公開するなど、国立印刷局における労働安全の
	取組を発信した。
	・ 民間企業との労働安全に関する情報交換を通じて、労働安全
	に関するノウハウを共有した(11月、12月、令和6年1月)。
●重大な労働災害の発生	ト 労働災害の発生状況
件数 (0件)	計画等に基づき各種取組を実施し、重大な労働災害の発生はな
	かったが、休業4日以上の労働災害が4件発生した。
 ○労働災害の発生状況	事案の概要は、次のとおりである。
※「重大な労働災害」と	・ 廃液処理設備の外観点検において、防液堤を跨いだ際に右足
は、死亡災害又は一時	を捻り、右足の中足骨を骨折した(5月)。
に3人以上の負傷者	・ 印刷機の番号器の交換作業後、一番上のステップから降りる
を伴う労働災害をい	際、中間のステップを経由して降りるところをそのまま床面に
5 .	右足を伸ばして着地し、左足の股関節を捻挫した(8月)。
	・ 印刷機のロータリーカッター部の安全カバーを開けて、紙詰
	まり用紙を取り除いていたところ、身体が安全カバーに触れた
	ことで同カバーが閉まり右手小指を挟み、骨折した(8月)。
	・ 休日出勤時の通勤途上において、段差を跨いだ際に体勢を崩
	して左足を捻り、骨折した(11月)。
	これとす他の労働の中については、変生した工場にないて、は
	これら4件の労働災害については、発生した工場において、速
	やかに発生状況、発生原因、再発防止策を取りまとめるとともに、

	ソ西ラマナドルかん上がようけん。 サムト ここい おかなかって	
	必要に応じ物的対策を講じたほか、安全ミーティングや危険予知	
	教育を実施し、労働災害の再発防止に取り組んだ。	
	なお、災害事例については、各機関において情報を共有し、類	
	似災害の発生防止に取り組んだ。	
<評価の視点>		以上のことから、「労働安全の保持」につ
○職場環境整備に資する		いては、定量的な数値目標を達成しており、
計画を策定の上、当該		定性的な取組については事業計画における
計画に定める安全教		所期の目標を達成していると認められるこ
育・活動等に係る項目		とに加えて、労働安全保持の取組について
を確実に実施し、重大		外部から表彰されるなど高い評価を受けて
な労働災害の発生を防		おり、所期の目標を上回る成果が得られて
止したか。		いると認められることを踏まえ、「A」と評
		価する。
		<課題と対応>
		特になし。

1. 当事務及び事業	1. 当事務及び事業に関する基本情報						
VII - 5 - (2)	健康管理の充実						
当該項目の重要	_	関連する政策評価・行政事					
度、困難度		業レビュー					

2. 主要な経年データ	主要な経年データ										
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
健康管理に資する計画 の策定の有無	有	有	有	有	有	有					
定期健康診断の受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%					
健康管理に資する計画の確実な実施	対計画 100%、ただし計画のう ち健康指導・教育・メンタルへ ルス対策に係る項目に限る	100%	100%	100%	100%	100%					

	 国、業務実績及び年度評価に係る自己評	価		
年度目標	事業計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価	11
平 及日保	尹 未前 四	計៕指標 	業務実績	自己評価
(2)健康管理の充実	(2) 健康管理の充実		(2) 健康管理の充実	<評定と根拠> 評定:B
健康管理に資する計画を定め、当	健康管理に資する計画に基づき、職	●健康管理に資する計画	安全衛生管理計画(以下「計画」という。)を策定(令和5年3月)	健康診断については、対象者全員に
該計画に沿って定期健康診断を確	員の健康確保のため、定期健康診断受	の策定の有無	し、これに沿って重点実施事項に確実に取り組んだ。	て一般定期健康診断及び特殊健康診断
実に受診させるとともに、その結果	診率100%を目指して取り組みま		これにより、計画に対する実施率は、100%となった。	施するとともに、産業医及び保健師に
に基づく有所見者への計画的な健	す。また、健康診断及び特別検診などの	●定期健康診断の受診率	具体的な取組については、次のとおりである。	有所見者への健康指導・教育について
康指導・教育などのフォローアップ	結果に基づく有所見者への健康指導・	(100%)	イ 定期健康診断の実施状況	実に実施している。
を行うことにより、職員の健康を確	教育などのフォローアップや長時間労		全職員を対象とした一般定期健康診断(年1回)については、対	
保する。また、計画的なメンタルへ	働者への面接指導を行うほか、職員の	●健康管理に資する計画	象者 4,142 名全員に対し実施した。また、深夜業務、化学物質を取	ストレスチェックのほか、各機関に
ルス対策を行うことにより、職員の	心身両面の健康管理の充実を図るた	の確実な実施(対計画1	り扱う業務等に従事する職員を対象とした特殊健康診断(年2回)	て生活・就業環境に変化のあった職員
心身両面の健康管理の充実を図る。	め、「労働安全衛生法」(昭和 47 年法律	00%、ただし計画のう	については、対象者 2,514 名全員に対し実施した。	象とした面談を継続実施することによ
	第 57 号) に基づくストレスチェック並	ち健康指導・教育・メン		長期休業職員以外の職員のメンタルへ
	びに研修及び情報提供を行うなど、メ	タルヘルス対策に係る	ロ 健康指導等の実施状況	対策に取り組んでいる。
	ンタルヘルス対策の充実に取り組みま	項目に限る)	(イ) 有所見者への健康指導・教育の実施状況	
	す。		・ 健康診断の受診者全員に産業医による結果説明を行うとと	長期休業職員に対する「職場復帰支
			もに、一般定期健康診断及び特殊健康診断の有所見者を対象	ログラム」に基づく職場復帰の支援な
			に、産業医による面接指導等を実施した。また、経過管理対象	取り組んだ結果、長期休業職員 65 名の
			者には、保健師による保健指導・教育等のフォローアップを	43 名 (66%) の職員が職場への復帰を
			実施した。	しており、計画的な職場復帰への支援
			・ 労働安全衛生法令等に基づき、長時間労働による健康障害	めている。
			を防止するため、月の時間外労働が一定時間以上の職員に対	_

		して産業
		による保
		Ž.
		(ロ) メンタル
		・・メンタ
		産業医及
		・職場復
		り 30 日.
		いう。) <i>生</i>
		円滑な職
		• 新規採
		職員全員
		施した。
		・労働安
		ックを実
		を実施し
		(注) 職場
		長期
		員の円

して産業医による面接指導(80 時間以上の場合)又は保健師 による保健指導(45 時間以上80 時間未満の場合)を実施し た。

(ロ) メンタルヘルス対策の実施状況

- ・ メンタルヘルスケアの充実を図るため、面接指導者である 産業医及び保健師に対し精神科医による助言指導を行った。
- ・ 職場復帰支援プログラム(注)に基づき、心の健康問題により30日以上の長期間休業した職員(以下「長期休業職員」という。)全員に対し、産業医による面談を実施し、当該職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行った。
- 新規採用職員や転入者など生活・就業環境に変化のあった 職員全員を対象に、カウンセラーによるカウンセリングを実施した。
- ・ 労働安全衛生法令に基づき、全職員に対するストレスチェックを実施した。また、その結果に応じて、産業医による面談を実施した。

(注) 職場復帰支援プログラム

長期休業職員等の職場復帰のための支援体制を定め、職員の円滑な職場復帰と再発防止を図るための手引

以上のことから、「健康管理の充実」については、定量的な数値目標を達成しており、 定性的な取組については事業計画における 所期の目標を達成していると認められることを踏まえ、「B」と評価する。

<課題と対応> 特になし。

<評価の視点>

○健康管理に資する計画 を策定の上、定期健康診 断を確実に実施すると ともに、当該計画に定め る健康指導・教育・メン タルヘルス対策に係る 項目を確実に実施した か。

4. その他参考情報

1	. 当事務及び事業に関する基本情報							
VI	I-5-(3) 職務意識の向上	・組織の活性化						
	該項目の重要 - 、困難度			関連する政策記 業レビュー	平価・行政事 -			
					,			
2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標 達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ก	タ東光に座の光沙に成プロ標 引に	5	: /m*					
3	· 台事業中度の業務に係る日候、計画	国、業務実績及び年度評価に係る自己評	·1 			注し の	 業務実績・自己評価	
	年度目標	事業計画	評価指標			業務実績	未伤天順 日 口 計 個	自己評価
	(3)職務意識の向上・組織の活性化	 (3)職務意識の向上・組織の活性化		(3)職	 務意識の向上・組織 <i>の</i>			<評定と根拠> 評定: B
	役員間、役職員間、各部門間にお	役員間、役職員間、各部門間におい	 ○役員間、役職員間		各部門における密なコ		取組	職務意識の向上・組織の活性化について
	いて、密なコミュニケーションを図	て、密なコミュニケーションを図るこ	門間における密	なコミ	職務に対する意識の向	可上及び組織の活性化	とに向けて、役員間、	は、理事会等の各種会議、業務プロセスに
	ることにより職務への相互理解を	とにより職務への相互理解を深めつ	ュニケーションの	取組 役	職員間及び各部門間に	こおける密なコミュニ	-ケーションを図るこ	おける関係部門間の情報共有・課題解決へ
	深めつつ、実施する施策の背景や目	つ、実施する施策の背景や目的、課題に		ع	により、職務への相互	五理解を深めた。		の取組、上司・部下間の報告・相談等の更
	的、課題に係る情報の共有等を通じ	係る情報の共有等を通じて、役職員が			理事会等の各種会議	養において、経営層 か	が施策・課題について	なる徹底を始めとする内部統制の推進に
	て、役職員が国立印刷局の使命の重	国立印刷局の使命の重要性を認識し、			認識統一を図るととも	こに、理事及び各部門	月の長における定期的	向けた取組、コンプライアンスに関する職
	要性を認識し、その職責を確実に果	その職責を確実に果たせるよう、職務			な打合せ会を経て、愉	青報共有を図った。ま	た、各部門の連絡会	員意識調査・座談会などを通じて役員間、
	たせるよう、職務に対する意識の向	に対する意識の向上・組織の活性化を			等を通じて、その取扱	ひいに留意しつつ、名 かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	種会議の議事内容等	役職員間、各部門間における密なコミュニ
	上・組織の活性化をより一層進め	より一層進めます。			により、その背景や目	目的も含めて職員に伝	達し、所管する課題	ケーションを図り、更なる職務に対する意
	る。				の解決に向けて取り糺	且んだ。		識の向上及び組織の活性化を図っている。
				•	各部門においては、	施策の達成や課題の	解決に向けて、各部	
					門の連絡会等を通じて	て、施策の進捗状況、	課題への対応状況等	令和3年度に新たに策定した経営理念
							つて確認し情報共有を	
					図ることにより、組織		-	修、ミーティング等を通じて各階層の職員
								へ周知を行い、更なる浸透定着に向けて取
							間的な打合せ会、定期	り組んでいる。
							において把握し、確	
					実な達成に向けて取り		- o 分 田 T z N + I + I - I -	
							をの結果及び報告・相 とないはる。1. 焦尿 (4.	
							間における小集団 (チョン・	
							がのウレ 知然の活出	
					ョンを凶ることにより	ノ、職務に対する意調	战の向上・組織の活性	

	化に努めた (7月~9月)。	
	ロ 経営理念の浸透定着	
	・ 経営理念の更なる浸透定着を図るため、中央階層別研修等を	
	活用し、幅広い階層に意識啓発を行った(6月~令和6年1月)	
	・ コンプライアンスに関する職員意識調査の実施に合わせ、経	
	営理念の職員への浸透状況を把握した(10月)。	
	ハ 内部統制の推進による取組 (「WII1.(1)内部統制に係る取組」参	
	照)	
	ニ コンプライアンスの確保による取組(VII.(2) コンプライアンス	
	の確保)参照)	以上のことから、「職務意識の向上・組
<評価の視点>		織の活性化」については、定性的な取組に
○役員間、役職員間、各部		ついて事業計画における所期の目標を達
門間において、密なコミ		成していると認められることを踏まえ、
ュニケーションを図る		「B」と評価する。
ことにより、実施する施		
策の背景や目的、課題に		<課題と対応>
係る情報の共有に取り		特になし。
組んだか。		
○役職員が国立印刷局の		
使命の重要性を認識し、		
その職責を果たせるよ		
う、役職員の職務に対す		
る意識の向上や組織の		
活性化に資する取組を		
実施したか。		

1. 当事務及び事業	業に関する基本情報	
VII — 6	環境保全	
当該項目の重要 度、困難度		関連する政策評価・行政事 - 業レビュー

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年 度値等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累 積値等、必要な情報
環境保全計画の策定 の有無	有	有	有	有	有	有		
環境保全計画の確実 な実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
温室効果ガスの削減	平成 17 年度比 24%減	30.9%減	28.1%減	30.4%減	29.3%減			令和4年度までの 指標
温室効果ガスの削減	平成 25 年度比 24%減 (令和 6 年度以降、毎年 度 2%引下げ)					32.7%減		令和5年度からの 指標
廃棄物排出量の削減	過去5年平均以下	[目標:6,324 t] 5,742 t	[目標:6,222 t] 6,220 t	[目標:6,219 t] 6,795 t				令和3年度までの 指標
廃棄物排出量の抑制	平成 24 年度比 103%以下				85.8%	69.9%		令和4年度からの 指標
再資源化可能な廃棄 物の再資源化	100%				100%	100%		令和 4 年度からの 指標
I S O 1 4 0 0 1 認 証の維持・更新	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
環境報告書の作成、 公表の有無	有	有	有	有	有	有		

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価										
年度目標 事業計画 評価指標				法人の業務実績・自己評価	法人の業務実績・自己評価						
	十	学 未可凹	计侧组织	業務実績	自己評価						
	5. 環境保全	6. 環境保全		6. 環境保全	<評定と根拠> 評定:A						
	製造事業を営む公的主体として模	地球温暖化などの環境問題へ積極的に	●環境保全計画の策定の	環境保全と調和の取れた事業活動を行うため、環境保全計画(以下	温室効果ガス排出量については、空調機						
	範となるよう、地球温暖化などの環境	貢献するため、引き続き環境保全と調和	有無	「計画」という。)を策定(令和5年3月)し、当該計画に基づき環境	の更新や LED 照明器具の採用など計画的						
	問題へ積極的に貢献する観点から、	の取れた事業活動を遂行すべく、環境保	●環境保全計画の確実な	マネジメントシステムの確実な運用を図り、各種取組を実施したこと	に設備投資を実施したことなどにより、目						
	「地球温暖化対策計画」(令和3年10	全計画を策定し、確実に実施します。	実施(対計画100%)	により、計画に対する実施率は100%となった。	標(平成 25 年度比 24%減)に対し 120%						
	月 22 日閣議決定)に掲げる産業部門	温室効果ガス排出量の削減について		具体的な取組については、次のとおりである。	以上の達成となる 32.7%の削減となって						

の令和12年度における削減目標を 達成するための取組を計画的に進め るとともに、環境保全に関する計画を 策定し、当該計画に沿って、効率性に 配慮しつつ必要な設備を備えるとと もに、環境物品の確実な調達やISO 14001認証の維持・更新等を行う ことにより、環境保全を図る。

は、「地球温暖化対策計画」(令和3年10 月 22 日閣議決定) に掲げる産業部門の令 和12年度における削減目標である平成 25年度比38%削減を達成するため、 効率性にも配慮しつつ環境設備の的確な 導入などを計画的に進めることとしま

なお、令和5年度の排出量については、 平成25年度と比較し、24%以上削減 するよう取り組みます。

廃棄物排出量の抑制については、廃棄 物の減量化対策に取り組むことにより、 令和5年度の廃棄物排出量を平成24年 度と比較し、3%の増加に抑制するとと もに、再資源化可能な廃棄物の100% 再資源化に取り組みます。

また、環境保全活動の継続的改善を図 るため、環境マネジメントシステムを運 用し、ISO14001認証の維持・更新 を行うとともに、役職員の環境保全意識 の向上を図り、事業活動全般において環 境負荷の低減に取り組みます。

さらに、環境保全計画に基づく環境関 連法令の遵守、資源・エネルギー使用量の ●廃棄物排出量の抑制(平 抑制など、環境に対する取組について記 載した環境報告書を引き続き作成し、ホ ームページにおいて公表します。

- ○環境保全のために必要 な設備の的確な導入及 び導入時における効率 性の検証
- ●温室効果ガスの削減(平 成25年度比24%減)

- 成24年度比103% 以下)
- ●再資源化可能な廃棄物 の再資源化(100%)

● I S O 1 4 0 0 1 認証 の維持・更新

(1)環境法規制の遵守

環境関連法令等の確実な遵守のため、「環境関連法令等各種届 出・申請等一覧表詳細 | 及び「特定施設(設置・変更) 届出表 | の | 廃棄物排出量については、資源使用量抑 点検・更新等を行い(10月)、各機関における遵守状況の調査を実│制の取組に加え、損紙屑のリサイクル化に 施した(令和6年1月~2月)。その結果、環境関連法令等の遵守 ち引き続き取り組んだことにより、 目標 が確実に行われていることを確認した。

(2) 温室効果ガス排出量の削減

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、再生可能エネ │ 売払い等により 100%再資源化している。 ルギーの調達に向けた調査、検討を進めた。

温室効果ガス排出量の削減につながる設備投資について、環境 | IS014001 認証審査において、認証を維 への影響の検証を行うなど事前確認を実施し、設備投資計画に反 | 持・更新することができたことは、環境マ 映した。

また、空調機の更新、LED 照明器具の採用など、エネルギー効率 れ、各職員が環境保全活動に積極的に取り の高い設備の導入に努めた。なお、事前検証の結果、省エネ施策│組んだ結果である。 として一定の効果が得られた銀行券製造設備に設置されている空 気圧縮機送気配管の改善については、銀行券印刷工場への水平展 国立印刷局における環境保全に係る取 開を図るための計画を策定した。

エネルギー効率の高い設備の導入などにより、令和5年度の温 | に「環境報告書」を作成し、公表している。 室効果ガス排出量は30,177 t-C02 となり、基準年度である平成25 年度排出量(44,842 t-C02)に対し32.7%(14,665 t-C02)の削 減となった。

(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物排出量の抑制

資源使用量については、製紙工場の製造工程において排出され る紙料の回収・再利用などを継続して実施することにより、引き 続き使用量の抑制に努めた。

廃棄物排出量については、印刷工程で発生した損紙屑のリサイ クル化に取り組み、既存の取引業者と調整を行い売払い量を拡大 したことなどにより、令和4年度比で1,164t削減した。

これらの結果、廃棄物排出量は 5,114t となり、基準年度である 平成24年度排出量(7,316t)に対し69.9%となった。

なお、廃棄物のうち、廃プラスチック等の再資源化することが 可能な廃棄物については、売払い等により100%再資源化した。

(4) IS014001 認証の維持・更新

IS014001(注)認証について審査を受審し、次のとおり認証の維 持・更新を行った。

- 維持 小田原工場(12月)・彦根工場(8月)・岡山工場(10
- 更新 研究所(9月)・東京工場(10月)・王子工場(9月)・ 静岡工場(令和6年1月)

いる。

(平成24年度比103%以下)に対し120% 以上の達成となる 69.9%となっている。

また、再資源化可能な廃棄物については

ネジメントシステムの運用が確実に行わ

組を広く情報発信するため、毎年度継続的

		1
	(注) IS014001	
	企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめるこ	
	とを目的に定められた、環境に関する国際規格	
●環境報告書の作成、公表	(5)環境保全に関する啓発活動の推進	
の有無	各機関において、環境月間の取組として、環境保全に対する意	
	識を高めるための教育を行った (6月)。	
	令和4年度の環境保全に係る活動実績を「環境報告書 2023」と	
	して作成し、ホームページで公表した。なお、外部有識者の意見	
	を踏まえ、エネルギー使用量等のデータについては、各種分析へ	
	の活用が可能なデータ(Excel 形式)にて提供した(10月)。	
		以上のことから、「環境保全」について
○環境保全と調和の取れ		 は、定量的な数値目標のうち「温室効果
た事業活動を遂行する		スの削減」、「廃棄物排出量の抑制」につい
ため、温室効果ガス排出		て指標を 120%以上達成するとともに、
量の削減など政府の方		の定量的な数値目標も達成したことに
針に沿った環境保全に		え、定性的な取組については事業計画に
関する計画を策定し、着		ける所期の目標を達成していると認め
実に実施したか。		れることを踏まえ、「A」と評価する。
		<課題と対応>

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載) 特になし。 特になし。

1. 当事務及び	. 当事務及び事業に関する基本情報							
VII — 7	積立金の使途							
当該項目の重	_	関連する政策評価・行政	_					
要度、困難度		事業レビュー						

2. 主要な経年	2. 主要な経年データ										
評価対象とな	さる指標 達成目		基準値 (前中期目標期間最終年度値 等)	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3	3. 各事業年度の業務に係る計画、業務実績及び年度評価に係る自己評価									
	年度目標	車業計画	事業計画 事業計画 評価指標	法人の業務実績・自己評価						
	十	事 未可凹	事業計画 評価指標 評価指標		業務実績					
		7. 積立金の使途		7. 積立金の使途		<評定と根拠> 評定:―				
		「独立行政法人国立印刷局法」(平成14		該当はなかった。						
		年法律第 41 号) 第15条第2項に基づ								
		き、前事業年度の終了時において積立								
		金に係る主務大臣の承認を受ける計画								
		はありません。								
						<課題と対応>				
						特になし。				

4. その他参考情報

令和5年度予算及び決算

(単位:百万円)

区分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入								
業務収入	68, 243	70, 027	11, 513	11, 784	_	-	79, 756	81, 811
その他収入	_	-	-	_	441	2, 728	441	2, 728
計	68, 243	70, 027	11, 513	11, 784	441	2, 728	80, 197	84, 539
支出								
業務支出	50, 479	49, 120	6, 584	6, 704	9, 949	10, 481	67, 012	66, 305
人件費支出	24, 424	25, 030	4, 140	4, 241	4, 552	4, 643	33, 116	33, 914
原材料支出	12, 115	12, 850	302	479	_	-	12, 416	13, 329
その他業務支出	13, 940	11, 240	2, 142	1, 984	5, 397	5, 838	21, 480	19, 061
施設整備費	15, 882	14, 852	986	1, 146	1, 370	688	18, 238	16, 687
計	66, 361	63, 972	7, 570	7, 850	11, 318	11, 169	85, 250	82, 992

- 注1)施設整備費は、生産関連設備、庁舎などの固定資産支出額です。
- 注2)上記の金額は、消費税を含めた金額です。
- 注3)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和5年度収支計画及び実績

(単位:百万円)

区分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
収益の部								
売上高	62, 039	63, 514	10, 466	10, 860	-	_	72, 506	74, 374
営業外収益	_	_	-	_	423	487	423	487
特別利益	_	_	-	_	-	0	-	0
計	62, 039	63, 514	10, 466	10, 860	423	487	72, 928	74, 861
費用の部								
売上原価	51, 514	53, 200	7, 280	7, 009	-	_	58, 794	60, 208
販売費及び一般管理費	4, 034	3, 650	762	910	7, 138	6, 434	11, 934	10, 995
営業外費用	_	_	-	_	726	790	726	790
特別損失	_	_	-	_	-	62	-	62
計	55, 548	56, 850	8, 043	7, 919	7, 864	7, 286	71, 454	72, 055
当期純利益	6, 492	6, 664	2, 423	2, 941	△7, 441	△6, 799	1, 474	2, 806
当期総利益	6, 492	6, 664	2, 423	2, 941	△7, 441	△6, 799	1, 474	2, 806

- 注1)上記の金額は、消費税を除いた金額です。
- 注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和5年度資金計画及び実績

(単位:百万円)

区分	銀行券等事業		官報等事業		法人共通		合計	
区分	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額	計画額	実績額
資金収入	68, 289	68, 325	11, 589	12, 050	18, 537	39, 037	98, 415	119, 412
業務活動による収入	68, 289	68, 325	11, 589	12, 050	211	260	80, 089	80, 635
業務収入	62, 081	62, 114	10, 536	10, 955	-	_	72, 616	73, 069
その他収入	6, 208	6, 211	1, 054	1, 095	211	260	7, 473	7, 566
投資活動による収入	-	-	-	-	-	17, 219	_	17, 219
財務活動による収入	-	-	-	_	-	_	_	-
前期よりの繰越金	1	-	-	-	18, 326	21, 559	18, 326	21, 559
資金支出	68, 352	59, 644	7, 639	8, 704	11, 921	21, 332	87, 911	89, 680
業務活動による支出	54, 093	50, 891	6, 948	7, 648	11, 118	10, 904	72, 160	69, 444
原材料支出	10, 791	11, 044	276	834	-	_	11, 066	11, 878
人件費支出	26, 857	27, 205	4, 434	4, 453	5, 057	5, 072	36, 348	36, 730
その他支出	16, 446	12, 642	2, 238	2, 362	6, 061	5, 832	24, 746	20, 836
投資活動による支出	14, 259	8, 752	691	1, 056	802	10, 428	15, 751	20, 236
財務活動による支出	_	_	_	_	_	_	_	_
翌年度への繰越金	-	-	_	_	_	_	10, 504	29, 733

- 注1)当法人は、翌年度への資金を一括して繰り越しているため、翌年度への繰越金を法人全体に計上しています。
- 注2)上記の金額は、消費税を含めた金額です。
- 注3)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

令和5年度事業別営業収支率

(単位:百万円)

区 分	銀行券等事業	官報等事業	合計
売上高	63, 514	10, 860	74, 374
営業費用	62, 344	8, 858	71, 203
売上原価	53, 200	7, 009	60, 208
販売費及び一般管理費(事業別)	3, 650	910	4, 561
販売費及び一般管理費(法人共通)	5, 495	939	6, 434
営業利益	1, 170	2, 002	3, 171
事業別営業収支率(%)(売上高÷営業費用)	102%	123%	

注1) 財務諸表のセグメント情報を基に、法人共通の販売費及び一般管理費を各事業の売上高比で配賦した場合の参考値です。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

97

令和5年度施設及び設備に関する計画及び実績 (単位:百万円)

区 分		計画額	実績額	
施設関連	製紙部門	169	61	
	印刷部門	1, 320	911	
	共通部門	172	232	
	小計	1, 660	1, 204	
設備関連	製紙部門	2, 965	1, 852	
	印刷部門	9, 137	8, 128	
	共通部門	2, 137	1, 436	
	小計	14, 238	11, 416	
슴 計		15, 899	12, 620	

注1)上記の金額は、消費税を除いた金額です。

なお、施設関連は建物及び構築物を、設備関連は機械装置等を示します。

注2)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。